

平成 27 年度司法試験アンケート回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	3
(1) 憲法	3
(2) 民法	5
(3) 刑法	9
3. 論文式試験について	12
(1) 公法系	12
(ア) 憲法	12
(イ) 行政法	17
(2) 民事系	20
(ア) 民法	20
(イ) 商法	24
(ウ) 民事訴訟法	28
(3) 刑事系	33
(ア) 刑法	33
(イ) 刑事訴訟法	37
(4) 知的財産法	41
(5) 労働法	44
(6) 租税法	47
(7) 倒産法	48
(8) 経済法	54

(9)国際関係法(公法系)	57
(10)国際関係法(私法系)	59
(11)環境法.....	63
4. 短答式試験の科目変更についてのご意見	65
5. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	83

2. 短答式試験について

(1) 憲法

- a. 適切である
- ・ 基本的知識を問う設問である。
- ・ ほとんどが基本的な知識を問う良問である。
- ・ 全体として、憲法の基礎的能力を測るために適切な問題となっていると評価できる。判例の理解を問う問題も大多数は必須の判例から出題されている。

ただ、第4問の選択肢ウは、少年法自体の解釈にかかわる問題で、少々細かい知識を求めすぎという気がする。また、第14問の選択肢ウとエは、命令の違法性についての判例を問うているが、これが憲法の範囲に含まれるかどうかについては、議論のありうるところだろうと思う。行政法の短答式試験がなくなったことも影響しているのかもしれないが、適正な出題範囲については今後とも配慮をお願いしたい。

内容的には、第6問の営業の自由論争をふまえた出題は出色であると評価できる。学説を深く勉強している者は容易に回答にたどり着けるし、そうでない者も考えれば正解できる。これに対し、第10問の国民の義務についての出題は無理やり感が否めない。国民の義務について頻繁に短答式試験で出題する必要があるのか、疑問である。

- ・ 基本的知識を正確に学習しているかを問う問題構成となっており、基本書に基づく出題が多くなされている点も適切であったと考える。
- ・ 法科大学院の標準的な授業の成果を踏まえている。
- ・ 質量とも適切と考える。
- ・ 基本的な知識を問うものであり、受験生にとっても無理のない問題であると考える。
- ・ 法科大学院で標準的に扱われる判例等を素材にその正確な理解を問うものである。総論・統治機構についても、適切な難易度と考えられる。
- ・ 基本的な論点を網羅しつつ、過度に難易度が高くないため。
- ・ 細かすぎない知識だから。
- ・ 基本的事項の中で的確に出題されている。
- ・ 全体として例年通り、基礎知識及び判例の趣旨の正確な理解が問われている。出題範囲、分量及び難易度の何れも法科大学院における憲法教育の水準に相応している。
- ・ 基本判例および基本的な学説の理解を問う問題であるから。
- ・ 統治機構・人権保障の各分野から万遍なく出題されている。問題も基本事項について素直に尋ねるものが多いので、受験者の学習到達度を客観的に測定できる内容になっていると考える。あえて問題を指摘するとすれば、総論分野からの出題を2～3題にして欲しい。
- ・ 読み方によっては難しい選択肢もあったように感じました。
- ・ 受験生が軽視しがちな近代憲法史や過去の学説上の論争を前提とした設問もあり、法科大学院教育を通じて修了生が近代憲法或いは憲法という法規範の特質への理解を深めてい

るかどうかを問う傾向が今年は例年に比べると強かったと理解している。実務家法曹をめざす学生にとってもこうした理解は必要であり、今後の教育や学習に良い影響を与えるであろうと考える。

b.どちらかといえば適切である

- ・特に難解な知識を問うものではなく、教科書や判例を読んで基本的な考え方を理解していれば正解を導くことのできるレベルであり、正誤問題としても成り立っている。範囲についても全範囲から万遍なく出題されている。但し、やや判例に傾斜しすぎで、学説等の論理整合性を問う問題ももう少し欲しいところである。
- ・憲法の基本的理解や知識と関わらない些末な問題が減った。
- ・若干細かい知識を問う問題があるが、概ね法科大学院での学習の範囲内で回答できる。
- ・各問とも相当程度選択に迷うような難解・複雑な選択肢は設定されておらず、判例、基本書等を理解していれば概ね正解できる問題と思われるが、若干難易度が低めとの感が無きにしも非ず。
- ・出題のテーマは、標準的・オーソドックスなものであったと思う。
- ・全体的にバランスのよい出題であったが、誤りポイントが明確で、知識がなくとも解答できる問題が見られた。(第8問ウ、第9問ア、第17問ウなど)
- ・受験生にはぜひ知っておいてほしい知識である。
- ・適切でない問題があること。たとえば、7問イ プログラム規定説（用法が必ずしも一致していない）の説明の当否も含む趣旨かどうか不明。12問ウ「是認しつづけていれる」の意味が明らかでない。
- ・若干難解な問題も見られたが、全体としては適切。
- ・一部、細かな判例知識や学説理解を問う内容が含まれていた。
- ・従来より難易度が多少高くなったようであるが、短答式試験が3科目になったことからすれば、適切なものと考えられる。
- ・よく練られた問題が多かったように思われる。ただ、標準的な受験生にとっては難しかったのではないかと思われる。
- ・出題分野は均衡が取れており、難問・奇問はない。判例の趣旨の要約には、引き続き慎重さが必要である。
- ・標準的な問題が万遍なくだされている。
- ・他の科目との平均点や得点分布に配慮していただきたい。

c.どちらともいえない

- ・適切な問題も多かったが、判例の仔細な論理展開を覚えていなければ解けない問題があ

った。

- ・基本的な判例や知識を確認しようという意図は読み取れるものの、問い合わせの立て方について不鮮明なもの不適切なものが多々見られ、結果として受験生を混乱させる要因になっているものと伺える。特に、問い合わせのなかでは相変わらず、条文や判例、政府見解についての知識を問うのではなく、単に、「正しい」か「誤っている」かを問うものが多くある。憲法解釈において、絶対的に「正しい」もの「誤っている」ものがあるのか疑問である。また、問14については、「多数説」と「学説」という用語が登場しているが、両者は異なるのか、また、同じなのか説明を付記する必要があろう。加えて、そもそも、何をもって多数説と言えるのか疑問があり、そのような問い合わせの立て方にも疑問がある。
- ・非常に細かな論点まで問われている。
- ・判例についてくわしさを求めすぎる。

d.どちらかといえば適切でない

- ・司法試験は、第一義的には、今回受験した者の合格・不合格を決定するためのものですが、現実には、これから受験しようとする者に対し、到達すべき目標を示すという意味もあると思います。こうした観点からするととき、今年の問題は、法曹となろうとする者に何を求めたいのか、出題者の思想や信念というものをまったく読み取ることができません。
- ・論理的に考えさせて正解を導く出題が不足。
- ・正誤の判断がつきにくい問題がやや多かった。
- ・問題文が十分に練られていないものが多い。紛れのある問題もある。

e.適切でない

(2) 民法

a. 適切である

- ・特になし。
- ・基礎的知識として必要な内容を確認できる問題である。
- ・各領域から万遍なく、適當な割合で出題されている。難易度もそれほど高くない。
- ・本研究科が提供する授業の予復習が尽くされていれば、十分対応可能である。
- ・一部、詳細に過ぎると思われる問題もあるが、全体として見れば適切である。
- ・科目変更により3科目になったが、民法に関しては従来の水準を維持しており、適切なものと考える。

- ・大学院の授業だけで合格可能なため。
- ・基本的な知識を問う問題が多い。また、民法の全分野からまんべんなく出題されている。
- ・配分・内容とも適切である。
- ・出題範囲に過度の偏りがなく、適切でした。また、難易度も、極端に難しい問題もありませんでした。総じて、従来通りの基礎的な出題であったと思います。ただ、解答時間については、36問で75分なので（1問あたり約2分）、憲法や刑法と比較すると、ややタイトなものであったのではないかと思います。
- ・短答式科目縮減にもかかわらず、極端に難しくしていない点は評価できる。しかし、問題文については、日本語文章にする配慮も必要だと思う。
- ・民法に関する基本的知識及び理解を満遍なく問う内容となっている。
- ・総則、物権、債権総論、債権各論、親族、相続の各分野において、満遍なく、条文や基本的な判例の知識・理解を問う問題である。難易度も難しすぎず、簡単すぎず、適切である。
- ・ごく基本的な知識・理解を問う問題ばかりであり、適切であると考える（平成27年から「民法」となったところ、若干、民事訴訟法が“混じって”いるように思われるものもなくはないが、当該時点での論文式試験も同じ日程内で行なわれる現行試験では一どのみち必要とされる知識であり、レベル的にも許容範囲内であると考える）。
- ・法科大学院で普通に勉強すれば修得しているはずの知識を問うものであり、内容・難易度とも適切である。

b.どちらかといえば適切である

- ・出題範囲・出題レベルの双方において、法科大学院での学習で対応可能なものであるため。
- ・第1～6問が総則、第7～14問が物権、第15～20問が債権総論、第21～28問が債権各論、第29～34問が親族・相続、第35～36問は総合的な分野から、それぞれ出題され、全分野を網羅している。全体として基本的事項を中心として出題され、出題形式も受験者が判断し易いように整理されている印象を受ける。一見すると教科書等には通常出ていない選択肢もあるが、基本的事項からの類推により落ち着いて判断すれば解答可能なものが多い。試験時間は75分間だから1問約2分間で解くことになるが、決して不可能を強いるものではないだろう。
- ・基本的知識を満遍なく問うものになっているから。
- ・難易度も高くなく、判例・条文中心で、法曹として知っておくべき基本的知識の確認とし適切である。但し、選択肢の組み合わせを工夫しないと、簡単すぎてしまうことになるし、全部分からなくても解けてしまうため。
- ・少し細かい。

- ・基本的な事柄を問う問題となっている。
- ・民法全範囲から、偏りなく、かつ網羅的に、基本的な事項を問う出題であったから。
- ・昨年に比してやや難易度の高い問題も含まれていたように思われるが、基本的理解を問う工夫のある良問もある。
- ・多くは基本条文・重要判例に関する知識を問うものといえる。
- ・基本的な事項について質問しているから。
- ・判例の趣旨に照らして判断させる問題が 36 問中 19 問で多すぎる。そうでない問題が少ない理由は、問題の難易度が簡単過ぎるか、正解を特定することが難しい点にあると予想する。しかし、易化した問題でも合格点の設定で試験に必須の合格者セレクション機能は保てると考える。判例の趣旨に照らし判断する問題を今より少なくすることを望む。
- ・概ね基本的な知識を問う問題となっているが、第 12 問ウの執行費用の先取特権は通常民法の授業では扱わないものである。第 22 問の「債務の履行に障害」という用語も現時点であえて使う必要はないのではないか。また、冒頭の【】による注意書きはその必要性が不明である。
- ・やや細かい知識を問う選択肢もあるが、全体的には条文や判例や基本原理などの基礎的な知識を問うものが中心であり、適切である。

c.どちらともいえない

- ・教員により評価が分かれしており、法曹としての素養や能力を計測する内容としての安定性に問題がないとはいえないため。
- ・全体的には基本的な知識が問われる問題ではあるが、一部の選択肢に、法科大学院の授業のみではカバーしきれない細かな知識が含まれている。他の選択肢で正答に至れるのかも知れないが、このような細かな知識を出題するのは適切ではない。
- ・財産法と家族法とのバランスに疑問がある。判例の記憶点検試験のようであり、判例の射程を考えさせる設問が少ない。

d.どちらかといえば適切でない

- ・公表された正解に誤りがある。詳細は、【別紙】のとおり。

【別紙】

1 第 11 問のエについて

法務省が公表した解答によると、本肢は「正しい」ということになるが、以下のような問題がある。すなわち、本肢の文言は基本的に民法 292 条の条文どおりなので、出題者の意図としては、本肢が地役権の消滅時効に関する記述であることを前提に「正しい」という解答を期待したものと思われる。しかし、民法は 291 条から 293 条にかけて地役

権の消滅時効に関する規定を置いており、292条はその中に位置していることから、初めて消滅時効に関する規定であることが分かるのである。ところが、六法を手元に置かず本肢の文言だけをそのまま読んだとき、それが消滅時効のみに関する記述であると読み取ることは困難である。したがって、試験問題として本肢が出題されれば、それは取得時効を含めた時効制度一般に関する記述であるとして解答することになるのが普通である。そうすると、民法284条2項は、地役権の取得時効の中止は「地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない」としているので、共有者の一人についてのみ取得時効の中止事由が発生しても、他の地役権を行使する共有者にはその効力が及ばないことになり、本肢は取得時効に関する記述としては「誤っている」ことになる。結局、本肢は消滅時効の記述としては正しいが、取得時効の記述としては誤っているので、全体としては「誤っている」という結論にならざるを得ない。出題に当たっては、本肢が消滅時効に関する記述であることを明記する等、出題の趣旨が明確になるようにしておくべきであったと思われる。

2 第12問のアについて

法務省が公表した解答によると、本肢は「正しい」ということになるが、以下のような問題がある。すなわち、一般的の先取特権は、債務者の総財産を対象とするので、物上代位の問題は生じない。たとえば、本肢のように、債務者所有の動産が売却されて売買代金債権に代わっても、その売買代金債権も債務者の総財産の一部を構成するから、当然に先取特権の効力が及んでいるのであり、物上代位によって効力が及ぶのではない。したがって、本肢の「払渡しの前に差押えをしなくても先取特権を行使することができる」の意味を、物上代位をする必要がないという趣旨に理解して解答すれば、本肢は「正しい」ということになる。出題者としては、おそらくこのような意図で本肢を作問されたのであろうと思われる。しかし、本肢の文言は、「代金債権について……先取特権を行使することができる」となっているので、これをそのまま素直に読むと、先取特権者は、動産の買主から売買代金が債務者（動産の売主）に支払われた後であっても、当該売買代金債権に対して先取特権を行使することができる（したがって、買主は代金の二重払いを余儀なくされる）と述べているようにも読める。しかし、代金が支払われてしまえば、代金債権は弁済によって消滅するので、これに対する先取特権の行使は不可能になる。受験生が本肢をこのように理解して「誤っている」と判断しても、やむを得ないのでないだろうか。なお、一般的の先取特権の効力に関する規定としては、民法335条と336条があるが、本肢のような先取特権者と第三債務者（売買代金債務者）との関係については規定がない。したがって、第三債務者の弁済は先取特権者に対抗することができない（法定担保物権である先取特権が常に優先する）と解することも不可能ではない。しかし、公示方法が不完全な先取特権にそこまでの強い効力を認めるのは無理であり、先取特権者は第三債務者の弁済前に先取特権を行使して当該債権を差し押さえない限り、第三債務者に対抗することができないと解すべきである。こうした意味では、

物上代位権を行使した場合と結論は異なることになる。以上のとおり、本肢の売買代金債権に対する先取特権の行使については、その弁済（払い渡し）前に当該債権を差し押さえなければ先取特権を行使することができなくなるという意味で、本肢を「誤っている」とする判断も間違いとは言えないと思われる。

・内容面では基礎的な出題であると思うが、75分で36問を解いていくため1問あたり2分程度ということになり、問題文がやや長かったため受験生は時間不足になったのではないかと思われる。じっくり考えて解答する人は時間不足となり、やれない問題を多く残したことではないかと思われる。予備校では、如何に捨て問を作り、確実に解けるものを先に解いていくかがポイントであると指導されたという学生もいたが、今年の民法の短答式試験は要領のよさを試す試験になっていたのではないかと思われる。学生からは、憲法・刑法では時間が余ったが、民法は時間が足りなかつたとの声を多く聞いたことからも、民法の問題について憲法・刑法の問題と同じく時間が余るくらいの出題にすべきといえる。要領のよい人が受かる試験でなく、時間を十分に与えて基礎力がある人が合格できる試験にすべきである。

e. 適切でない

・専門家であっても、一般に、六法を見て確認するであろうような条文知識や少なくとも判例付き六法を見て確認するであろうような判例知識を問う問題が多すぎる。試験時間が短すぎる。

(3) 刑法

a. 適切である

- ・基本的な知識を問うているから。
- ・法学未修者でも、3年の教育課程をはじめにとりくめば対応できる問題であり、法学未修者を原則とするはずの法科大学院での教育成果を試すという観点からみて、良問であると思われる。
- ・罪刑法定主義など基礎理論に関する出題もあったこと。
- ・判例の知識を問う問題が多くを占めているものの、法的思考方法を確認する問題も出題されているから。
- ・基本的問題が出題されているから。
- ・基礎知識の習得度合いを測るのに好適な設問となっている。
- ・旧司法試験のようなパズル的な問題ではなく、オーソドックスな法曹養成に必要な基本的な条文、判例そして理論の知識などを問うていたため。

- ・複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。
- ・難易度も中程度で総論・各論の範囲からバランス良く出題されている。
- ・基本的な問題が多く、受験者の理解度を試すのに適している。易しすぎるという声も聞くが[実際満点が 182 名いる]、他方で最低ライン未満の者も 3 科目の中で 1 番多く、理解度が一定レベルに達しているかどうかを判定するのに適した問題であったのではないかと推測される。
- ・刑法の判例を踏まえた基本的な理解力を問う設問が半数を占め、また難度の高い設問が少なく、全体として、適切な設問群であった。
- ・判例・学説の基本的な知識、また、それを前提とした基礎的な思考能力が確認できる設問であり、適切である。
- ・法科大学院で学ぶ事項の中からまんべんなく出題されている。
- ・☆出題分野のバランス、難易度が適切である。
- ・量的にも内容的にも妥当な範囲にある。
- ・法科大学院の教育内容に沿った出題である。

b.どちらかといえば適切である

- ・全体としては適切であったと感じるが、偶然防衛についての細かい知識を問う問題があった点は、やや疑問である。
- ・総論および各論の基本的論点が出題されているから。
- ・昨年度から 3 科目に短答式科目が減少したものの、奇をてらった問題がなかったことは評価できる。但し、問題の水準がやや低めに設定されてたように思われた。
- ・難易度は平易で適切だが、判例を丸暗記すれば解ける問題がほとんどであり理論学習の誘因がない。問 19 は選択肢設定が適切でないために易しすぎる。あるいは、受験生の学力低下度を調査する目的でこのようにしたのか？
- ・どの問題も概ね基本事項に関するもので、適切だと思われるが、多くは判例の知識や条文についての基本理解があれば解答できる問題であり、もう少し深い理解を問う問題があつてもよいと思われる。
- ・概ね平易で、判例・学説についての基本的な知識を問うものであった。
- ・第 7 問、第 13 問のみ有用性に疑問があるが、その他は適切と思われる。
- ・難度も分量も適切。但し、判例関連の肢で、解答どおりに断定できるか微妙なものもある。
- ・法科大学院で習得すべき基礎的事項が比較意的素直な形態で出題されており、法科大学院教育の成果としての学力を問う問題として適切である。ただ、事後強盗罪に関する出題が重複していること、罪数問題はやや細かいのではないかとも思われること、いわゆる

組合わせ問題が数個あることなど、なお考慮の余地があるように思われる。

ほぼ適切であるが、第 7 問のように、趣味的で実際上の意味が乏しい出題は避けるべきである。

- ・難しい問題と易しい問題との差がかなりある。
- ・理論的に考察すれば結論が導き出せるような問題が多い点は適切だったと言えるが、難易度はそれほど高くなかったため、平均点が高く、満点者が多かった。難易度については検討すべき課題かと思われる。
- ・ややクイズ的であるが、概ね適切である。
- ・領域間の均衡が考慮され、基礎的な知識が問われている。
- ・一部、細かな判例知識や学説理解を問う内容が含まれていた。
- ・過度な難問は見られないが、論文式試験で問われる基本的知識を問うような短文事例式問題を中心とすべきである。
- ・少し癖があるようにも思えるが、基本的な知識を正確に修得しているかを判断するのに適した出題である。
- ・難易度、量ともに。
- ・概ね平易で、基本的な事項が問われており、必要とする判例も、極めて重要なものであった。防衛の意思不要説、違法二元論に関する問題は、問題自体は基本的であるとはいえ、法科大学院の実務と理論を架橋する刑法に求めているものについて、誤解を与える危険があるよう思われる。50 分問題としては、量が多く、特に、最後に長文の事例問題が出題されていることには悪意すら感じられる。なお、自動車運転死傷法に関する問題は、酒酔い運転と無免許運転の罪数という選択肢 1 つであり、これについて、同法が出題範囲であるという試験直前の発表が果たして適切であったか疑問がある。
- ・犯罪論中心の基本的な問題が出されている点は、高く評価できる。加えて、第 10 問が、窃盗罪・強盗罪を「奪取罪」とし、詐欺罪・恐喝罪はこれと異なる「交付罪」とする見解を前提としたことも、一部に誤解が流布されている中で、積極評価に値する。もっとも、疑問と思われる出題もある。たとえば、①第 1 問の選択肢「ウ」にいう「不真正不作為犯の因果関係が認められるためには、期待された作為をしていれば結果が発生しなかつたことが、合理的な疑いを超える程度に確実であったことが必要である。」という選択肢である。おそらく、不保護致死罪に関する最決平成 1・12・15 刑集 43 卷 13 号 879 頁の判示事項「同女の救命は合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められるから」を意識したものと思われるが（同旨、東京高判平成 23・4・18 東高時報 62 卷 1~12 号 37 頁）、不保護致死罪は真正不作為犯である。また、②第 3 問選択肢「エ」にいう「たまたま通り掛かった事情を知らない乙が、V の頭部を 1 回蹴り付け、V は、当初の脳出血が悪化し、死期が若干早まって死亡した。」という記述は最決平成 2・11・20 刑集 44 卷 8 号 837 頁を意識したことと思われるが、本決定の判示事項は「仮に」その後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、という仮定的なものであって認定事実とは異なるものである

から、「判例の立場に従って検討し」という指示を厳密に理解して考えると、解答困難に陥る。

- ・少し細かい判例を勉強しないと解けないと問題があつた。

c.どちらともいえない

・判例の結論を問う問題が多い点は適切であるが、特に第7問のように、いわゆる教室設例を前提に、設問も実務法曹の資格試験に不相当な内容が含まれている点は妥当性を欠く。

d.どちらかといえば適切でない

- ・実務と全く関係しない抽象論が出題されている。

e.適切でない

*複数回答

・総論、各論のバランスが良く、また、知識や思考力を問う問題もバランス良く配置されていた。(a)とりわけ問7のような純理論的な問題が、実務家登用試験たる現行司法試験の問題として適切かどうか、やや疑問がある。試験科目が3科目となり、差をつけるための措置としては、このような出題も必要であるということだろうか。(b)

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア)憲法

a. 適切である

・分野としても精神的自由であり、起きうる事例として考えさせる事例であり、重要判例を想起しつつその射程を事例に即して論証するという実践的な能力を図ることができ、添付資料はないものの、問題の量的にも難易度的にも適切である。

・現代まさに起こっている問題に対する憲法的センスを問う良問であると思う。

・「原告の主張にできる限り沿った観点からの憲法上の主張」を問う設問の組み方がとてもよかったです。配点が明記されている点もとても良いと感じた。また、問題の内容も、思想及

び良心に基づく差別、平等原則違反、公務員の中立性など多様なテーマと関連する項目が組み込まれている点で、何を選び取るのかを評価することができ、法曹に必要な専門的学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を見極める問題として適切であったと考える。

- ・問題がそれほど複雑でもなく、事例に即して、考察できるような設問になっている。
 - ・難易度はやや高かったが、きちんと考え方させる問題であった。
 - ・思考力を試す良問であると思われる。
 - ・実際に起こりうる事態を想定した課題設定であり、かつ、憲法の基本的な理解を問う問題であるため。
 - ・応用の中で基本を問うているから。
 - ・問題文及び設問において論ずるべき点が示されており、法科大学院における憲法教育の水準に照らして難問とまでは言えない。出題の形式面についても、各設問の配点が明示されるなど、改善されている。
 - ・参考にすべき関連判例もあり、その応用を問う問題であるから。
- また、違憲論、それへの反論、自分の意見に関し配点が明示されている点は、プラスに評価できる。
- ・問題としては面白いと感じたが、一方、解答への「誘導」がはっきりとし過ぎている印象がある。今回の問題についてはこれでよいのかもしれないが、今後もこのような出題傾向が続くと、受験生が「論点主義」に走る危険性を感じたので、上のとおりの評価とした。
 - ・平等と表現の自由にかかわる合憲性審査を適切にできるかを問う出題であったと理解している。情報量もさほど多くなく、適切と評価出来る。ただし、甲市主催のシンポジウムについて、セミパブリック・フォーラムと評価できるかどうかを論じるべき出題であると理解しているが、この点について受験生が気付くのはやや難しかったのではないか。何らかの誘導があっても良かったかと考える。
 - ・設問（1）～（3）になったことを評価する。

b.どちらかといえば適切である

- ・基本事項への理解が問われるスタンダードな問題であり難易度はそれほど高くないと思われるが、検討すべき憲法問題につき問題文中に必ずしも明確に限定せず受験者自身の考察、選択がもとめられているのは、上記基本事項への理解を問う方法として適切と感じた。
- ・憲法の基本的理解を試すものと見られるが、「同一に扱ったことについて差別である」という主張の部分は、標準的な判例・教科書の理解では解答しにくいのではないかと思われる。
- ・公務員の採用に際しての思想ないし表現活動との関係での差別問題を中心とした、受験者の憲法上の論述能力を問うのに適した優れた問題であったと思う。憲法上論すべき点が

具体的に示されているのも、それなしでは難易度が高すぎたであろうから、適切な配慮であったといえる。

ただ、B が自分と C とが同一に扱われたことを「差別」だと考えているという主張に訴訟代理人としてどう対応するかは、かなり難しく、この点で受験者間に差をつけることは困難ではないか。出題にあたっては、受験者が「憲法問題」として一般に想定している問題状況を考慮することも必要であると思われる。

シンポジウムでの発言を不利益に考慮することの憲法上の問題性の指摘で、あえて条文を示していないのは、その点を考えよという受験生へのメッセージであり、優れた出題形式であると思う。19 条または 21 条が考えうるが、いずれにせよそれぞれの自由保障に即した論理構成が求められるのであって、各自由権の内容理解および答案構成能力を見るために適切な誘導であったと評価できる。

ただ、考えさせる問題であるだけに、受験生に解答のための十分な時間があったのかどうかが少々心配である。もし途中答案が多かったなどの事情があれば、今後の問題の分量への配慮が必要であろう。

- ・全体的に考えさせる事例問題として良門だと思われるが、設問 1 (1) で、明らかに無理筋と思われる B の主張をさせるように支持している点については、その趣旨が不明であり、授業でもそのような主張は普通は扱わない。
- ・問題としては適切レベルだと思う。しかし、設問の問い合わせ方の変化は、これまでの採点実感で示された見解と整合する側面としない側面があるので、受験生には戸惑った者もいたと思われる。
- ・やや回りくどい感じもあるが基礎的な理解をはかる問題となっている。
- ・社会的に話題になった問題を、憲法の重要論点とリンクさせており興味深くもある。
- ・従来と問題傾向が変わり、受験生の中には戸惑った者もいると思われる。芦部信喜著『憲法』を教科書にしている学生にとって、推論することは困難だったと思われる。
- ・もっと作りこみ過ぎない出題をしても大丈夫であるように思われる。どのみち現在の法科大学院修了者の上下差は大きい〔下が限りなく低レベルな〕ので、問題づくりに凝らなくて、自ずと容易に差はつくと思われる。
- ・知識以上に思考能力をためせる。
- ・問題文の分量がそれほど多くはなく、事案を十分に分析して、論点の考察を行わせるものとなっている点で、適切といえる。
- ・これまでどおり具体的事実関係に即して憲法問題を論じさせる点に加えて、回答に当たって丁寧な誘導がなされた点は評価できる。他方、問われている論点 3 つのうち 2 つは応用的なものであり、実力のある受験者にとっても難しい問題であったのではないか。
- ・同一に扱われたことと差別との関係については、受験生にとって難しかったのではないかと思われる。
- ・やや出題意図がわかりにくいと感じたが、設問で適切に誘導している。

- ・主張すべき争点が明示されていた点は良かったと感じました。
- ・基本的な判例を基礎としている。

c.どちらともいえない

- ・リード文の長さは適切である。問題も良質である。しかし、2時間で3つの論点につき三者の立場から論じさせるのは、受験生には過重負担である。おそらく最初の違憲の主張が立論できた者はほとんどいないのではないかと思われる。これを捨て問にして他の2点に集中した「守りの答案」が高評価を得ることになるであろう。つまり受験戦術に長けた者がぬきんぐことになると思われる。せっかくじっくり考えさせる問題なのにそのための余裕を受験生から奪ってしまったのは失敗であったと考える。
- ・問題文自身は悪くないと思うが、誘導の内容が適切だったかどうか、疑問がないわけではない。
- ・BとCの差別について憲法上の主張を述べさせる点は、そもそも法の下の平等とは何かということを考えさせること、問題意識を持たせるという意味では非常にいい問題であったと言えるが、研究者コースの入試問題や法科大学院の教室での質疑の場であればともかく、司法試験という場でこのような問い合わせが妥当であったか疑問が残る。おそらく、多くの法曹実務家は、現在の学説や判例を前提とすれば、このような依頼者がいれば、公務就任権等の侵害としてならともかく「差別」として争うことは主張自体失当であるとして、依頼者を説得するものと考えられる。司法試験はまずは法曹実務家として適性を問う試験であることに鑑みると、この場合、無理に依頼者の意向に沿って立論することが法曹実務家として正しい姿であるか疑問である。また、逆に、法曹実務家としての能力をはかる試験としてであれば、判例の射程や当てはめの能力など、他にも問うべき問い合わせがあったはずである。加えて、法科大学院制度の採用以降、司法試験の憲法は、大きく人権分野に偏った設問がなされている傾向にある。ただ、近年の政治状況のなか、法曹実務家が様々な場面において統治分野にかかわる意見を求められる場合も増えており、さらに、法曹資格者の職域の多様化により行政分野で働く法曹資格者も著しく増加している状況にある。しかしながら、司法試験における統治分野の比重は著しく小さいため、法科大学院の学生の統治分野に関する勉強量や知識は非常に低い水準にとどまっている。このような状況において、彼らが仮に司法試験に合格したとしても、法曹資格者に対し社会的に求められている役割を充分に果たすことができるか疑問である。例えば、問1と問2という形式で問い合わせを分け、問1は事例問題の人権にかかわる出題としても問2は一行問題的に統治分野にかかわる出題をしてもいいのではないかと考える。
- ・受験生にとってなじみのない論点も含め例年より論点が多く、試験時間内の解答が困難と推測される。
- ・設問1（1）と設問2との関係がやや不明確である。また、設問2の問い合わせ自体にも問題

があるように思われる。

- ・政治的な要素が入る余地がある。
- ・問題は、素直な事実関係が用いられており、また、検討すべき問題点も、一つは平等原則であることを明示して検討させ、他方でその余は解答者が把握できる人権を論じさせることによって、どの人権を対象として選択するかによって得点のばらつきが生じない工夫がなされている。その意味では、憲法理論の理解や主張・判断能力を試すには適している出題である。配点が明示されたことも、評価できる。

他方で、平等原則を検討させる際の「Cと自分を同一に扱ったことについて差別であると考えている。」という記載は、それを誘導として用いているのであれば、解答者を混乱に導きかねない記載である。平等原則に関する通説的理解は、形式的平等であり、まずはそうした通説的理解に立った論述能力を試すのが試験の目的である。そして「同一に扱ったことについて差別」とする理論的説明は、平等原則が場合によっては異なる扱いを義務づけているというものであり、通説的理解を越えた学説上の論争にわたる部分である。そうであれば、少なくとも、通説的理解に立った論述を可能とする出題を前提とした上で、さらに発展的に問うべきであり、最初に論じさせるのは適切ではない。逆に、こうした誘導を無視して、通説的理解に立った論述を期待するのであれば、この誘導は解答者に混乱をもたらす有害な記載である。

- ・誘導される論点・設定にやや無理がある。

d.どちらかといえば適切でない

- ・解答の誘導が適切でないように思われる。
- ・採用に關係する法令や基準が示されていないために憲法訴訟としての性格が明瞭でない。
- ・事案が実態と離れている。
- ・過去3年間のように、重要な判例を理解していれば、その事案での違いを分析することで解答できるような問題ではなかったため。
- ・原告が提起する論点（平等の主張）に少し無理があると感じられたため。
- ・現実にはありえない状況を問題とするべきではない。

e.適切でない

- ・関連法規抜きに適切な判断を導きうるのか疑問。

(イ)行政法

a. 適切である

- ・行政法の基本知識を丁寧に使いこなせば一定程度の水準の答案を示すことは可能であり、適切な出題である。
- ・難易度が適切であったから。
- ・授業を理解していれば、ポイントについてある程度は書けるというレベルの問題であるから。
- ・訴訟法の問題と本案の問題のバランスがとれている。
- ・非常にオーソドックスな問題であったと思われる。消防法という行政法の教材ではやや取り上げられることの少ない領域からの出題ではあるが、誘導が詳しいので、落ち着いて事案と向きあえば、解答可能であったと思われる。
- ・行政法の基本的な知識を持っていれば一応回答できる内容であり、資料等を含めた問題文の分量も適切である。
- ・法化大学院を2~3年で卒業した学生であれば十分に試験時間内で答案を書くことができる良問だった。
- ・訴訟要件（訴訟類型）、実体的違法事由、損失補償について、バランスのよい出題をしているから。特に、実体的違法事由について問う設問2は、根拠法令の仕組みおよび趣旨からその解釈を考えさせる点で、司法試験で求められる行政法の能力を測るために適切な出題であると考えられる（そのような準備をしていない受験生には難度が高いと感じられるかもしれないが）。
- ・差止訴訟、取消訴訟および損失補償について基本的な知識と思考力を問う問題であり、難易度としても適切だと考えます。年々問題が洗練されてきているという印象を受けていますが、今年は参考法令や誘導もよく配慮されていると思います。昨年の設問3では認可の取消訴訟で争うのが素直であるにもかかわらず、認可取り消しの義務付け訴訟に誘導するような設問に違和感を感じましたが、今年は素直な良問といえるでしょう。
- ・行政処分差止訴訟の訴訟要件に係る基本的知識、裁量基準の合理性及び個別事情考慮義務の有無等といった重要論点、損失補償の重要判例に関連する論点などについて問うもので、解答への「誘導」も適宜なされていたことから、法科大学院修了生であれば十分対応できた問題ではないかと思われる。細かい判例や個別法の特殊な知識を必要とするものでもなく、久しく問われていなかった損失補償に再び光を当てた点も併せて踏まえると、良問であったと言えよう。
- ・ここまで準備するのは難しいのではないかと思われる設問もあるが、問題文・会話文に工夫を凝らして、落ち着いて考えれば対応できる問題に仕上げてある。
- ・抗告訴訟の訴訟要件と実体的違法事由というオーソドックスな論点に加え、手薄になりがちな損失補償の問題をも論じさせるものであり、適切であると思われる。
- ・行政法の理解・知識と個別法の解釈のバランスがとれた出題になっている。

- ・分量、難易度ともに適切と考える。
- ・問題構成が、訴訟類型の選択、裁量の本質と取消違法事由、そして警察危険・信頼保護を絡ませた損失補償となっており、広い分野をカバーしている点で、たいへんバランスが良いと思う。しかも、それぞれ、一捻りあるため、十分な判例学習と論点整理ができるていない学生には、出来たつもりになるが、点数が伸びない、という内容である。本問から、出題者が期待する合格者レベルを知ることが出来る。そのレベルは標準的で、好感が持てる。採点方針にもよるだろうが、昨年より平均点は高くなるのではないかと推測する。
- ・公法系科目第1問同様、各設問に配点を示した方が良いと思います。
- ・訴訟要件については軽く、あとは会議録の誘導に沿えば解答できる。

回答者が出題の意図を容易に把握でき、また解答すべき内容も適切に指示されている点で評価できる。他方で、個別の法令で使用される特殊な用語（本件では「倍数」、「短縮限界距離」など）については、解答者が混乱することのないように、その意味のみならず用例について、ていねいな説明を行った方がよい。

b.どちらかといえば適切である

- ・論点が比較的に素直である。
- ・差止め訴訟の要件、本案上の違法主張、損失補償の要否を問うものであり、おおむね法科大学院教育をふまえた妥当な内容となっている。
- ・設問2は内容を正確に読み解き理解するのに少々時間がかかると思われる。
- ・内容はオーソドックスだが、ロースクールでの到達点を試すものでよかったと考える。
- ・設問2は提示された資料から違法判断の論理を組み立てることができ、受験者の行政法的思考能力を適切に測ることのできる問題であると考える。しかし、設問1の行政訴訟要件については行政訴訟法の知識を問うだけであったように思われる。むしろ、処分性あるいは原告適格につき、理解力・応用力を問う出題内容のほうが良かったのではないか。たしかに、差止め訴訟の訴訟要件をめぐる最高裁の判例理論の理解と応用に関わる論点もあるが、配点から見て、そこまでが問われているとは考えられないので、上記の評価をした次第である。
- ・設問1、2は良問であるが、設問3は、法科大学院の授業内容に比して難易度がやや高いように思われる。
- ・問題自体は良く練られている。受験生には時間との勝負という面があり、もう少し純粋に「行政法」の理解力を問うものであっても良いのではないか。
- ・設問がオーソドックスであり、ヒントによって難易度も適度なものに抑えられているから。
- ・扱っている内容は適切なものといえるが、3つの設問について相応の解答を行うには、時間が少し不足するのではないかと思われる。

- ・[資料1 関係法令]の記載がやや不適切である。
- ・素材とされた事例、問われている論点、難易度は、概ね適切と思われるが、設問2はかなり難度が高く、また、問題文1段落目の「倍数」についての説明がわかりにくく思われた。
- ・質・量とも法科大学院の修了生にとって適切と思われる。
- ・何を論じなければいけないかが分かりやすく、また、限定している点は積極的に評価できる。大変重要で基本的なテーマを議論の対象にしている点も高く評価できる。
- ・比較的オーソドックスな問題で、分量も概ね妥当であるので。
- ・論点は適切であるが、対象となっている行政が特殊である。もっと一般的な行政処分で出題すべきである。
- ・設問1を基礎的問題として積極的に評価すべきか若干躊躇がある。
- ・問3の損失補償については基本的な理解を問うものであり、誘導も適切であったと思われる。
- ・行政訴訟の比重をもう少し高めても良かったと思われるが、全体としては適切である。
- ・行政法解釈の素養、行訴法にかかる当てはめ技術の修得度、判例解析・適用能力を問う、バランスの取れた問題であった。ただし、設問2が昨年の問題と若干被っていたのが疑問である。

c.どちらともいえない

d.どちらかといえば適切でない

- ・素材が特殊であり、問題も難解である。
- ・現職の法曹であれば、“当然解答できる”と判断されているのか？
- ・関連法令がやや複雑過ぎる。

e.適切でない

- ・問題には、3つの小問があり、同一の処分について、処分前の事前救済・処分後の取消訴訟における取消事由・処分が適法とする場合の損失補償の要否、がそれぞれ問われている。しかし、この3つの小問は、相互に相容れない前提での設問である。事前救済の必要性に係る訴訟要件を論じ、次に事後救済である取消訴訟（執行停止ではない）において処分が違法である旨の主張、さらには、処分が適法であることを前提とした損失補償の要否と、次々に紛争状況を異にする問い合わせに答えるという作業は、事例につき法的思考を深め、論理的で説得的な練り上げられた法的文章を書き上げるのではなく、受験論点的な知識を

要領よく吐き出せばよいという、誤ったメッセージを受験生・法科大学院生に送るものである。従前、よく練られた良問が出題されることが通例であったのであるから、本年のような出題でなく、法科大学院生に対し、安易な論点学習に走らないようにというメッセージがしっかりと伝わる出題を切望する。

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・ 基本的知識と基礎的な法的思考力を確認できる問題である。
- ・ 本研究科が提供する授業の予復習が尽くされていれば、十分対応可能である。
- ・ 設問1、2は丸太の明認方法という若干現代社会の取引においてはなじみの薄い問題であったが、民法177条の対抗問題、即時取得の問題、付合、不当利得返還請求権、留置権等の基本的問題を次々と展開して考えさせる問題であり、また、設問3は、タイムリーな最高裁判例を取り上げて、事案解決を求める問題であり、大変適切であった。
- ・ 難しすぎないから。
- ・ ある判例を知っているか否かで差が付くような問題ではなく、民法の基本的な力の有無で差が付く良問と思われる。また、実体法上の問題と要件事実が適切な形で組み合わされており、今後とも要件事実論はこのような形で問われることが望まれる。
- ・ 「明認方法」の出題については意見は様々であろうが、内容はバランスのとれた出題であり、適切なものと考える。出題者は苦労されたと思うが受験生の水準からは良問と評価しうる。
- ・ 基本的な事柄を問う問題となっている。
- ・ 種々の、非常に基本的な、法的アプローチを検討させる事例問題であったから。
- ・ 大学院の授業だけで合格可能なため。
- ・ 事案の分析を通じて基本的な法制度の理解を問うものといえる。
- ・ 基本的な論点をうまくかみ合わせて総合的な力を試す良問である。
- ・ 民法の基礎知識を問うもので適切である。
- ・ 問題の質量とともに昨年度を踏襲しており、出題の形式面で安定している。また、論点の難易もバランスを保ち、法科大学院教育の成果を測る適切な内容になっているといえる。
- ・ 受験生の質との関係だが、おかしな難問ではなく、基本的な事項について聞いているから。
- ・ 対抗関係や動産の即時取得といった基本的な法律分野を素材としながらも、受験生の思考力・応用力を問う良問となっている。
- ・ 財産法の重要な論点が問われている。難易も適当である。オーソドックスな出題である。

試験時間を考えて事案の複雑さが、今まで比べると、軽減されたから。

- ・民法の基礎をマスターし、基本的な論点についてきちんと理解していれば対応出来る問題であり、適切であると考える(例えば留置権については、学生の勉強がどうしても短答式試験対策に限られがちになっているように見受けられるが、広範にわたるとはいえ、予め民法全体が出題範囲とされている以上、どこから出題されても文句は言えないであり、「担保物権は抵当権と譲渡担保くらいしか出ないだろう」などと高を括っているような学生ないし受験生には、よい薬になったのではないかと思われる)。なお、不法行為については、取引行為的不法行為における使用者責任を問うといった場合はともかく、他の民法分野に係る問題の中で併せて出題することは、問題作成者にとり少なからぬ苦労を伴うものなのではないかと拝察しているが、本年の問題についても、問題作成上の工夫に頭が下がる思いであることを付記しておきたい(ちょうど関連する最高裁判決が出たところでもあり、社会的背景をも視野に入れつつ常に判例の動向にアンテナを張っておくことの重要性を一同じ事例ないし論点と思い込んで飛び付くと痛い目を見るという点も含め一改めて認識させる良問であったと考える)。

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院での学習で対応可能なレベルの問題であるため。
- ・第1問は、本人に所有権留保がされた動産売買における本人と当該動産を譲り受けた第三者の関係、第2問は、明認方法の付された立木の所有権者と立木の地盤である山林所有権者の関係、第3問は、15歳の未成年者による第三者への不法行為と監督義務者の責任、に関する問題である。第2問は、登記等の対抗要件ではなく、教科書や授業等では、あまり触れられていないと思われる立木の明認方法を題材とし、やや意表を突いた印象を受ける。しかし、全体としては、財産法の全分野を視野に入れ、また、当事者の反論も考えさせ、対象となる物も区分して解答を誘導しており、こうした中で、出題の意図を比較的明確に示す問題と思われる。
- ・とくに〔設問1〕小問(2)が自分で考えさせる良問と思われる。
- ・問題数(小問を含めて)が少し多いとおもわれる。
- ・新司法試験当初のような大問題で、言い分方式、会話方式、契約書方式等々の実務的な試験からは様変わりして、オーソドックスな試験になって、これが2年続いている。いたずらに奇をてらった出題よりも、このように内容で勝負させるほうがよいと思われる。大きな差がつかない問題であるが、逆に実力の差は確実に出る試験問題である。その意味で、施行当初の問題と比べると寂しいが、このオーソドックスな形式での出題を今後も継続させてほしい。
- ・できるだけ広く、基本的事項、基本的判例の理解を問うことを意識しているように思える。

- ・ 基本的な知識に基づいて法的思考を働かせれば、ほとんどの解答ができる、さらに高度な論点に踏み込んで行くことも想定されているものと思われ、良問だった。ただし、設問3については、設問1、2と同一のストーリーである必然性はない。このようなこだわりのために、受験生に必要以上の負担を強いている面があると思う。
- ・ 出題内容はいずれも適切だが、2時間という時間的制約を考えた場合、受験生にとって対応可能な幅が限定され過ぎている、あるいは、十分な解答が極めて困難である。
- ・ 設問2(1)については、実務的な感覚まで身についていないと、Gの主張を特定するのに迷いが生じるよう思われた。また、設問3については、受験者の能力の判断において差をつけ難かったのではないかと感じた。
- ・ 広い分野から出題されている。
- ・ 設問(1)の(2)が難問である。

実務家登用試験であるにもかかわらず、出題分野（設問1、2）がやや特殊であったのではないかと思います。また、出題形式について、例えば、「Aの主張の根拠を説明し、そのAの主張が認められるかどうかを検討した上で、これに対して考えられるCの反論を挙げ、その反論が認められるかどうかを検討しなさい。」という場合、主張で書くべき事項と反論で書くべき事項との区分けまで指定されたことにより、かえって解答しにくくなつたのではないかという声もありました。

※民法の試験問題が「どちらでもない」と考える理由

1 設問1について

付合を原因とする賃金請求の可否について問う出題それ自体は受験生の思考力・応用力を問うのに適切であると思われるが、不当利得法の規定に基づく賃金請求につき、設問は、請求の当事者であるAとDの間に第三者であるBとCとが介在している場合であることに注意した思考・応用が受験生にきちんとできているのか懸念されなくもない。懸念が無用であれば、適切であったということになるが、懸念した結果になっているとすると、出題は可としても、注意しなければならないのがどんな点であるか、設問中にヒントを示しておいたほうが良かったのではないかと思われる。

2 設問2について

留置権の成立要件である「物に関して生じた債権」の意義につき、例えは、通説・判例であると思われる我妻説ほかと、少数説の薬師寺説ほかと、さらに、折衷説に思われる内田説との対立がみられるが、通説・判例に従って設問について解答する場合は、被保全債権の債務者と目的物の所有者とが異なることに問題はないので、この点を簡単に肯定する答案も少なくないように思われる。これに対し、受験生の間では、少数説ないし折衷説が広まっているようにも窺われる所以、この点を否定する答案も相当数を占めるのではないかと思われる。留置権の本質的な理解がないまま試験に臨んでいる受験生を全員アウトとするのであれば格別、そうでないとすれば、この点でも、設問に工夫をして、受験生が論点にしっかりと立ち向かった解答ができるように配

慮していただきたい。

3 設問3について

未成年者に責任能力が認められる場合の親の不法行為責任を問うのは、トピックでもあって、適切であったと思われるが、714条の趣旨を踏まえ、親の監督義務違反も不法行為の類型の1つとなり得ること、未成年者の責任能力の有無と賠償能力とが連動しない場合の被害者保護の在り方といった視点からの問題分析ができた上で解答する例がどの程度あるのか懸念しないわけではない。そのような背景的な理解は不要というのであれば格別、そうでない以上、この点でも、設問に工夫をして、受験生が論点をしっかりと把握して解答ができるように配慮していただきたい。

また、被害者側の過失についても、例えば、設問において、K（母親）のL（子供）に対する不法行為が成立するのか否かも視野に入れて、被害者側の過失について、その本質から考えさせるような出題も可能であったのではないかと思われる。

- ・2時間で小問6つを解答させるのは少々負担ではないかと思う。もっとじっくり考えて解答させる設問に絞っては。
 - ・問い合わせはいずれも基本的法律関係に関するものであるが、分量がやや多い。
 - ・小問の数が多い。設問1の問い合わせ方に疑問。
 - ・個々の出題は適切であるが、出題する分野が物権に偏っている。
 - ・基本的な問題であり適切であるが、過年度に見られたようにもう少し応用度の高い設問を組み込むことも考えられてよいと思われる。なお、設問2で【事実】1から13までを前提として、設問3で【事実】1から18までを前提としてとされているが、各設問に関連する範囲だけを示せばよいと思われる。
 - ・法科大学院で修得した基本的知識をもとに検討することを求める出題内容になっており、法科大学院修了生の学修成果を測る上で適切である。ただし、問題量が若干多く、考える能力よりも事務処理能力の勝負になってしまふおそれがある。

c.どちらともいえない

- ・解答時間に比べて、記述すべき内容が多すぎるのではないかという印象を受けた。
- ・内容的には概ね妥当であるといえるが、分量が多すぎて、じっくり考える習慣を奪いかねない。
- ・制度選択を問う問題ばかり出すのであれば、回答時間が足りない（問題量が多い）。例えば、設問3は、不法行為と指定しても良かったのではないか。
- ・個々の設問・小問は良問と思われるが、例年より小問が多いうえ、事案も典型的でないのにやや複雑で、受験生が時間内に解答することが困難な印象を受ける。
- ・余りにも典型論点から出題されており、真の法的思考力を問う問題になっていない。

d.どちらかといえば適切でない

- ・短答式試験に関する知識で結論を導き出すことのできる問題が増えており、全体として考える力を試す要素が少なくなっている。
- ・立木の論点は古典的すぎて、現代の実務法曹の資質を測るための設問として、その適切さに疑問が残る。
- ・各設問の難易度は高くないが、設問数が多く、質の高い答案を書くことは難しい。
- ・今年の試験は2時間で設問が3問あり、それぞれの設問に各小問が2題ついていて、分量的に受験生が解答するのに時間が足りなかつたのではないかと思われる。長い問題文を読み解し、答案構成を30分で行うとすると、記述している時間は90分となり、小問の6問はそれぞれ15分で解答せざるを得ないことになる。とりわけ、設問2の(1)が明認方法の対抗問題や民法177条の「第三者」に受寄者があたるかといった受験生からすると気づきにくい論点の出題となっており、典型論点である設問3を時間不足とした受験生が大きく差をつけられたのではないかと思われる。旧司法試験は2時間で設問が2つだったことからすると、2時間で設問が3つで小問が6題あるのは分量が多すぎるのではないかと思われる。捨て問を作つて要領よく解答する人がかかる試験から、すべての設問を解答する時間を十分に与えて基礎力がある人が合格できる試験にすべきである。

e.適切でない

- ・問題文の長さと難易度からみて、試験時間2時間で小問6問は多すぎる。設問1(2)は、添付が生じた場合の賃金請求権に関する問題であるが、法科大学院のカリキュラムにおいて、添付と不当利得の問題について十分な授業時間を取りることは難しいところであり、法科大学院教育の範囲を超えている。設問3(1)(2)は、不法行為などの教科書でも取り上げられている問題ではあるが、やはり十分な授業時間を取りことの難しいところである。それを（単純計算で）各20分で解答させるには無理がある。設問2(1)も、対抗問題に関する基本的な理解を問うものはあるが、立木の物権変動という、典型的でない場面での対抗要件を問題とするもので、やはり時間的にやや無理がある。

(イ)商法

a. 適切である

- ・普通に勉強していれば、及第点を得点できる基本的な問題だと思う。
- ・会社法を一通り勉強していれば解ける素直な問題であるため。
- ・うっかりミスで重要論点を外す危険は少なく、学生の「地力」が正しく反映されやすい良問だと思われる。

- ・いずれの設問も法科大学院における学習対象として必要な判例を題材に出題されていて、基本を重視し、事例をもとに真に理解しているかを問う問題であると捉えることができ、司法試験の設問として適切であると考えます。
- ・基礎的事項の習得および判例学習の重要性を受験生に認識させる内容となっている。
- ・解答量は若干多いが、レベルとして適当である。内容についても、典型的な問題を聞くとともに、現場思考が要求される問題への解答が要求される点で、例年の傾向とも合致し、受験生が準備しやすく、かつ、実力差が出る良問である。解答に必要な論述量が多い点は、例年通りであり、商法の問題が思考の深さよりは典型的な事例の処理能力を見る傾向は強まったように思われる。
- ・それなりに複雑な事例問題となっており、基本的な法律問題を応用したものといえよう。
- ・全設問とも、会社法の基本的な問題点についての問題であったため。
- ・基本的な論点について聞いており、受験生にとって答えやすい試験問題である。その点、得点に受験生の間で差がないという事になる可能性がある。
- ・取締役の競業行為に基づく責任、「事業譲渡」の意義とその決定機関、新株予約権の行使条件の変更等の会社法上の典型的な重要論点につき、詳細な事実関係および貸借対照表の概要や当該事業部門の資産負債状況についてのデータを示した上で、それらに基づき、具体的に当てはめをさせる問題であり、質量ともに適切である。
- ・☆基礎的事項を問う良問である。
- ・基本的問題から応用的問題までバランスよく出題されている。
- ・基本的論点についての理解を問う設問であったため。

b.どちらかといえば適切である

- ・標準的な論点が問われているから。
- ・全体的な分量としては、昨年までより若干減少したように思われ、その意味では適切であるといえるが、内容的に、最高裁判例をそのまま出題するというやり方は、これまで行われてこなかったことから、判例を知っている者が得をするという形式の出題は、余り好ましいとは思われない。もちろん、当該最高裁判例は非常に重要であり、受験生として知っていることは当然であるが、事案を多少ひねって出題する等の工夫があつても良かったように思われる。
- ・過去問と比べると、求められている解答の範囲が明確になった。
- ・講義で取り扱う基本的なテーマの範疇にあるといえる。
- ・論点は概ね基本的なものであり、要求される知識の水準も司法試験として適切なものと言える。論点の形式的な知識を問うのではなく、知識に基づいて自分なりに考えさせる問題である。ただ、所定の試験時間に照らすと、やや分量が多すぎるのではないか。
- ・会社法の基本的な制度や重要判例の理解を問うとともに、具体的な事案への当てはめがで

きるかを問う問題であり、難易度もそれほど高くなく、司法試験の問題としてふさわしい。ただし、答案で記載が求められる分量は若干多めであるようにも思える。

- ・設問文が小問ごとに分かれており、解きやすい反面ぶつ切りの観もあるため。
- ・内容は妥当であるが少し分量が多い。
- ・設問 1、設問 2については、法科大学院で基本的な教科書を学び、基本判例を理解すれば、論じることのできる問題であり、事実関係についても戸惑うところはなかったと考える。設問 3については、モデルとなる事案の最高裁判例は、基本判例として当然に法科大学院で検討されるが、最高裁の判例で争点となった事項と、原審までで主要に論じられてきた争点とは内容が相當に異なる。原審まで論じられてきた争点が、「当然に学んでおくべき基本的な法原則」といいうかについては、疑問がある。
- ・重要な判例をもとに学修をしていれば、問題点を発見できる出題であり、適切な内容のものであると考えます。もっとも、解答すべき内容が豊富であり、時間が足りなくなることが予想され、この点については、改善の余地があると考えます。
- ・設問 1 が特定の出題者の専門トピックそのものだったから（出題者や出題傾向がある程度予測できるような問題は望ましくないと思う）。
- ・会社法の基本的な内容を問うものであり、比較的適切で、標準的な出題であったと思われるため。
- ・b にした理由は、設問 3 がやや枝葉の知識をきく問題であったからである。設問 1 と 2 は適切な問題であった。
- ・基本的論点や近時の判例を素材にしており、また法科大学院の教育内容も反映した非常によくできた設問と考えられる。もっとも、全体の時間的なバランスにおいて十分に設問に対応できるかという点が若干問題となるかも知れない。
- ・基本から応用まで尋ねる良問です。しかし、時間内で解答するのに論点が多すぎるのでないでしょうか。
- ・設問 1 及び 2 については、適切な問題であると言えるものの、設問 3 については、受験生にとって難問であり、配点が 2 割しかないとはいえ、時間内に法的問題点のすべてに対応して解答するのが困難な状況にあると思われる。
- ・第 2 問と第 3 問については、基本的論点について考えさせる良問ということができるが、第 1 問は、論点が多過ぎ、設問の仕方も適切かどうか問題である。
- ・論点が多いが、極端に難しいものはない。
- ・○問題の内容や難易に関しては、適切であると考える。
○a ではなく b としたのは、取締役会設置会社などの基本事項に関して、問題文に文章化されていたことである。法学しか学んでいない学生の中には、実務家に求められる原資料から事実関係を読み取ることの重要性を軽視している者も多い。機関、株式譲渡制限、種類株式発行会社でない旨など、現実に登記事項証明書で確認すべき事項に関しては、問題文ではなく、登記事項証明書から読み取らせるべきである。

- ・問題はわかりやすい。やや易しすぎないか。
- ・基本的事項を多面的にとりあげている。
- ・設問1・2は基本的な問題であり、基本を学習していれば解けない問題ではない。また、設問3については、特定の判例（最判24・4・24）に関連する出題が平成25年試験問題に統いて出題されている。以上から、問題が、基本論点と過去問を学習すれば得点できる、旧試験問題のようになってきているのではないか。
- ・設問1は、考えを必要とし、良問であると感じた。しかし、問題3は最判平成24年4月24日と同じ事案であったので、知っているか否かで差が出て、知っていれば考える必要がない問題であったため。
- ・会社法上の重要な制度についての理解を問うオーソドックスな問題であり、評価できる。ただ【設問3】は若干難しい印象を受けないではない。
- ・基本をしっかりと理解している点を問うていること。

c.どちらともいえない

- ・最後の設問は法科大学院での教育の範囲を超えていている。
- ・3つの問題がただ並べられているだけだから。
- ・去年と比較して、今年は適切な解答が期待できないような難問でなく、3つの設問もそれぞれ独立していて、解答しやすいと思われるが、問題文を理解し、期待している解答を書くのに2時間では到底不可能であることは去年と変わらない。最近の商法の問題は、2時間では解答不能な問題ばかりであり、論点の数は同じでも、事例をもう少し簡単にしていただきたい。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

*複数回答

- ・試験時間を考慮すれば、記述が求められる論点のボリュームがやや多いのではないかと思われる。(b)

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- ・相殺を軸として、重複訴訟の制限や既判力の問題など、基礎的な問題が問われており、適切である。ただし、形式的な点として、設問 1 での平成 18 年判決の引用については、出題との関係もありやむを得なかつたのかもしれないが、要約ではなく該当部分の原文を引用することもありえたのではないかと思われる。
- ・学ぶべき基本的な点が試験の論点となっているから。
- ・設問 3 は、やや難解であるが、事例は、LS の授業でも取り上げる判例から出題されており、妥当である。
- ・基本的論点について、一步踏み込んだ論述を求めている。
- ・従来の出題方針、採点方針に沿った出題であり、基本的な知識に基づき、出題者の指示に従い解答する応用力を試す良問であると認識している。
- ・基本原理の理解をもとに応用的な理解を問うものであるため。
- ・いずれも法科大学院の授業で学ぶ基本的事項について出題されており、従来の問題のように何を問われているのか意味不明な問題ではなく、大変良い問題であると考える。
- ・従前の民事訴訟法の問題傾向に比較して、今年度の問題は全般的にオーソドックスで、基本的な民事訴訟法の問題についての解答を求めるものであり、大変適切であったと考える。
- ・重要判例を基に作成されており、ロースクールにおける学生の学習範囲を超えるものではない。
- ・例年どおり、3 つの設問を 2 時間で解答する。事例自体に複雑さはない。X Y 間の請負契約で、工事を完了した Y が、X に引き渡したところ、X が Y の工事に瑕疵があると主張して、残代金 300 万円の支払を拒絶。その後、X は Y に対し、瑕疵修補に代わる損害賠償として 300 万円の支払を求める訴え（本訴）を提起。これに対し、Y は X に未払の請負代金 300 万円の支払を求める反訴を提起。この事例を前提に、設問 1 は、Y 側の代理人の立場で、本訴の防御方法として、反訴で請求している債権を自働債権とし、本訴で訴求されている債権を受働債権として相殺する旨の抗弁を主張するに際し、これを許容した最判平 18.4.14 の法理について明らかにすることを求める。検討にあたって、論すべきポイントが示されており、これを手掛かりに考えることになるが、平 18 年判決の説く「予備的反訴」という考え方や処分権主義との関係、相殺の抗弁と既判力の生じる範囲といった基本的な理解を踏まえることが必要だろう。設問 2 は、裁判所の立場から、Y 側の相殺の抗弁を認め、X の請求を棄却した判決に対し、X が控訴したと仮定し、しかも、控訴審がそもそも Y の工事に瑕疵はなく、X の損害賠償請求権自体がなかったとの心証を得たとしたときに、どのような判決をすべきかを問う。考えるヒントとして、第一審判決を取り消して、改めて請求を棄却する判決をし、これが確定した場合と、X の控訴を棄却し、第一審の請求棄却判決がそのまま確定した場合とを比較することが示されている。この 2 つの場合のそれぞれ

について、既判力の生じる範囲を踏まえ、控訴審における不利益変更禁止の原則との関係を考えることになる。設問3は、「X側の代理人の立場で、「Xの請求権は相殺によらなくとも不存在だったから、Yの反訴請求債権による相殺は無効であり、その無効なもので消滅させられた自分の反訴請求債権について、その分の不当利得返還を求める」とのY側の主張に対し、これを114条2項の既判力で遮断するとの説明を求める。第一審の、相殺の抗弁が奏功しての請求棄却判決の既判力と、Yによる不当利得返還請求権との関係を考える趣旨だろう。ざっとみても、いずれの問い合わせも、相殺の抗弁と既判力の生じる範囲に関する議論が考察の基盤となっており、この議論は、法科大学院における必須の学習内容といって差し支えないだろう。

以下、設問ごとにクロに見てみたい。設問1は、いわゆる別訴先行型についての最判平3.12.17／百選38-①の法理のもと、これが同一手続型（両事件が併合審理されている場合や、本訴と反訴の関係にある場合）にも及ぶのかに関し、本訴において、反訴請求債権を自働債権として相殺する旨の抗弁を提出した場合には、「反訴は、反訴請求債権につき本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示された場合には、その部分については反訴請求としない趣旨の予備的反訴に変更される」との最判平18.4.14／百選A12の法理を示し、これによると、本訴で、反訴請求債権を自働債権として、本訴請求権と相殺する旨の抗弁を適法と解しても、平3年判決と抵触しないことになる理由をまとめるという題意。その際、予備的反訴として扱われると、①どうして既判力の矛盾抵触が生じないことになるのか、②Yは、相殺の簡易・迅速かつ確実な債権回収の期待と、相殺に供した反訴請求債権について債務名義を得るという2つの利益を享受することにならないのはなぜか、③訴えの変更の手続を要せずに、予備的反訴と扱われることが処分権主義に反しない理由をどう説明するか。また、予備的反訴とされると、反訴請求債権について本案判決を得られなくなる可能性が生じるが、それでもX側の利益を害することにならないのはなぜか、といった議論のポイントが示されている。予備的反訴という考え方には、反訴請求債権を本訴で相殺の自働債権に供した場合に、この相殺の自働債権について既判力のある判断が示されることを解除条件として、反訴請求を立てるものとの理解、そして、相殺の抗弁に既判力が生じる場合の理解を考え合わせると、本訴において反訴請求債権を自働債権として相殺する旨の抗弁が提出されれば、その不存在の判断に既判力が生じ（114条2項）、その場合、解除条件の成就により反訴請求がなかったことになる。なので、既判力の抵触は起こらないし、反訴について請求棄却という判断をX側が取得することはないと、自働債権たる反訴請求債権については、本訴で既判力ある判断がされるのだから、その意味で、Xの勝訴判決を取得する機会は実質的に保障されており、不利益は生じないといえる。また、処分権主義の判断におけるYの合理的な意思解釈からすれば、反訴請求債権について既判力ある判断を取得することにあるといえ、これは解除条件となっている本訴での反訴請求債権による相殺についての判断で可能であるなど、以上、凡そかのような論旨の流れは、いずれも基本的な理解を踏まえ、相応の議論を積み上げることで到達できるものといえるだ

ろう。正確な基礎学力に基づいて思考する力を測定するという観点からすれば、適切・妥当な出題と評価できるのではないか。

設問 2 は、想定される 2 つの控訴審判決の既判力の生じる範囲を比較し、不利益変更禁止の原則に抵触しないかを考えるもの。考え方としては、最判昭 61.9.4／百選 112 の法理を援用することができよう。それによれば、控訴を棄却し、原判決を維持する場合、その既判力は、X の損害賠償請求権の不存在の判断（114 条 1 項）と、理由中で述べられている相殺の抗弁が奏功し、自働債権が消滅したこと、つまり、Y の請負残代金債権の不存在の判断（114 条 2 項）に生じる。対して、そもそも Y の施工工事に瑕疵はなく、X に損害賠償請求権が発生していないとの理由から、相殺の抗弁を認めて請求を棄却した原判決を取り消して、改めて X の請求を棄却するという判決の既判力は、損害賠償請求権の不存在の判断（114 条 1 項）に生じるが、このとき、相殺の抗弁については一切採り上げられないから、自働債権の不存在の判断に既判力が生じることはない。そうすると、X にとって、自働債権（請負残代金債権）の不存在についても既判力が生じる判決に比して、そこに既判力が生じることがない判決では、Y による請負残代金請求の再訴を遮断することができないという意味で、不利益となる。ゆえに、かような控訴審判決は、不利益変更禁止の原則に抵触するから、控訴審としては、X からの控訴を棄却する判断にとどめなければならない。かのような解答の流れは、たとえ判例を詳細に把握していないとしても、既判力の生じる範囲についての基本的理解を前提に、控訴審の不利益変更禁止の原則との関係を考えることで、相応の解答に到達可能と評し得るだろう。その意味では、適切・妥当な題意ではないか。

設問 3 は、Y による相殺の抗弁が奏功して、X の請求棄却判決がなされ、これが確定した後、Y 側から、工事に瑕疵はなく、ゆえに、X の損害賠償請求権自体がなかったのに相殺されているから、これは受働債権がないにもかかわらず認められた相殺であって、相殺自体が無効であり、したがって、かような相殺で消滅に至った自働債権（請負残代金債権）について、X は本来払うべきものを払わずにいる以上、その分を不当利得として返還を求めるとの主張がされたのに対し、114 条の既判力により、この主張を遮断するとの考え方を説明するもの。相殺の抗弁によって請求棄却となった判決の既判力は、理由中で述べられる相殺の部分、つまり、相殺に供された自働債権が消滅したこと、すなわち、自働債権の不存在の判断にも生じる（114 条 2 項）。その不存在の理由は何であっても、Y の自働債権が不存在であったということを既判力で確定すれば、自働債権の変形物と捉えられる不当利得返還請求権も、この既判力で封じられるといった考え方か。要するに、判決の判断は不当ではないということも既判力で確定されるのであり、以後、不当な認定であるといった主張は、既判力で封じられるとみる。かように、相殺の抗弁についての既判力の生じ方を考える趣旨といえ、その基本的理解に裏打ちされた思考を問うものとして評価できるだろう。

以上、各設問を通じて、相殺の抗弁と既判力の生じる範囲についての基本的かつ正確な

理解が、その根底にあると見受けられる出題であり、この既判力の議論は、法科大学院における「民訴法」の授業で必須の内容でもある。そして、この基本的な理解を前提に、3つの場面ごとに具体的な思考を問うものである点で、一貫しつつも、個別の状況設定に応じた立論を考える能力を測る趣旨と思われる。法科大学院での主要な教育内容を反映し、かつ、そこに発展的な思考（しかも、過度に応用的なものではない）を加味する題意であることは、適切・相当なものと十分に評価できるのではないか。

・法科大学院の授業で必ず取り扱う重要な判例を素材に問題が構成されており、昨年とは異なり、受験生も解答しやすいと考えるから。

・設問1ないし設問3のいずれも基本的な事項であるが、基本的な事項が判例や学説の結論部分だけでなく、本当に理解しているかを問うており、法科大学院の授業に即したものとなっているものと思われる。ただし、本質的な議論につき纏めたうえで解答させるとなると、試験問題数との関係から、やや試験時間が足りないのでないかとも思われる

・重要な論点について適度な難易度で問うていると思う。

・今回の問題は近時の最高裁判例やそれをめぐる議論があり重要な分野ではあるが、いざ出題するとなると、問い合わせの立て方は意外と難しい。その点からすると、今回の問題は、下記の各設問に対する寸評のように問い合わせ方に工夫がされており、受験生が各自の見解を披瀝して終わらないような配慮がされているといえる。

〔設問1〕は判例の結論や理由を挙げながら、その理論構成（予備的併合における解除条件付訴えの意味）を理解しているかを問うものである。この点の理解を学生が間違えがちであることからすると、基本的理解を問う問題といえる。

〔設問2〕では、最高裁判例と通説の理論構成を理解しているかが問われている。

〔設問3〕では、既判力の作用について通説的な考え方を理解しているかを、既判力の作用（その結果としての後訴での審理事項）を問題の事案に即して具体的に説明することが求められている。

・難易度。

・相殺の抗弁という基本的な問題につき、重要な判例を基に実務的・学問的な知識の両方を問うており、受験生の実力を測るのに公平かつ客観的である。

・よく考えさせる設問となっている。

・二重起訴と相殺、控訴の利益、既判力という、民事訴訟での基本的な論点が、一つの事例を発展的に検討するなかでバランスよく試されている。

・結論を示した上で、結論にいたる理由づけを問う出題がされており、受験生が問題点を真に理解しているかどうかを試すことができる。それ以外の問題も、基本的な論点にかかわるもので、過度に難解であるということではなく、来年度以降の受験生へのメッセージとしても適切である。

・法科大学院教育を受けた成果を適切に問うものであった。

・意義ある重要判例に注目し、出題テーマとして、適切である。出題形式も前例を踏襲し

ており、受験生に戸惑いを与えていない。

- ・相殺の抗弁にかかる既判力の特殊性につき、民訴法 114 条 2 項のから出発して、基本から応用・展開まで適度に論理的思考力が問われていると思う。
- ・基本的な事項について問う出題である。

b.どちらかといえば適切である

- ・講義の水準内にあること。
- ・判例の結論を知っているだけでは足りず何故その結論に至るのかを理解しているかどうかを問うのは適切であるが、もう少し自由な解答が可能になるような設問の立て方をしてよいのではないか。
- ・前提知識を提示した上で回答を求めており、知識偏重の受験者よりも、自分の頭で考える受験者に有利であることは、評価できる。しかし、やや誘導が過ぎており、能力の高い受験者には易し過ぎたのではないかと思われる。
- ・本学の教育課程（内容）に照らして。
- ・考えて答えさせる問題である。
- ・設問 2、設問 3 はかなりの難問であるが、設例の文章中に、前提や解答の方向の誘導が示され、ヒントが与えられているので、受験生の理解度、思考の柔軟性を測るには適していると考える。
- ・基本的な事項を問うており、法科大学院の教育との連続性があると考えられる。ただ、試験時間との関係において、問題数は検討されてもよいと思われる。
- ・問題の意図等を的確に理解しているか否かが良くわかる。
- ・問題設定がやや細かすぎる点がある。
- ・法科大学院でも重要な論点とした論点であるので、その点では適切ではあると思いますが、従来と違い、判例を知っているか否かを問うような点で、論理的な思考力を問うという点では少し疑問があります。
- ・設問 3 は、やや難解。
- ・基本的な考え方を問うもので、知識偏重ではない。
- ・基本的な論点を扱っており、評価できる。
- ・基本的論点である点はいいが、通説・判例さえ書けばよい（したがって、それさえ学修しておけばよく、その問題点などは知らないてもよい）という姿勢はいかがなものか、という意見もあった。

c.どちらともいえない

- ・内容的には落ち着いてよく考えれば、法曹としての基本的能力を身に付けた者であれば、

適切な解答を導き出せる内容ではあるが、解答への指示が詳細にすぎて、法曹として求められるレベル以上の論理的思考能力および事務処理能力を要求してしまっている。

- ・設問1は、判例の立場を掘り下げて根拠づけさせるもので、問い合わせとして一面的なきらいがある。
- ・いずれの問題も、各論点につき、各解答者が、解釈論を詰め切っていることが必要となるものである。基礎的事項につき学力を身につけたうえで、問題文を読んで、その場で考えて解答することは、難しい問題であったと思う。法科大学院における学修において、各論点の理論構成を詰め切ったかどうかを試す、という方針であれば、本年、平成27年度の問題は、その方針に沿った問題といえよう。しかし、基礎的事項につき学力を身につけていること、および、基礎的事項についての学力があることを前提に、問題文を読んで、その場で柔軟に考えて解答できるか、ということを試すとの方針であったとすると、方針からずれるものと考える。

d.どちらかといえば適切でない

- ・①難しい。②特定の参考書を使ったものが、特に有利になるような出題の仕方だと思う。

e.適切でない

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- a. 適切である
 - ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
 - ・法学未修者でも、3年の教育課程をはじめにとりくめば対応できる問題であり、法学未修者を原則とするはずの法科大学院での教育成果を試すという観点からみて、良問であると思われる。
 - ・基本的な理解と処理能力を問う良問であったと思う。
 - ・窃盗罪・横領罪を中心に、財産犯の論点を複合的・多面的に考えさせる良問であった。（新）司法試験の本来的な趣旨に適っていると考える。
 - ・重要かつ基本的な論点に関してバランスよく出題されているから。付言するなら、構成要件のあてはめ（具体的な事実認定）において、もう少し力量を試す部分があつてもよかったですように思う。
 - ・平易な論点を多数盛り込んだ練度の高い事例問題であり、そこに含まれる 事実を

汲み尽くす粘り強い思考力を試すにふさわしいものとして評価される。

- ・基本論点の理解や思考力を測るのに好適な内容となっている。
- ・総字数 2800 程度で毎年と同じであり、あまり複雑すぎず、適切かと思われる。
- ・基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。
- ・いずれの内容も基本を踏まえて出題されていたため。
- ・著しく難解な問題ではなく、また、論点が多すぎる問題でもなく、誤想自救行為と言い得る慣れない論点もあったが、それも解答が困難というレベルとまではいえないことから、適切な問題であったと思われる。
- ・論点発見が容易で事実の適示の能力を試すものであり、かつ、現場で考えさせる部分も含まれていた
- ・比較的平易で、どの法科大学院でも扱っている論点について出題されており、適切であると思料する。
- ・基本的論点を巧みに組み合わせた問題であり、受験者の能力をよく測ることができるよう思われる。
- ・難易度は中程度であり、時系列に従って解くことができる良問である。
- ・財産犯の成立要件に関する正確な理解を問う問題であり、適切である。
- ・これまでの出題形式から外れていないほか、難易度も適切と思われる。
- ・論理的思考能力の如何により答案に差が出るように出題されている。
- ・☆基本から考えさせる良問である。
- ・奇をてらわず、基礎知識で対応可能な良問だと思います。
- ・問題文の事実は簡明で、一見解答は容易に思われるが、判例、通説を前提に解決しようとすれば、論じなければならない「論点」も多く、時間内に解答することは意外に難しいかもしれない。

b.どちらかといえば適切である

- ・平易な論点とやや難所な論点との双方が出題されている。
- ・難易度は良いが、記述量がやや多すぎるのである。
- ・ほぼ基本的な論点の組み合わせにより問題が作成されている。
- ・出題されている事例問題は刑法上の基本的な論点を含むもので、その点は適切と言えるが、実力差を判定するためには、より応用能力を試す問題でもよいのではないかと思われる。
- ・問題のレベルは標準的なものが組み合わされたものとして適切であると思われるが、それでも全体として論すべき分量はそれなりの事案処理の思慮を示そうとすれば時間内での処理には厳しいと思われ、標準的なレベルゆえに少し踏み込んだ論述をすることよりも事

案処理の完結のため表層的な論述レベルにとどまらざるを得ず、あまり学修の成果が見せられない不完全燃焼の感を受験生に与えるのではないかと思われる。

- ・内容的には適切なレベルであると思われるが、採点結果次第でもある。

- ・設例の内容はストーリーも自然でよい。

内容は、よく知られている論点を組み合わせる形式であるが、一読するだけで把握が比較的容易である。その分、罪責を論じるというオープンクエスチョンの問題に対して、設例の分析力・論点抽出力、法的構成力の面では実力差がつきにくいのが難点となった。

総じて平易なレベルであり、意識的に易しい問題にして受験生に点を多くとらせるような出題意図と思われる。

財産犯に関するいくつかの基本的事項の理解、および、錯誤論と絡ませた共犯論の理解を問う問題であり、法科大学院教育において当然涵養するべき学力とその応用力を問うのに適切な事例となっており、かつ、その事例も無理のない自然な流れとなっている点などに鑑み、非常に適切な出題であるように思われる。

論じるべき問題点が多すぎる。7と8をどちらか一方だけにすれば、もっと良くなる。

刑事法でも、当事者の立場からの立論を問う出題をするべきである。

- ・前半部分に十分な考察を要する論点があり、全体的にみて論点の難易度のバランスがよいと感じた。

- ・例年に比べて分量、内容ともに過大でなく、総論、各論の主要論点を扱う複合事例についての理解を問うている。

- ・難易度は比較的高いが、刑法の実力を適切に測ることができる問題である。

- ・論理的に考えなければならないから。

- ・問題は比較的平易だったが、事例が若干不自然だった。

- ・基本的な事柄を理解していれば対応できる問題である。一定数の論点をちりばめようとするためか、各論点ごとの短い事例をつなげたような感がなきにしもあらずであるが、試験問題という観点からすると、ある程度はやむを得ないことであろう。

- ・論点が多いが比較的平明である。

- ・難易度はそれほど高くないものの、論点の数が多く、過度に事務処理能力を問うかたちになってしまっている。

- ・全体として適切な内容であるが、最後の部分、窃盗罪の保護法益に関する立場によって、論点が動くので、採用する立場によって不公平が生じないよう採点基準の明確化が必要になる。

- ・難易度、量とともに。

- ・聞いている論点は懐メロ風の印象ですが、難易度は適切と思います。三問を一間にみせかけたような事例ですが、事例を読み込んで法律構成する力を試すため、全体としてこれらにもう少し関連性を持たせた事案とする工夫はあってもよかったです。

問題自体は基本的であるが、3つの出来事を無理につなげたような問題で、不自然さが

感じられる。判例をよく知っていて、要領よくこれをつなげることができればよいという問題で、複雑な事例を分析して総合的に解決していくという法科大学院の刑法とはほど遠い印象がある。論点を切り貼りする受験対策が重視されることになろう。

・事実認定に重点を置いた問題であると思う。業務上横領罪を共謀したが、共犯者が窃盗罪を実行した場合の他の共犯者の罪責というのは受験生にその場で考えさせる問題として、ほぼ適切だと思う。窃盗罪の保護法益、客体の占有の有無、不法領得の意思の意義といった窃盗罪の基本的理解を問う点も適切な出題であると思う。

c.どちらともいえない

・難易度は平易で適切だが、不正競争防止法の営業秘密侵害罪の法定刑が刑法犯より重い現在、産業スパイ事例で特別法を適用しないという設定は現実的でない。報酬 300 万円は低すぎ、紙の書類を撮影等によらずそのまま持ち出すという設定も非現実的。

・論点が多く、論点中心の問題という感じを否めない。

・旧司法試験の平成 10 年代の問題に限りなく接近しており、事実関係の分析に比重が置かれていない嫌いがある。

・分量・難易度とも、適度と思われる。しかし、切符を買うために重要書類の入ったカバンをベンチに置いておくという設定には無理がある。また、①業務上横領の共犯と窃盗の共犯との間の錯誤という論点では、共犯に「業務者」という身分がないため 65 条 2 項によって処断刑が軽くなることを看過した答案が続出し、また、②窃取されたカバンの取戻しの誤想という論点では、カバンの中身が窃取した書類であるため「泥棒からの泥棒から最初の泥棒が取り戻した場合の処理」が問題になることを看過した答案が続出している。受験生のレベルから見れば、難しすぎる論点のため、問題の判定力が削がれたようと思われる。

・1 つの犯罪に偏りすぎていたと思われる。

d.どちらかといえば適切でない

・全体として、設問事例の構成が、論点を増やす目的からか、例年の比較からしても相当に不自然な設定となっておりますが、そこまでして論点を増やさなければならなかつたかが疑問です。受験者には時間余裕を与えた上で「考える」力を問う設問を切に希望いたします。

内容的には、特に以下の 2 点についてご検討頂ければ幸いです。

第 1 に、甲乙間の業務上横領の謀議が成立したが、甲は窃盗を犯した点について。共犯の因果性に触れることを前提とした上で、「65条」と「犯罪共同説・行為共同説（罪名連帶性）」の 2 つの論点が重なり合っていると思われますが、この両者の関係は、単純にその

論点をいずれかの順番で独立して触れれば良いというものではなく、体系論的に簡単には解決できない領域であって（詳細はここでは省きますが）、法科大学院修了生レベルでの応用の範囲を超えているように思います。

第2に、甲が第三者から自分のカバンと誤信して取り戻した点。誤想自救行為と思われますが、受験生の多くからは、自救行為の要件を列挙できない（法律の根拠もなく、また通常法科大学院では、詳しくは扱わない）ことから、やむなく誤想防衛とした、という指摘がありました。もちろん、242条の「他人が占有する自己のもの」の当てはめの問題と考えれば、235条本文と併せて、構成要件に関する故意の問題と理解することも可能かもしれません、あまりに本権説的な発想で、受験生一般にそれを期待できるものでもないよう思います。

- ・かなり古い判例にある事例を組み合わせた内容であり、思考力よりも記憶力を問う問題となっている点が妥当でない。
- ・やはり、事例が凝りすぎて、もっと時間的に伸び伸び書かせてやれないものかと思う。

e. 適切でない

*複数回答

- ・論点の量、難易度のバランスが良い。(a) 抽象的事実の錯誤、犯罪共同説、誤想防衛などオーソドックスで良い問題だと感じた。論点が多めで、いずれの論点も応用度の高い問題であり、とりわけ未修者などにとっては、なかなかの難問と感じられたのではないか。(b)

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・基本的問題であり、分量的にも妥当である。
- ・基本的な論点についての知識と理解、あてはめの力を問うものである。
- ・出題内容が実務的であったため。
- ・問われている論点の質・量共に基本的なものといえるから。
- ・捜査に関する設問、証拠法に関する設問ともに、オーソドックスな出題であり、具体的な事例についての法適用を問う問題である。
- ・法科大学院で学んだ基本的な知識を基に、思考を展開していく内容の問題となっている。
- ・基本的な問題の出題となっている。
- ・基本的な点を問う問題であった。

- ・刑訴法の基本的理解を問うものであり、かつその場で十分考えさせる問題であるからです。
 - ・論点の質量とも適切であると考える。
 - ・実務的視点を踏まえ、基本事項の確実な理解を試す良問。難易度も適切。
- 特に設問2は、証拠法に関する複数の論点が交錯する応用問題であり、証拠法の基本原則に関する理解度の差を検証する上では効果的な問題である。ただし、2時間という時間を考えると、取り上げるべき論点が多いとも思われる。
- ・ロースクールで扱う基礎的事項を問う出題である。

b.どちらかといえば適切である

- ・問題量が若干多すぎると思われる。
- ・設問1は特段代わり映えのしない問題であるが、設問2は、証拠に基づく事実認定の仕方の基本を問うもので良問である。

基本的論点を事案に即して問うものであり、実務法曹としての事案処理にかかる能力を量るに適した問題であったと思われる。

- ・新司法試験以降の出題形式から大きく外れることなく、妥当な問題内容及び難易度であったと思われる。
- ・論点の選び方は、幅広く基本的なものである点でおおむね適切であろう。しかし、設問2は、「本件文書及び本件メモのそれぞれの証拠能力について」、「証拠収集上の問題点を検討」した上、「想定される具体的な要証事実を検討」して論じさせるというものであって、「想定される具体的な要証事実」も複数あると思料されることからすると、解答すべき論点がかなり多くなる。設問1も①②で行われたそれぞれの検査の適法性を論じさせるものであることをも併せると、これを2時間で解くのは容易ではないと思われる。また、上記の試験時間から考えると、そもそも事例（資料を含む。）がやや長過ぎるのではないかとも思われる。なお、乙の会話の音声録音の適法性に関する設問1は、『プロブレム・メソッド30講』の第9章の設例と似ているように思われるが、裁判例をもとにした設例とはいえ、特定の教材を利用する受験生に有利になるなどの問題が生じるのではないかとの懸念がある。

- ・基本的な論点についての応用であり、現場でしっかり考えなければならぬ問題だったと思われます。
- ・検査及び証拠法のいずれについても、基本的事項の理解を前提としている。設問2の難易度が若干高いかもしれないが、応用力を見る上では適切な範囲に収まっていると考える。
- ・強制検査と任意検査との区別、自白の任意性、違法収集証拠ないし毒樹の果実、さらには伝聞法則という、いずれも刑訴法の制度根幹に関わる基本テーマについての出題であり、受験生の刑訴法に対する深い理解を問うという意味では適切である。ただ、時間内に解き

きることを考えると、論点も多く、個々の論点もやや難しすぎるくらいがあると思料した。

- ・難易度は適切であると思われますが、もう少し問題文を簡素化した方が良いと思います。
- ・時間内で十分に思考して解答するには検討すべき事項が過多ではないか。
- ・論点がやや多く、時間内での処理が例年よりもむずかしいのではないかと思われる。
- ・問われている論点自体は、平素の学習の成果を生かして解答することが可能なレベルにあるが、論じるべき分量が多い。
- ・設問は2つで、各2つずつの解答を求めている点では従前に比べ少ない解答のように見えるが、出されているレベルを考えると120分では時間不足となりそうな問題だから。
- ・量的にかなり改善されたが、未だ時間が足りないのでは。
- ・刑法と異なり、刑訴はクローズドクエスチョンなので、論点把握は容易である。

設例のストーリーは実務上よくある事例であって適切。

ただ、一部に流れが明確でないところもあって気になった（誤解があればお許しください）。たとえば、人定事項の特定解説で、乙については通話記録の解析結果から判明したことがわかるが、丙については「・・・本件文書からは丙の指紋が検出された」と唐突になっていて、指紋採取結果と丙の結びつきが不明である。丙には別事件での逮捕歴があって指紋照合した結果、判明したのか？また、「丙を通常逮捕した」とある部分も唐突。所在捜査の部分が欠落している。

「本件機器」なる物の音声収集・解析能力、実用使用レベルの程度といった点も気になった。

設問2では、「・・・証拠収集上の問題点を検討し、かつ、想定される具体的な要証事実を検討して・・」という説明が付加されている。しかし、こうした記載が必要か、特に後半の「要証事実」とまでいようと、答えのヒントにもなっている気がする。単純に「・・証拠能力について論じなさい」とした方がシンプルで、受験生の実力差がでると思われる。

論じるべき論点が多すぎる。約束による共犯者供述からの派生証拠の問題は、丁寧に書こうとすると複雑なので、伝聞法則の問題とどちらか一方だけにするべきであった。

刑法でも、当事者の立場からの立論を問う出題をするべきである。

- ・出題内容は一般的な概説書で検討されている事項であり、法科大学院で刑事訴訟法の基本的な内容を理解していれば論じることができる良問であると思われる。
- ・法科大学院の授業で取り上げる論点について問うている。
- ・問題が長過ぎるくらいはあるが、概ね適切である。
- ・要求される解答の分量は適切なものと考えます。ただ、設問1では、適否を問われる手段がもう1つあってもよかったです。
- ・難易度はそれほど高くないものの、論点の数が多く、過度に事務処理能力を問うかたちになってしまっている。
- ・本件文書、本件メモの採取に至る手続の適法性は、それ自体適切な問題点であるが、論点が多過ぎたくらいがあり、外してもよかったですのではないか。

- ・問われている問題点自体は本法科大学院の講義の中で直接検討しているものであるか、あるいは直接検討している問題点についての理解を応用することで対応可能なものであり、適切であると考えるが、特に設問2にかかる事案設定自体がやや複雑であって正確に読み解くのに時間がかかることが想定されること、設問の文言からは伝聞性の判断の基礎となる要証事実を複数仮想して解答すべきなのか事案に照らして一つに絞り込んで解答すべきなのかがやや不分明であり受験者の側で悩みが生じた可能性がある（また、前者だとすれば解答すべき内容も多くなる）ことなどから、2時間で充実した解答を作成することはやや困難だったのではないかと思われる。
- ・内容に適切さを欠くところはないが、例年とおりのややマンネリ感のある問題である。尋ねられている問題がかなり多く、事実が長いので、刑訴法の問題を考えるというより、分析・整理して要領よく事実をつなぎ合わせる能力が求められるように感じられる。
- ・理論・実務双方に配慮されている。
- ・短答式試験がなくなったので総合的な知識を論文式試験で問わざるを得ないが、今回の問題はそれに概ね該当していると考えるから。

c.どちらともいえない

- ・問題の内容および質そのものは適切であったと思われるが、設問2では、一つの解答を誘導するような設問になっていることが適切といえるか疑問がある。すなわち、最終的には書面の証拠能力(伝聞証拠該当性)を問うているが、その前提として証拠収集手続の適否を論じなければならないところ、違法排除という結論はそもそもあり得なくなってしまう。「排除せず」と結論を決めた上で解答することの不当性について、過年度の採点実感にも指摘していたように思う。「排除せず」という「正解」を前提に、基本知識を問う趣旨であろうか？
- ・論点がやや多すぎる。
- ・分量が多くすぎるようと思われる。少数の論点をじっくり検討し、より詳細に論述することを求めるような問題を出していただきたい。最近の学生をみていると、対立する複数の見解をしっかりと理解したうえで、それらを理論的に検討していくという力が落ちているようを感じられる。特定の法理論を所与のものとして、それを事例の具体的な事実にどのようにあてはめるかというところにばかり学生たちの関心が向いているような印象をうける。もちろん、法律実務家の養成において、法の事例へのあてはめは重要である。しかし、そのあてはめの前提となる法理論を検討していく力を十分に養い、この力を試すことも、実務家養成のためにはきわめて重要なのではないか。この点については、司法試験の内容とは切り離して法科大学院の教育の一環としておこなえばよいとの意見もあるかもしれないが、学生の勉強は司法試験の内容に大きく影響されるのはまちがいなく、また、教える側も試験内容を意識しないではおれない。

- ・やや難易度が低いと思われるため。
- ・昨年度の問題では、基本的な論点をしっかりと理解しているかどうかを問うシンプルな問題が出され、問題量も適切なレベルに収まっていたが、本年度は、まず、問題量が多すぎる。論点と問題量が多すぎると、各論点を表面的になぞるような答案が良い評価を受け、それぞれの論点を自分の頭で考えてじっくり解こうとする受験生は、時間が足りずに、高い点数が取れない結果になりかねない。これは、望ましい法曹の選択と逆行するものである。第二に、司法試験では、これまで伝聞が好んで出題されているが、出題が、伝聞／非伝聞の論点に偏りすぎているのではないか。また非伝聞の結論を導くために、事案が複雑化し、難解になる傾向があるのではないか。伝聞の重要性は分かるが、もっと基本的な、たとえば2号書面の相反性、特信性などの論点を出した方が、受験生が伝聞法則の趣旨を正確に理解できているかどうかを評価することができるようと思われる。

一方、本年度の問題では、会話傍受に関する問題が出された。この問題は、刑事訴訟法の基本原則をしっかりと理解しているかどうかを問う良問であると考える。ただし、以上の評価は、出題者が会話傍受の論点として出題していればの話であって、仮に、この部分で、「任意処分としての相当性が～」などと論じさせようとしているのであれば、本年度の問題に対して、「c どちらともいえない」とは評価できなくなる。

d.どちらかといえば適切でない

- ・論点じたい基本的なものだが、内容的にやや難しく、出題意図が分かりにくい。
- ・分量が多過ぎる。設問1のみ又は設問2の伝聞性検討部分のみとするのが適當。それにより、事案の特性や先例との異同を十分検討した、考えた答案作成が可能となる。現状では、論点をとりあえず捨てるだけで精一杯ではないかと思われる。
- ・☆問題としては良いが、量が過大である。

e.適切でない

(4)知的財産法

a.適切である

- ・条文及び判例の知識に加えて、法の趣旨を考えないと答えられない問であるため。
- ・出題レベルとしても適切であり、重要論点の基本的理解を問う良問である。
- ・例年通り、現代的な論点について、たんねんに要件事実を追って整理していくべきは適切な議論をして回答できる問題である。

- ・法律を理解していれば、十分に答えることができる問題である。
- ・著名な判例の論点（未使用フィルムの著作権）を含む問題に、フィルムに映りこんだ著作物に関する権利制限という重要な論点に関する問題を組み合わせて、回答者の理解度を測る適切な問題である。

b.どちらかといえば適切である

- ・特許法は難しかったと思われる所以オーソドックスな出題が望まれる。著作権法は適切な問題だった。
- ・学習した内容と、それに基づく応用の双方が問われているから。
- ・特許法、著作権法とともに、司法試験問題として、良く考えられた問題であり、出題者の努力に敬意を表したい。なお、難点があったとすれば、特許法問題の設問2-2の問題設定が、素直な問い合わせ文章となっておらず、ちょっとひねりすぎの感が否めない。ある意味で不親切な問い合わせ。来年以降も素直な問題設定だが、熟考が必要とされる問題作成に期待したい。
- ・良い問題だとは思うが、第1問、第2問共にやや条文や判例の知識を端的に問う問題に偏った気がする。判例の射程距離を問うような問題を盛り込むとさらによくなるのではないかと思った。
- ・特許法については、典型的論点を中心とした問題とする方が適切と思われる。
- ・特許法の問題は、設問2.(1)が実務的すぎる上に設例が具体性にも欠けるため、解答負担が過大だと思います。

著作権法の問題は典型的な判例の知識を問うものでオーソドックスで適切であったと思います。

- ・バランスはよいが、論点が多すぎないか。
- ・設問数は多いが、設問内容は適切。
- ・著作権法に関する第2問については適切だと思いますが、特許法に関する第1問については少し難しいように思います。

第2問については、どの法科大学院でも勉強しているであろう主要な論点、主要な判例を理解していれば回答可能であるのに対して、第1問の論点については、カバーできていない法科大学院も多いかと思われ、受験生にとっては何を書いていいのか判らない学生も少なくなかったのではないかと思われます。

c.どちらともいえない

- ・特許法については、昨年度同様、論じるべき論点が多く、また、平成27年度の問題の論点はどちらかといえばマイナーな論点を多く含んでおり、難問の部類に入るのではない

かと思われる。法科大学院における限られた講義時間では、特許法39条2項や79条について多くの時間を割くことはできないのが現状であり、加えて、学生が選択科目に充てることができる勉強時間等を考慮すると、もう少し一般的な題材を取り上げ、あてはめを工夫させるものなどのほうが適切ではないかと考える。他方、著作権法は実際の裁判例をモデルにした比較的オーソドックスな問題であったと思われる。

- ・毎年そうであるが実務指向というよりは、どちらかといえば理論指向の問題であるが、もう少しバランスがあった方がよい。
- ・問題の難易度は適切であると考えるが、答えるべき小問数（論点数）が多く、時間との競争になっている感がある。
- ・出題の趣旨がやや取りにくいくらいの部分があった。
- ・特許法においては、条文の解釈のみならず、審査基準の理解も問われており、司法試験の問題としては、あまり適切ではないと思う。著作権法については、基本的な理解が問われるものとなっており、司法試験の問題として、適切であると思う。
- ・特許の、同日出願の場合における発明の同一性についての論点は、難易度が高すぎるようと思われる。
- ・特許法の論点は、受験生の多くがおそらく勉強していなかったと推測され、その場で考えるにしても難易度が高すぎるようと思われます。

d.どちらかといえば適切でない

- ・必要以上に難解になっている印象を受ける。
- ・量が多いように感じられる。もう少し絞られていてよかったです。
- ・分析の思考力を試すには良い問題。但し、難しすぎる。
- ・近時、設問数が多すぎるのではないかと思います。スピード勝負より、論理力をみるとがより重要と考えます。また、著作権法設問1は、三沢市勢映画の判決を題材としたものと考えられますが、判決が古い上、結論に学説の異論があるものを素材にしています。

同判決の論理は、撮影チームがロケフィルムを複数保持していた時、映画完成・納入後にはほぼ同一の映画を作成することができてしまう論理と読むこともでき、それを論じる可能性を残す出題は、いかがなものかと思います。

- ・著作権法は標準的な論点が多く概ね適切な問題と評しうるが、特許法は特に同日出願の場合の選択発明の取扱いなど、ほとんどの教科書に記述がない論点を取り上げており、マニアックに過ぎ、適切に人材を選別する資格試験の出題として適當なものとは思われない。
- ・制度の細部に関する論点が多すぎる。

e. 適切でない

- ・特許法問題が難解すぎる。
- ・特に特許法の問題が難解すぎるため、受験に向けた準備が困難になっている。

* 複数回答

- ・基礎的な理解力と実践的な対応力の両方が判定できると思う。ただ、量的に多いような感じがし、受験技術にたけた者が有利になりそうである。(b) 出題の趣旨がやや取りにくくい部分があった。(c)

(5) 労働法

a. 適切である

- ・基本的な問題について事案に即した検討を求めるものである。
- ・第 1 問の派遣労働者の労働契約の問題は、初めての出題ではないかと思われるが、默示の労働契約の成否、中途解雇および雇止めという基本的な論点であり、第 2 問も、過去に出題されたテーマであるので、基本をしっかりと勉強していれば、合格点に達すると思われる。授業では、重要な判例であっても 1 度扱っただけでは、すぐ忘れてしまうようなので、繰り返し確認させたいと思う。
- ・個別的労働関係法と集団的労働関係法から各 1 問ずつの出題でバランスがとれており、事例の文章量が適度であり、内容も時宜に即した内容で、回答者の論理構成力と法的素養とを評価しうる適切な出題である。
- ・近時実務で議論されている默示の労働契約、労働条件の不利益変更について、近時の裁判例を基に出題されており、良問と考える。
- ・基本的な論点を問う問題であるため。
- ・第 1 問は、①派遣労働者と派遣先との間に默示の労働契約が成立するか否か、②有期労働契約の期間途中の解約は有効か否か、③有期労働契約が期間満了で終了した際の雇止めは有効か否か、という 3 点について問うものである。設問 1 については、偽装請負であったという違法性を默示の労働契約の成立においてどう考慮するのか、あるいは考慮すべきでないのかという点が問われるものであり、松下プラズマディスプレイ事件高裁・最高裁判決についての理解を問うものである。設問 2 については、Y1=Y2 間の労働者派遣契約の解約が、労働契約法 17 条の「やむを得ざる事由」となるか否かを本件事実からどう考えるかがポイントとなろう。設問 3 については、労働契約法 19 条に従い、本件雇止めが、期待権保護型に該当するか否か（該当しない場合は、その時点で雇止め有効）、仮に該当したとして、本件雇止めは、客観的合理的理由・社会通念上の相当性があるか否かを本件事実から

どう考えるかがポイントとなろう。それぞれの論点は重要なものであり、受験者の能力を図る上で、最適な問題であると考える。

第2問は、①不利益に変更された労働協約は、労組法16条の規範的効力を有するか否か（いわゆる労働協約の不利益変更）、②勤務中の組合活動（リボン装着）が誠実労働義務に違反するか否か、③仮に誠実労働義務違反であるとして、本件戒告処分は、労働契約法15条を踏まえて有効か否か、という3点について問うものである。設問1については、「組合の目的を逸脱」する場合には、規範的効力が否定されうるが、その逸脱性を内容審査を重視して検討（阪鉄道事件等）するのか、あるいは、手続審査を重視して検討（中根製作所事件等）するのかについて、立場を明確にしたうえで、本事実からどう検討するのかがポイントとなろう。また設問2については、就業時間中のリボン装着（組合活動）が正当性を有するのかについて、4つの要件（主体・目的・内容・態様）を用いて検討することが求められる。最後に設問3については、仮に本件のリボン装着行為が誠実労働義務に違反するとして、本件戒告処分が、客観的合理的理由・社会通念上の相当性を有するか否かについて、本事実を踏まえてどう考えるかがポイントとなろう。各論点ともに、重要なものであり、受験者の能力を図る上で、最適な問題であると考える。

- ・特に第1問はやや高度な内容を含むが、判例に準拠したものであり、受験者の力量を測るのにおおむね適正と考える。
- ・基本的な論点を含む、良問であると考えるから。
- ・第1問は、出題範囲がやや狭いようにもみえるが、基本事項の正確な理解力を試すことができ、第2問では、労使関係法に関する知識の応用力を試すことができる。
- ・個別的労働関係法と集団的労働関係法の分野からバランス良く出題されている。
- ・労働法の基本を学んだか否かが適切に評価できる内容であったと考えられるから。
- ・基本的な理解・知識を問う出題であったから。
- ・現代的な課題を問う出題であるから。

b.どちらかといえば適切である

- ・判例を学習していれば、回答ができる内容であった。また実務的にも重要な問題をとりあげていた。
- ・難易度や問題文の量がおおむね適切であると思われる。
- ・第1問で、職安法についての言及を不要としているが、解釈論のうちで職安法との関係で議論するものを排除することとなり、この点に疑問を感じる。
- ・事例問題という出題の仕方は適切である。内容も基本的な判例と論点を理解していれば解答できるものであるが、論点が少し多いように思われる。
- ・例年と同じく、個別・集団の2両域にわたる2問出題で、若干複雑な事例であるが、基本的な知識の整理と分析ができていれば解答可能である。

- ・第1問は最先端の実務的課題、第2問は古典的な労使関係にかかる出題で、いずれも出題趣旨は明瞭で良問である。ただし、受験生に解答させるには労働法にかかる高度の理解を求められるため、難易度が高く、分量も多い印象がある。

c.どちらともいえない

- ・第1問は、職業安定法に触れる必要はないとの注意書きがあるが、かえって混乱させる危険があるように思われる。また、労働者派遣は実務上重要な法律問題ではあるが、より基本的な制度や概念の理解を問う方がよいように思われる。
- ・最高裁判決があるとはいって、労働者派遣の解釈問題は、やや難しい印象がある。また、回答すべき内容が多く、試験時間内で最後まで回答しきれない可能性がある。
- ・第一問がやや簡単すぎる。

d.どちらかといえば適切でない

- ・少し難しいのではないか、最判ちその妥当性について、大いに意見が割れている論点である。

e.適切でない

- ・第1問は、ここ数年改正法案が提出され続けている労働者派遣法を題材としており、適切ではない（今年9月1日に改正法が施行される可能性が高い）。また、製造業務の派遣期間の上限が3年ということもふまえた解答が必要なのかもしれないが、細かすぎる論点である。

また、労働契約法第18条は施行が平成25年4月1日なので、平成25年2・3月の事案である設問2と3ではふれる必要はないであろうが、施行日まで受験生に覚えていろということは酷である。

第1問ではY1社就業規則が労基法所定の手続を行ったかどうか、解雇事由の記載の有無など不明な点が多く、第2問のY社就業規則も労基法所定の手續等全く不明で結論を示すのは無理である。

・設問1はここ数年改正法案が提出されている労働者派遣法を題材としていること、労働契約法18条の施行期日前の事案でこれにふれる必要はないことが受験生にはわかりにくいくこと、設問1のY1社の就業規則に解雇事由の記載があるのかどうか不明であること、設問1のY1社の就業規則及び設問2のY社の就業規則が労基法所定の手續を履践して作成されているのか不明であること等に照らし、適切とは思われない。

(6)租税法

a. 適切である

- ・租税法の基本的必須知識を問うものであって適當である。ただし、所得税に出題が偏りすぎている面はある。
- ・正確な判例・学説の理解を前提に、具体的な事例をもとに、判例そのままではなく、問題文の事実の評価を要求する問題であり、応用力（あてはめ力）を正確に測れるものであると思われたから。
- ・判例への目配りを求めていた点、源泉徴収の法律関係という手続法の問題にも触れている点などを高く評価した。3時間で良い答案を書かせるのには、やや分量が多いのではないかという点は、気になっている。
- ・学習範囲内でよく考えさせる問題である。
- ・段階を踏んで条文とその趣旨を理解できるかを問うているため、良問であると思う。難易度も設問毎のバランスが取れていると思う。
- ・租税法の基本概念を中心に事例問題で応用力を問う良問であったと考える。
- ・基本的な論点について、適切な分量で出題されております。
- ・従来より難易度は下がっているが、シンプルでよい問題である。
- ・法人税法の比重を高めてもよいように思います。第1問設問1の自説の採点基準が難しく、このような問がよいのか気になりました。
- ・事実関係はやや複雑であるが、基本論点を問う内容となっている。

b.どちらかといえば適切である

- ・設問の内容は適切と言えるが、問題文が長すぎるので、もう少し簡潔にするべきである。
- ・給与所得を巡る論点に問い合わせや集中し、問題文が若干冗長であるという印象が残る点については、改善の余地があるように思われる。
- ・事例に則した当てはめ部分を重視するという趣旨は理解できるのですが、その前提となる法解釈・適用部分がやや容易であると思料します。
- ・良問であるが、2問とも勤労性所得に關係しており、少し偏っているかもしれない。
- ・所得の分類を判例に照らし検討する、租税法の基本的な問題である。
- ・第1問と第2問が類似した問題である。
- ・所得税の実体法を中心に、法人税法や手続（源泉徴収）の論点をちりばめた問題で、かなりバランスがよく、かつごく基本的な知識からその応用まで問う良問である。ただし、所得分類を問う観点からは1問目と2問目がかなり似通っており、昨年度よりも出題範囲が狭まった印象を受ける。二重に同じようなことを訊かれているように感じる受験者も多かったのではないかと推測する。
- ・設問1で源泉徴収の概略をどの程度期待するかが不明確なのが残念。

c.どちらともいえない

- ・第1問と第2問とがかなり近接した問題を問うており、租税法全体の理解を測るためにこれで適切と言えるか、疑問がある。また、第1問の問い合わせについて言えば、問題文中に示されている事実のみから結論が一つに決まらない可能性もあるわけで、適宜事実関係を補充させて「○○の場合には…A所得、××の場合には…B所得になる」といった考え方を求めて良かったのではないか。第2問については、破産管財人の源泉徴収義務に関する最高裁判例にの学説による位置付けが定まってから出題するべきであったのではないか。さらに、第2問設問2で、「給与所得に係る」と書いてあることの意味がややわかりにくい。給与所得でない可能性を検討すべきなのか、(Dが給与所得を得ていることをと所与とした上で)支払者がYではなくXであって、Yが源泉徴収義務を負わない可能性を検討すべきなのか、以上の両方を検討すべきなのか、問題文から判然としない。
- ・法人税の本質に迫る設問があればよい。
- ・範囲に偏りがあり内容も平易であるが、司法試験の選択科目としてはやむを得ないのかかもしれない。

d.どちらかといえば適切でない

- ・本年度の試験問題は、第1問は所得区分、第2問は源泉徴収の要否と出題された論点は異なるが、勤務関係を前提に支払われる給与等の課税関係を問う出題という点では内容が重複している。作問の段階から、第1問と第2問の出題内容や範囲についての事前調整をよく行う必要があったと思われる。

e.適切でない

(7) 倒産法

a. 適切である

- ・事例形式であり、設問も具体的措置を問う内容となっているため。
- ・論すべき問題点の把握に困難はなく、条文や裁判例を的確に理解していれば解答ができる良い問題だと思います。
- ・判例百選に掲載されている裁判例を基にし、かつ、契約条項等を具体的に示したうえで検討させる問題であり、司法試験の理念に即した良問と考えられる。
- ・理論と実務の両面からの考察を求める良問である。
- ・第1問が破産、第2問が民事再生からの出題。それぞれ2つの設問を問うており、これ

を3時間で解答する。全体を鳥瞰してマクロな印象としては、第1問は、否認権と別除権に係る出題であり、設問1については、論点的には、大方の基本書に相応の記載があり、法科大学院における通常の「倒産法」の学習の範疇に含まれる内容と捉えて差し支えないだろう。ただ、設問2は、確かに参考となる判例が百選に掲載されているが、事案の複雑さ、事実認定の微細さやその評価を考え合わせると、少なくとも法科大学院の「倒産法」の授業等で必然的に学習する内容なのかという点に若干の疑惑もある。第2問は、各問い合わせるまでの前提となる事案の複雑さはあるものの、解答すべき内容としては、特定の条文の適否に他ならない。その点、設問1については、題意は明瞭である。対して、設問2は、題意の把握の点に難しさが拭えず、そもそも「倒産法」の学習内容として理解が必須のものと解されるのかという懸念もなくはない。

以下、各設問ごとにミクロに見てみたい。第1問設問1は、危機時機到来前に締結されたAY間の停止条件付債権譲渡担保設定契約につき、Aの破産管財人Xが否認する場合の法律構成を問う（その際、Yからの反論を想定し、Xの否認権行使が認められるかも論ずる）。Xの否認権行使を基礎づける法律構成には、Yとの間で締結された停止条件付債権譲渡担保設定契約自体を否認することや、債権譲渡に際して行われた対抗要件具備行為を否認することが考えられる。前者について、参考となる判例（最判平16.7.16／百選37）では、162条1項1号は「支払不能後または破産手続開始申立て後」とあるけれど、債権譲渡の効力の発生をAの支払停止等の危機時機の到来に係らしめ、これを停止条件とする場合には、契約締結行為自体は危機時機前に行われたとしても、かかる債権譲渡契約は、同号の類推適用により否認できるとされた。後者は164条の適否であり、「15日の経過」要件が問題となる。その起算日を権利移転の効果が発生した日と解する（最判昭48.4.6）と、債権譲渡の効力の発生は、停止条件の成就に係っているから、平成26年12月10日にAが支払を停止し、同月11日にAがBに有する債権につき、Yへの債権譲渡の対抗要件が具備されているので、15日が経過しておらず、否認できないことになる。しかし、これでは、實際には債権譲渡担保が設定されているのに、危機時機が到来して突然対抗要件が具備される形となり、破産債権者の利益を著しく害する。そこで、Xとしては、この起算日は権利移転の原因行為のされたとき、すなわち、AY間の停止条件付債権譲渡担保設定契約の時とすることが考えられる。以上のような検討が解答の骨子となるだろう。かかる内容は、否認権の学習にあって主要な論点の1つといえ、法科大学院における「倒産法」の授業、それを契機とする発展学習の範疇に属するもので、適当な出題と評価できるだろう。

第1問設問2は、買主A、販売会社Cおよび信販会社Zの3者間で、所有権留保特約付信用購入斡旋契約が締結されていたところ、AがZに対する所定の支払を懈怠。そして、A破産し、管財人Xが選任。その後、ZがXに対し、前記の契約に基づいて、Cに留保されていた所有権がZに移転していることを理由に、X占有している目的物の引渡を請求した（ただし、対抗要件はCが保持）場合、これに対するXの主張を問う（その際、Zからの反論を予想して論ずる）。民事再生であることを除けば、最判平22.6.4／百選58の事案

と同様であり、参考判例として援用ができる。それによると、Zの引渡請求は、3者間の契約により、ZがCに残代金を立替払したことで、弁済による代位が生じ、その効果として、残代金債権とCの留保所有権がZに移転（民501条柱書）。この権利の移転は、弁済による代位という法律上当然に生じるものなので、C名義の対抗要件（所有権登録）が存在する限り、Zの請求は、別除権の行使（65条1項類推）にあたり、対抗要件を具備する必要はないとの構成だろう。これに対して、Xとしては、AZ間の支払は、残代金の立替払分に手数料等を加算した金額の債権であり、Zによる残代金の立替払のみで留保所有権がCからZへと弁済による代位の効果として移転するものではない。そうすると、Zの留保所有権は、Aとの間で新たに設定されたものと解される。破産者の特定財産上に担保権を有する者の別除権の行使が認められるには、破産手続開始の時点で、特定の担保権につき対抗要件を具備している必要がある（49条1項参照）。以上、Zに留保されている所有権の権利行使の要件を検討するものだが、弁済による代位を考えるにあたって、Cの留保所有権の被担保債権とZの留保所有権の被担保債権との違いなど微細な事実に着目することが求められることになる。が、これは難ではないか。参考判例の学習が十分に行われていれば、かような懸念は的外れかもしれない。しかし、この参考判例自体が、法科大学院における「倒産法」の授業で考察・検討の対象となったり、あるいは、自学自習等の発展学習の対象となることは、それ程現実的ではないのではないか。そうすると、試験の場で、初見でこの事案を読み解くことを求める問いは、法科大学院で習得する「倒産法」の能力として高いレベルを求めすぎではとも思われる。

第2問設問1は、Aが、再生に不可欠の稼働中の工場設備が含まれる工場不動産と、現在利用していない工場跡地という2つの不動産を有し、この2つの不動産の双方に1番抵当を有するB、後者の不動産にのみ2番抵当を有するCがいた。Aに再生手続開始決定があり、AはBとの間で別除権協定を締結。それには、Aが工場跡地をDに売却し（ただし、不動産上の抵当権を抹消することが条件）、その代金をBに弁済すれば、Bは抵当権を抹消する旨定められていた。ただ、工場跡地には、C名義の2番抵当があることから、Aがその抹消を求めたが、Cは拒否。このままではDに売却できず、その代金をもってBへの弁済に充当できず、結果、Bの抵当権が工場不動産込みで実行されれば、Aの再生が不可となるので、Aとしては、担保権消滅許可の申立てができるのか。これが問い合わせ。148条1項の「当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるとき」に該当するか。東京高決平21.7.7／百選61が参考となろう。設問に至るまでの前提となる事案の説明は長いが、何を論すべきか、その内容に迷うことはないし、担保権消滅許可の申立ての要件は、法科大学院の「倒産法」にあって、必ず扱われるはずである。その意味では、重要な制度についての基本的な理解を問う出題だろう。

第2問設問2は、再生債権の届出がなされず、再生債権者表にも記載されなかった結果、再生計画の中にも示されることがなかった債権が、どのように扱われるかを問う。1つは、Eが、勘違いから再生債権として届出をすることなく、また、Aも失念して認否書に記載

せず、ゆえに再生債権者表に記載されることなく、再生計画にも表示されなかつた売掛金債権（40万円）。もう1つは、再生計画の認可決定が確定した後に、Fが、自らの疾患がAの製品に起因するものであることが判明したことから生じた損害賠償債権（100万円）。181条1項の問題であつて、前者は同項3号の該当性（なお、弁済の時期について、2項の規制あり）、後者は1号の該当性を論じることになり、認可された再生計画の権利変更の一般的基準（再生債権の10%の金額を年1回づつ5回に分けて弁済）に従つて、具体的な弁済の様子を示す必要がある。解答としては、181条1項各号の適用を考えるというものではあるが、事案の内容を踏まえて、この条文の適否の問題であると気がつけるかどうか。再生計画に載っていない債権の処遇は、法科大学院で想定される平均的な「倒産法」の学習内容に鑑みると、どうなのか。「採点実感」を待たねばわからないが、やや不安なところである。

総じて、選択科目として15コマの授業科目が2つ配置される、一般の法科大学院における「倒産法」の授業や、自主ゼミ等を含めた自学自習に割ける学習時間など、普通の学生に想定される物理的制約を前提にすると、「倒産法」について、法科大学院の教育の現状と乖離した相当高度な学習到達度が要求されている嫌いはないだろうか。司法試験が、法曹として社会に貢献できる人材として、そのスタートラインに立つたことの認証であると位置づけるなら、法律実務家としての基礎的な思考能力の可否を測定することが主たるべきである。そのためには、まず法律基本科目に関する基本的素養がそのレベルに到達しているか否かが判定できれば足りるのではないか。法科大学院の教育の中心が基本六法科目にあることは、それが必修科目として多くの単位数が配分されていることからも自明である。だとすれば、法科大学院の教育成果として、実務家としてスタートし得る必要不可欠な能力を具備しているか否かを測定する際には、法科大学院における教育の現状や比重を考慮して、選択科目としての「倒産法」に過大な到達度を設定する必要はないのではないか。「倒産法」については、制度の根幹を成す概念や手続の中核となる条文の解釈、必ず学習する基本判例等の正確な理解など、実務家としての出発を是と評価される程度の能力が備わっているかが判定できればよいのではないか。スタートラインに立てるかの判定の時点で、「倒産法」につき「伸びしろ」的な能力までも評価する必要はないだろう。

- ・比較的オーソドックスな論点に関する問題である。
- ・判例及び条文の知識とともに、バランスが良い。
- ・難易度。
- ・法科大学院における基本的な判例集である倒産法判例百選に掲載された事案を用い、かつ、基本的な事項を問うことからはじめ、応用に至る論点も網羅されており、学生の基本的な学力とその応用力を確認することに優れていると考える。
- ・第1問の両設問は、重要判例を素材とした破産法の基本問題に属する良問であり、第2問・設問1も、再生法上の担保権消滅請求の制度趣旨についての基本的知識を前提に考えさせる良問である。第2問・設問2の自認漏れ等債権の処遇は、どちらかといえば倒産実務上の問題である点で、やや戸惑った受験生も多かったのではないかと推察されるが、民

事再生法の該当条文とその基本的知識等を踏まえてよく検討・分析すれば、十分に対応が可能であったと推察される。その意味で、本年度の問題は、司法試験の問題として極めて適切な良問であったと考える。

・典型的な論点ではなく、基本から考えて解答させる問題であり、倒産法の理解を試す問題として、適切である。

・破産と民事再生からバランスよく出題されており、近時の基本的な判例を題材としつつも応用力の問われる問題となっているため。

・本年は各問とも真検に学んだ者であれば解答できる問題であったと評価できる。

・法科大学院での学習内容の中心をなす条文及び判例についての学習が生きてくる問題であるから。

・重要判例の事案について、多様な法律構成の可能性を問う問題であるため。

・1 『倒産法』中、その代表的な二つの法典、「破産法」と「民事再生法」からの、それぞれ「大問題一つ」の出題でした。従来と同様です。

2 『倒産法』を構成する、倒産「実体法」と倒産「手続法」の二大支柱から、それぞれバランスよく出題（設問）され、その理解（解釈）が問われています。「両法の有機的・一體的理解を問う」、という基本的姿勢が看取されます。これも従来と同様です。

3 素材は「百選ベース」（事案と判旨）であり、しかも近時の、実務上（学説上も）、注目される最判等を複数ピックアップ（関連/接続判例を繋げる）して、問題作成がなされています。

しかも、『最』近時の、直近の最判ではなく、ある程度、年度的に前（数年前）の、最判等を素材としてセレクトしています。学説・実務の評価・運用の経過（固まり）を、ある程度、待っての、出題です。これも従来と同様です。これは、『民訴法』出題でも、同様です。

ちなみに、大問1では、設問1は最判平成16年7月16日・百選5版37事件、設問2は最判平成22年6月4日・百選5版58事件、です。両判例は関連/接続判例です。

大問2では、設問1は東京高裁平成21年7月7日（百選61）、設問2は直接には近時判例とは関係しませんが、民事再生法181条1項1号、3号の解釈・適用が問われました。

結論として、本年も、従来と同様に、オーソドックスな出題がなされています。

b.どちらかといえば適切である

・内容等ほぼ適切と考えるが、これ以上、再生手続に比重がかかるないように望む。

・昨年、一昨年のような実務的に余り問題にならず、また学生が学習しないような問題の出題はなかった。この問題であれば、足きりになっても、受験生側に不満は残らない者と思う。

- ・ 基本的な理解を問う問題であり、基本的に適切と思う。
- ・ 基本的知識が問われているだけでなく、応用力も見られる良問だと思う。ただ、担保権に関するものの比重が若干高い気がする。
- ・ 基本的な問で良いと考えるが、前年の新傾向の問題の出題と大きな落差がある点で、安定的な出題とは言えないのではないか。
- ・ 基礎的な理解を問う問題である。
- ・ 他の選択科目に比し足切りが多い。
- ・ 第1問については問われている内容は基本的かつ重要な問題であり、実務処理においてもよく起りうる内容であるため、授業においても学生の理解を深める必要がある内容と考えられ、適切と思料する。第2問については問おうとしている内容については重要なものと思うが、設問自体がやや現実感に乏しく、かつ、分量も多いと考えられ、授業において言及しきれない内容を多く含んでいるように思われやや適切を欠くのではないかと思料する。
- ・ 第1問第2問ともに基本的な理解を問う点では法科大学院での教育内容に沿った出題であろう、ただ、第1問は近時の最高裁判例に関する知・不知が解答に大きく影響する点や第2問は問題文が長文過ぎる点に聊かの疑問が残る。
- ・ 重要判例を題材としている点が評価できる。
- ・ 例年どおりの出題傾向であり、判例や条文の理解を基礎として応用力を問う問題であったが、やや難しかったようにも思う。

c.どちらともいえない

- ・ 第2問の説明が長すぎる。
- ・ 第1問は比較的基本的な問題であり、適切な出題であると思われるのに対して、第2問は2つの小問がいずれも狭い問題点についてのみの出題であり、民事再生法の基礎的な理解を問う問題として適切とは言い難い。

d.どちらかといえば適切でない

- ・ 第1問の設問1と2、第2問の設問1は、いずれも倒産処理法の基本的事項であり、問題としてこれらの事項を取り上げたことは妥当である。しかし問題文が長過ぎる。他の選択科目の試験問題は参考条文を除けば、概ね2ページであるのに対して、倒産法は4ページにわたっており、受験生の負担が大きい。また、第2問の設問2は、問題を特殊な事情をもって設定しており、これでは、倒産処理法の全体像を正確な理解を判断しがたいのではないか。
- ・ 平易な設例をもとに、条文・判例の理解を問う形式は、法科大学院の講義レベルを反映

したものである。

e. 適切でない

(8) 経済法

a. 適切である

- ・時間内に回答しうるよう問題文の量および質が配慮されている。
- ・適当な難易度の問題となっている。
- ・両問とも要件事実に該当する記述内容を読み取ることが比較的容易であり、また標準的な知識を前提に考察することが可能であると思われるため。
- ・いずれの問題も基本、基礎を踏まえておれば十分に対応できる良問であるから。
- ・独占禁止法の基本的知識と基本的要件への当てはめを問う問題であり、法科大学院での教育内容に即した出題である。
- ・基本を押さえつつ、判例等を勉強していれば確実に回答可能な問題である。
- ・オーソドックスな論点を出題している。
- ・基礎的知識の正確な理解と競争効果分析を行う能力の有無を問う内容であり、内容・難易度ともに適切である。
- ・オーソドックスな内容で、独占禁止法の基礎的知識を問うものであるから。
- ・第1問について：事業者団体の禁止行為に関し、広範かつ主要な論点が網羅された出題であり、受験者の習熟度を把握する上で適切な問題と考えられること

第2問について：従来出題が少なかったが、グローバル経済の中でM&Aが多くみられ、重要性が増している企業結合規制に関し、出題が行われたこと。

- ・以下の通りである。

第1問は、日本遊戯銃協同組合事件をベースにした設例で、①事業者団体の意義、②8条5号の規定の要件該当性、③共同ボイコットの正当化理由等の論点について検討させるもので良い問題と思われる。第2問は、国際的企業結合の事例に即して、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の市場の範囲および競争の実質的制限について検討させるものである。第2問の事例の文章は、どちらかというと違法にならないことが明白な記述になっている。違法か適法かもう少し悩ませるような工夫があってもよかつたように思われるが「適切な」問題である。

第1問と第2問の全体を通して、法科大学院における経済法の学習成果を試す問題となっており、「適切な」問題と思われる。

- ・第1問は、事業者団体の安全基準をめぐり、それを遵守しないアウトサイダーの事業者

を排除する共同ボイコットにつき、実質的要件の基本的な知識に基づき、その違法性の判断を問う設問であり、適切である。第2問は、株式取得による企業結合に関する事案で、独禁法10条の要件に関する基礎的な知識と、HHIを含む企業結合ガイドラインに示されている基本的な考え方が修得できているのかを診る設問であり、適切である。

- ・基本的理解で足りるポイント・やや高度な理解を要するポイントをバランスよく盛り込んでいる。的確な回答を行うために各ポイントを体系的に・順次検討しなければならず、そのような検討を行える程度の理解を有しているかをみることができると思われる。
- ・知識量、事例分析力等、法科大学院で学んだことを正確に理解していれば解答でき、また矛盾や受験者を混乱させるような不必要な記述もなく、良問と思われた。過去最良であり、今後もこのような素直な出題を維持して頂ければと思う。
- ・程度も内容も適切な良問ではないかと思います。難易度は、プレ テスト・ トランク問題くらいであるような印象を受けました。受験生の理解度がここ数年で格段にあがったことを考えると、相対的にいって、易しい問題であるのかもしれません。
- ・過去の経済法の試験でみられた奇をてらったような異常に難しい問題ではなく、9月に公表される出題趣旨を読んでからでないと最終的な判断は難しいものの、問題文の事実から、何が論点として予定されたり、何をどのように答案に書けばよいかが比較的読み取り易いように思われる問題であるから。

b.どちらかといえば適切である

- ・第1問は、「安全性」をどの程度評価するかの問題であり、事業者団体の①自主基準の正当性・合理性、②実施方法の相当性を丁寧に検討すればよいが、価格競争はそれなりに行われており、検討次第では、論点が曖昧になる可能性もある。第2問は、企業結合の典型例であり、合併後の市場占有率40%、第2位が30%、そして第3位に15%が2社存在することから、第1になる40%をどのように評価して展開するか。寡占的な市場における協調的な行為による競争制限的な影響まで検討する必要がある。ただ、HHIによる検討をするのであれば、今後は、条文並みに暗記させる講義が必要となろう。
- ・問題は決して易しくはないが、法科大学院で良く学んだ学生なら何とか対処できる水準であり、分量も適切である。
- ・一部の問題につき法科大学院の授業ではカバーできないような問題がある。また、時間的に厳しい。
- ・事実に適切に法令上要件を当てはめることができるかの能力を問うのには適切な問題だと思われる。ただ、経済法的な思考能力・問題解決能力の評価を本問題において問うには不十分だと思われる。司法試験の要求する到達レベルが前者にあるということを前提にすれば、これでよいということになる。
- ・第1問は、非常に適切な問題と評価している。問題文は一義的に解答を述べることがで

きるものであり、例年に比べて間違いやミスリードしてしまう部分も少なく、難易度も適切である。独禁法2条1項後段や2条4項2号など、非常に理解が進んでいる者と単に理解しているだけの者との間で差が出るように思われ、合格レベルに達している者の中でも段階的な評価ができる点でも、この問題は適切であると考えられる。

第2問は、適切かどうか微妙な問題といえる。様々な事実が並べられているが、適切な法的評価の観点からみると、使える事実は多くない。たとえば「甲のメーカーは、既存の甲の製造設備を利用して乙を製造することはできない。」という一文は、供給の代替性を意味しているようであるが、問題は乙の設備で甲を製造できるかであって、甲の設備で乙を製造できても意味はない。これはいわゆる「ひっかけ」であるならば、供給の代替性に触れたものを減点とし、供給の代替性にすら意識が及ばなかつたものの方がいい評価となることとなり、適当とはいえない結果が生じることにはならないか。川上市場と川下市場の認定等においても同じような問題があるように思われる。

- ・第1問は適切である。第2問は、企業結合規制の競争の実質的制限の考慮要素を示し、事実を正確にあてはめることが求められるが、考慮要素を正確に示し、その上で、各事実をどの考慮要素において評価するか、どう評価するか、結論をどう考えるか検討させるのはやや難度が高い。しかし、ここ数年、受験生間で差がつきにくい問題が多かったことから、この程度の難度のものがときでてもよいであろう。
- ・受験者に十分な判断資料を提示していること。
- ・いずれの設問も、事案処理の基本的なプロトコルが理解できていれば、一応の結論に達することが可能なレベルの問題であり、当てはめの論述等から、事案分析力・総合力などの基本的スキルを判別することが期待できる内容である。もっとも、第2問は、設例としてかなり単純化されたものであり、答案に事案分析力を十分に発現できるものかどうか疑問は残る。
- ・やや難しい問題が部分的に含まれているようにも思われるが、全般的には引き続き基本的な理解を試す問題である。
- ・第2問は、近年重要性を増す企業結合の問題であり、弊害要件の総合能力を問う内容で、適切であると考える。第1問は、問題としては適切であるが、近年の過去間にやや似た問題があったことがやや気になった。
- ・ややオーソドックスすぎるくらいなしとしないが、ロースクールでの一般的な学習範囲からみて、おおむね妥当な難易度と考えられる。
- ・標準的問題。国際企業の設問も適切。

c.どちらともいえない

- ・そもそも短い問題文で経済法の問題を解かせること自体に限界がある。その制約の中ではよく練られたものだとは思う。

d.どちらかといえば適切でない

- ・第1問の甲の市場における20社のシェアをはじめとする市場構造が明らかでなく、したがって、8条1号（私的独占）の問題なのか、8条5号の問題であるかが判断できない。また、第2間に示されているA社～H社の「市場シェア」が、日本国内市場のシェアであるのか、国際市場におけるシェアであるのかが、明らかでない。
- ・[第2問]は「適切である」が、しかしながら、[第1問]が“事業者団体の概念（2条1項・2項）と行為（8条5号）”に係わる論点と不公正な取引方法のうちの“共同の間接の取引拒絶（2条9項1号口）”に係わる問題が絡み合うことになり、難し過ぎるものとなっているので、総合的な評価は、「どちらかといえば適切でない」にした。

e.適切でない

(9)国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・国際法の基本的論点についての理解を試す出題となっている。問題領域のバランスもよい。
- ・設問の第1問、第2問ともに、国際法の主体、法源、責任、紛争解決の各分野での基本的理解を踏まえて、これまでの事例、判例に基づいて作成された問題である。どの部分をどのように答えるのかについて、関連条約の条文およびヒントも与えられているので、司法試験の問題として適切であると判断する。
- ・多様な分野からバランスのよい出題がなされている。難易度も適当である。
- ・過去の判例や実行を踏まえつつ、それらをクロスさせることで、分野横断的な思考を求めるものである。
- ・基本的論点及び重要判例の理解を問う設問となっているから。
- ・第1問と第2問のいずれも、国際公法の基本的な論点が組み合わされた設問であり、国際公法の基本的知識及び主要な国際判例（最近のものも含む）を踏まえれば解答可能である。
- ・論点が多く、考えさせる問題であるから。
- ・近年の事例を題材にしており、重要な論点を的確に尋ねる内容となっている。

b.どちらかといえば適切である

- ・ケーススタディー中心の学習を必要とするから。

- ・複雑な事案だが、設問での誘導が丁寧であるため。
- ・国際法の適用をめぐる典型的な事例を扱った無理のない出題という印象がある。一部には *erga omnes partes* な義務を念頭に置いた問い合わせなど、受験者に求める水準としてはやや難易度の高いところもあるが、総じて良問であったと考えられる。
- ・第 2 問の 1 が、詳細な国際経済法判例の知識を不要として、管轄権に関する国際公法の知識での回答で得点が得られている場合には妥当と考える。
- ・第 1 問は、ICJ の過去の判例を想定したものであり、適切な事実設定である。また、「引渡し又は訴追の義務」の適用方法を問うた上で安保理決議上の義務の優越性を論じさせる点で、設問 1 と 2 は適切である。他方、設問 3 は、第三国の原告適格を「評価」せよという点でやや抽象的な問い合わせである。さらに、Z 国の原告適格を論じるためには、モントリオール条約上の義務が「条約内対世的義務」(*obligation erga omnes partes*) を構成しているか否かを検討する必要があるため、やや難易度が高いように思われる。設問の形としては、より具体的に「原告適格が認められるとすれば、その根拠を述べよ」という設問が望ましいように思われる。第 2 問は、国際法上の多くの論点（国内法の域外適用、領域管理責任、暫定措置における回復不能損害要件）がやや強引に組み合わされているが、工夫された事実設定である。なお、設問 3 については、緊急性要件（又は損害要件）と予防原則（又は予防的アプローチ）の関係に触れざるを得ない。この点で、学生にとってはやや難易度が高いと言えよう。
- ・小問の中に、難易度のやや高い問題が含まれている。
- ・様々な分野から出題している点は好ましい。但し第 2 問は「複合的な問題」とは言い難い。第 1 問、第 2 問とも国際司法裁判所の手続問題に絡めているが、幅広い知識を問うという点で疑問が残る。また無理にそこに絡めようとしている印象もある。
- ・試験時間に対して解答すべき内容が多すぎるのではないか。
- ・基礎的な出題になってはいるが、国際法の学修を学部時代からしていなければ解答できないと思われる複合的な出題もある。
- ・今年度に限らず、この数年の出題は受験生に配慮した解答しやすい出題となっている。

c.どちらともいえない

- ・出題範囲の広さや選択率の低さを考慮すれば、もう少し基本的な問題が望ましい。
- ・第 1 問は、ロッカビー事件を取り上げつつ、事実関係を改め、最近の判例（訴追か引渡か事件）を織り込んでおり、よく考えられた問題であると言える。しかし、設問その他に若干改善の余地がある。まず、モントリオール条約には留保が付されていなかったことを明記しておくべきである。設問 1 では、「管轄権の問題は論じなくて良い」と注記されているが、あたかも「受理可能性その他の問題はふれるべき」と示唆しているようにとることもできる。「本案に関してのみ論じれば良い」とした方が良かったんだろう。

第2問設問3に関連して、そもそも国家が、他国にある私企業の操業停止を求める暫定措置を要請することができるのであろうか。国家に操業停止をさせるよう義務づけることを求めるとしても、そうしたことを認めれば実際上の効果としては、個人の行為を国際法が、そして国際司法裁判所が国家を経由して規制できることになってしまう。本来は、Y国の国内裁判所を利用すべき事例ではないだろうか。X国の立場で論じるので、こうした問題点が受験生に意識されず、受験生に間違ったメッセージを与えそうである。また第2問でも、選択条項受諾宣言に留保が付されていたのかどうか記されていない。明記すべきものと思う。

- ・司法制度に関する出題の趣旨は悪くはないが、例年より難易度が高すぎる。
- ・法科大学院の授業で教えることのできる範囲をやや越える出題がなされている。最新の国際判例に関する理解を求めるような出題は、国際公法の選択動機を低下させる恐れがある。基本的な内容を問う出題の形式が望ましい。
- ・第1問1「I C Jはどのような判決を出し得るかを論じなさい」という曖昧な問い合わせ方では、何が問われているのか判断に迷う（誤解する）受験生が生じ得る。第2問3（[I C Jの] 暫定措置を要請するに当たり、甲社の工場の操業を差し止める必要性を、どのような根拠で主張し得るか）は、司法試験でI C Jの特定の付随手続について頻繁に問う意義があるのかどうかは別としても（平成23年第2問2参照）、国際法の学修の度合いが点数に反映されるような内容・性質の問題と言えるかどうか疑問が残る。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

（10）国際関係法（私法系）

a. 適切である

- ・基本的な知識を問う出題であり、適切と考える。
- ・全体として、適切であると考える。基本的な教科書に書かれていることであり、教科書を理解している受験生にとっては、見慣れない問題や難解に感じた問題はなく、いずれも基本的な事項について問うものである。その意味で、適切であったといえる。ただ第1問の問題自体は基本的な知識を問うものであり、その点では妥当であるが、実務的にはまったくといっていいほど出現しないものであり、実務家養成試験としては若干疑問が残る。
- ・夫婦財産制について総合的な理解が問われる問題が出題されていること。代理店取引実

務における契約紛争の状況を適切に反映させた問題が出題されていること。

- ・出題の範囲・水準・分量ともに、受験生の学修レベルを判定するのに適切なものである。
- ・分野横断的であり、総論の知識に加え、国際財産法・国際家族法・国際民事訴訟法の諸論点がバランス良く配置されていると思う。
- ・基礎的な事項を問う問題として、受験生が解答しやすいように工夫して出題されているから。
- ・基本書の基礎的理解と条文の基礎的運用能力をみるのに適した問題である。
- ・論すべき論点の量及び種類はいずれも適切で、内容的にも基本をしっかりと身につけていれば答えることのできる問題である。
- ・領域別にみると、従前同様に、国際財産法、家族法からバランス良く出題されている。また、問題の内容も条文の運用能力および学説・裁判実務の理解を確認するものであり、難易度も適切であると思われる。
- ・第1問および第2問とも、いわゆる国際私法としての問題としては、基本的な知識を問うものであり、事実を的確に取り上げて、それに法を適用することで、求められた解答を導き出すという点で、適切であるといえる。

第1問は、法の適用に関する通則法において、平成元年の法例改正を踏襲し、夫婦財産制においても、段階的連結を採用しているということが理解できていれば、特段難しい問題はなく、婚姻から死亡までの時間的な経過に伴う不動産の違いにより、その準拠法の決定方法の違いを理解できるよう、また夫婦財産契約の締結時期の違いに応じて、段階的に解答しやすい出題となっている。非常に良問であるといえるのではないだろうか。なお、いずれの設問においても、外国法である甲国法が適用されることとなった場合の公序違反の有無の問題を検討することも忘れないようにするという点でも、評価できる問題である。

第2問は、委任契約関係における代理権の有無を決定つける準拠法を問う問題であるが、通則法が制定された際に、法人の権利能力・行為能力の規定を設けるかどうかが検討された経緯を理解していれば、特に難しい問題ではなく、また小設問は、国際取引において非常に多用されている独占的販売特約店契約に関する問題を扱うものであり、独占的販売特約店契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄権を問うものであり、民訴法改正法第3条の3以降の規定を利用しながら、解答することを期待されている。また、独占的販売権を侵害したことによる不法行為に基づく損害賠償請求権の準拠法も問われているが、不法行為に適用すべき準拠法の決定ルールとしての通則法17条が適用されるかどうかを分析することが求められているという点で、それほど難しいとは思われない問題である。

- ・例年どおり家族法の分野と財産法の分野と各1題ずつの出題で、準拠法と管轄についての論点も、基本書（テキスト）と判例百選をベースとした知識があれば、丁寧に条文にあてはめを行えば、合格点をとることができる問題である。
- ・第1問は事項としては、少し戸惑った受験者も多かったかもしれない。とはいえた内容的

には、いわゆる変更主義と夫婦による法選択の意味がわかっているか（基本的なこと）が主に問われていると思われる。簡潔ではあるが、よい試験問題だと思われる。第2問もよい問題だと思われる。代理と契約（不法行為）に関する事項につき、国際裁判管轄と準拠法が、広範囲に問われている。とはいっても、授業で必ず扱っている問題ばかりである。応用よりも、規定および判例のルールの趣旨理解を問うことが主眼とされていると愚考した。

- ・基礎的な事項を問う問題として、受験生に解答しやすい出題の工夫がされているから。

b.どちらかといえば適切である

・第1問は、夫婦財産制の準拠法について、法の適用に関する通則法26条1・2項における変更主義と将来効、反致の排除、当事者による準拠法選択の範囲を踏まえて順次答えさせる問題で、基本的知識を問うには適している。もっとも、設問1～3は、いずれも夫婦財産制の準拠法を問うもので、射程が狭い。たとえば夫婦財産制の第三者に対する効力（同法26条3・4項）や離婚時の財産分与、あるいは相続の問題と組み合わせるなど、少し工夫の余地があったのではないかと思われる。他方、第2問は、代理、契約、不法行為の各々について、バランスよく準拠法又は国際裁判管轄の決定方法を問うもので、出題範囲及び難易度ともに適切であったと思われる。

・いずれも基本的な問題であって適切であると考えるが、あえて注文をつけるとすれば、次の点である。すなわち、第1問に関しては、夫婦財産制の準拠法についての合意や、そもそも夫婦財産契約そのものの締結がさほど多くないことに鑑みれば、準拠法合意がない場合の法定夫婦財産制の準拠法に関わる設問の比重をもう少し大きくした方が適切であったのではないかという印象を持った。また、第2問に関しては、「国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用はないものとして」という留保がなされているが、現実の裁判例ないし仲裁判断例において、独占的販売権を伴う売買契約への同条約の適用の有無がしばしば問題になっていることに鑑みれば、その点について言及させてもよかつたのではないかと思われる。

・問題は例年のとおり、人事・家族関係と財産関係で各1問で問題としては違和感はない。ただ国際関係法・私法系の参考法令を見直すべきではないかと考える。すなわちウィーン売買条約についての問題が少なく、またニューヨーク条約やモントリオール条約を参照するべき問題はなかった。民訴条約、送達条約も参考する必要がなかったように思われる。国際私法の実務では、国際的には商事仲裁が重要性をもっており、仲裁法を参考法令としていないことに不安を感じる。

- ・出題内容。

・基礎的な理解を問う問題であり、また量も適切であったと思われる。例年の傾向から今年は国際取引分野からの出題のないことが予想されこの分野について準備しない受験生も見受けられた。出題のあり方に若干の疑問がのこる。

- ・難易度は適切であるが、いささか設問（解答すべき事項）が多いように感じられる。もう少し絞り、深みのある記述ができるかどうかを見て、採点に差をつけるようにするほうがよいのではないか。
- ・新しい観点から作問をする姿勢を評価する。

c.どちらともいえない

- ・【第2問（財産法問題）は、若干難度の高い論点（設問2(1)イ）が含まれているが全体のバランスとしては適切であると考える。しかし、第1問（家族法問題）は、裁判例も少ない夫婦財産制に特化しすぎているきらいがあり、どちらかといえば適切でないと考える。】
- ・内容的には、とくに問題ないが、枝間の数が多すぎる。もっとじっくり考えさせるべきである。【国際私法担当者】

CISGについては、隔年の出題という傾向が定着してきているようであるが、毎年出題するべきではないかと考える。例えば、今年は枝間含めて合計5問なので、そのうちで一つくらいは入れてもいいのではないか。【国際取引法担当者】

- ・①第1問の日本語の文章表現が適切ではない

「次の物に関する夫婦財産制」：夫婦財産関係というべきところ

「この合意により、」：「により」の意味が不明瞭

②第1問、第2問ともに、各小問の求める解答（設問の仕方）が単純にすぎる。相互の連関もなく、単間が複数連なっている、との印象を受ける部分がある。

③第2問設問1の設問形式は、日本で一般に論じられている特定の解釈論的立場を前提としている。少なくとも国際的には別様の考え方も存在し（特に、コモンロー系での議論）、日本では法律上明文の規定のない問題であるため、そうした別様の考え方を探ることは必ずしも排除されていない。にもかかわらず、上記設問形式はそのような別の立場からの解答に十分配慮していないように見える。具体的には、「代理権を有するか否か」の準拠法という問題設定（設問1（1））は、すべての解答者にとって公平な設問であったか。

d.どちらかといえば適切でない

- ・問一については、実務上殆ど問題となることのない夫婦財産制に関する問題を出すのは、重箱の隅をつつくような暗記型の学習を学生に促すことに繋がり、適切とは思われない。

e.適切でない

(11) 環境法

a. 適切である

- ・ いずれも奇をてらうことなく、基本的内容及び論点を問うている。公法・私法にかかる問題がバランス良く配置されている。
- ・ 第1問は、不法投棄を防止するための産業廃棄物管理票制度の限界、不法投棄発生にいたる事実経過を踏まえた上で、その法的解決のプロセスの理解を問う問題である。第2問は土壤汚染にいたる事実経過を踏まえた上で都道府県の土壤汚染に対する法的対応措置を理解しているかどうか、そして、人身被害に対する法的救済の概要を問うものである。いずれも環境法の領域として隣接しており、別の領域の問題選択の可能性もあってもよかつたのではないかと感じた。
- ・ 例年と異なり、2問とも事例形式のみとしたことがよい。その事例も極めて適切である。
- ・ 問題テーマの選択、その内容等について、よく考えられていると考える。
- ・ 近時の著名事例や典型事例を扱うなど、オーソドックスでバランスの取れた出題である。
- ・ どの法科大学院の環境法の授業でも学習することが期待される基本的な条文に関わる、適切な問題であると思われる。
- ・ 要求される解答内容とそれに至る検討過程が概ね見通しやすいこと。
- ・ 第1問は廃棄物処理法のマニュフェストに関する出題がなされたが、環境法の基本的な理解を問うものといえ、第2問の過去の出題を検討しておけば、解答の目処は立つ問題といえる。
- ・ オーソドックスな問題である。
- ・ 重要分野について制度の趣旨を深く認識させる良問である。解答に必要な思考のパターンが両問ではつきりと異なっていた方がよいかもしれないが、いろいろな組合せを試してみたい意味もあり、難しいところである。
- ・ 第1問設問1、2は、いずれも不法投棄の問題であり、両者の違いを意識しながら解答するのは少し難しいのではないか。
- ・ 全般的には適切な問題であると考える。ただ、法政策の側面が従来よりは希薄だったかと思う。
- ・ 設問の意図がわかりやすく、素直な作問であるため。
- ・ 基本的な理解を問う問題であり適切だと考えるが、第2問の小問2は、設問の何を仕方がやや抽象的なため、何をどこまで書くべきかについて、とまどった受験生がいるのではないか。
- ・ 環境法および民法・行政法等関連する分野に係る基礎的な勉強をきちんとしており、かつ、実社会で生起している事案にアンテナを張りつつ、これまでの出題傾向を分析していれば一初見の資料をその場で読みこなす力を問われるというのも従来どおり十分対応出来る問題であり、適切であると考える。

b.どちらかといえば適切である

- ・出題形式、設問内容ともに一定の配慮がなされおり、また、出題範囲もほぼ妥当である。
- ・行政措置と行政法上及び民事法上の責任のいずれをも問う出題である。
- ・基本的な問であることは良いが、考える力を見ることが出来るかに疑問がある。
- ・基本的事項を問うものであるが、やや難易度が高めのように思われる。
- ・廃掃法の問題はいきおい複雑になる傾向にあるように感じる。
- ・設問内容そのものは適切であり、特に、第2問の〔設問2〕において行政機関の権限不行使の場合の損害賠償問題という話題の問題を取り上げているのがいい。ただし、従来、法政策問題が含まれていたがそれもなく、いずれも事例問題となっているはどうか。問1と問2に設問がふたつずつあるので、合計4つの設問のうちひとつは、法政策的設問にしてもいいのではないか。

c.どちらともいえない

- ・今回は、出題された両問とも（および各枝間のすべて）に、「訴訟として構成しやすい事案」について、「条文および参考資料からの、当該制度の内容の把握」を前提として回答する能力を評価することが意識されているように見える。もちろん「司法試験」という性格上、それは必要なことではある。しかしその一方で、「環境法」という分野の性格・特徴、および社会において環境法制度が果たすことを期待されている役割等を考えるならば、どちらか1問（あるいは、少なくともどちらかの設問の枝間のひとつについては、「当該の問題について、環境法制度による社会の環境管理として『望ましい姿（目標、方向性）、あるいは／および、「なぜ、このような制度が設計され運用されているのか」＝「どのような目標に向かって、どのような制約条件の中で取り組むための仕組なのか？」等について問うことを考えて欲しい。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

- ・第1問は、廃棄物処理法改正による排出事業者責任の強化に関する問い合わせであるが、マニフェスト規制、排出事業者の確認の責務、委託料の適正さといった論点が多く込み入っており、受験生を戸惑わせたものと思われる。第2問は、土壤汚染事案に対する土壤汚染対策法による措置（設問1）に加え、これによる健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の行政上／民事上の請求（設問2）を訊いており、行政責任（国賠法含む）、水質汚濁防止法との関係、民事責任にまたがり、請求の根拠と内容、「不安」の評価など論点が多くて、

第1問と合わせ制限時間内ではまとめきれない。

*回答なし

- ・第2問については、まずはまずの問題と思う（b）が、第1問についてはあまり適切とは思わない（d）。理由は、問われている内容が、廃棄物法の改正経過の細部にわたる知識を要求しているのではないかということと、提供されている資料が、元になる資料の一部を切り取ったものだが、受験者としては、これだけ与えられても、その資料の全体について知っていなければ資料として使えない、という不親切さがある、と思われることである。

4. 短答式試験の科目変更についてのご意見

<●●●>

【以下、本学の担当教員より出た意見を箇条書きにて記載します】

- ・憲法、民法、刑法のみで十分に法律的な素養を測れるので、適切な措置であったと思う。
- ・この点について、一度、受験生にアンケートをしてみてはどうか。その上で、復活も含めて検討してはどうか。
- ・これらの科目での知識が、論文試験における「論点」に偏る（論文試験に出ない知識がないがしろにされる）のではないかという危惧がある。全法科大学院で到達度確認試験を実施し、成績上位者の短答試験を免除するというのなら別だが、現行制度を前提にするなら、短答試験を復活させるか、論文試験の設問でその種の知識を問うようにすべきである。
- ・大変良いことだと思います。短答式試験は、本来はないほうが良い。この3科目となつたことを契機として、短答式試験は全面廃止を希望します。
- ・短答式試験がなくなると、学生の学習が論文式試験に出題される「論点」に偏る傾向があり、知識に「穴」が生じる危険があるので、本来は論文式試験とともに短答式試験も実施することが望ましいと思うが、受験生の負担軽減という観点からどうしてもやむを得ないということであれば、短答式試験の科目を憲法・民法・刑法の3科目にすることも1つの選択肢として考えられる方法かも知れない。

<●●●>

(公法系より)

配点は兎も角、行政法以下の4科目についても、網羅的に基本事項を確認する意味から、短答式試験を行うべきである。また、短答式試験の科目を減らすことは、その成績と論述式8科目の総合点との相関は薄くなることであるから、短答式試験段階での合格率を上げなくてはならないはずであり（逆ではない）、もしくは4割に満たない者は致命的という水準の基本事項だけを問うものでなければならない。総じて、短答式試験段階でのいわゆる足切りは、受験者減もあり、意味がなくなってきたいるのではないか。

(商法担当者より)

商法が短答式の試験科目から除外された関係から、学生の商法（特に、商法総則・商行為や手形法）に対する関心が急激に下落しています。また、会社法に対しても、論点ばかり覚える傾向が強くなっています。条文から理解するという基本的な学習を推進する上では、短答式の試験科目であるべきだと考えます。

(刑訴担当者より)

- ・刑訴法について、短答式試験が廃止されたが、論文式試験の現状を前提にすれば、基本的知識全般を確認するという意味において、短答式試験の有用性は失われるものではない。
- ・これまで、短答式試験で基本的知識を問い合わせ、論文式試験で知識を前提とした思考力を問うという方針であったと思われるが、短答式試験が廃止となったことで、基本的知識を論文式試験でも問う必要が出てきたと思料される。したがって、これら4科目の論文式試験については、これまでのような長文問題にとらわれることなく、かつてのような一行問題も出題し、受験生の基本的知識の定着度を測るべきである。
- ・憲民刑3科目の難度が極端に高まるのではないかと懸念したが、むしろ、難度が低下したように思われる。短答式試験の趣旨からすると、望ましい傾向と思うが、受験生にとっては、差を付けにくく、安易なミスが致命傷になりかねないこととなり、単純に負担が軽減したとは言い難いよう思う。

<●●●>

- ・対象から除かれた科目について、今後、論文式試験の出来が著しく低下するということにならないか不安はある。2年次以上対象の授業においても、非常に基本的な内容すら理解していない学生が少なからず見受けられ、「あとまわし」化しているような印象はある。

他方、短答式試験科目の削減は、学生にとっては負担を減らすものと思われる所以、短答式試験がない科目においても、基礎的知識の定着を図るような工夫を継続していくばよいし、短答式の試験結果には直接つながらなくとも、長い目で見て合格という結果に資するものであるとの認識を学生に持たせることで足りると思われる。

- ・行政法以下の4科目が除かれたことは、受験生の負担軽減という観点からもやむを得ないものであろうと思われる。

<●●●>

商法の短答式がなくなったのは素晴らしいこと

法曹にとっての基本的かつ重要な科目にしぼったことは適切であったと評価している。

短答式試験の負担を減らすこと自体には賛成である。条文を引けば済むことを重箱の隅をつつくような短答式試験で法的思考力を測るのには限界がある。法律家として必要最低限の水準を要求するような出題形式が望ましく、基礎的な憲・民・刑に限定したのは納得できる（ただし、もちろん憲法・民法・刑法という科目自体の重要性が行政法・商法・訴訟法に勝るとは全く思っていない）。

短答式試験の場合、論文式試験と異なり、基礎知識が正確に記憶されているかについて問う意義があるので、本来は幅広い科目について、短答式試験を実施することが好ましい。他方で、改正をした以上、一定程度の長期間は、その内容を継続実施することが望ましい。

<●●●>

民事訴訟法については、細かい知識（条文・判例）の丸暗記をする必要がなくなり、受験生の負担が減り、妥当である。

賛成である。ますます基本的知識のものとして8割位が通過すべきものでよい。

<●●●>

①商法については、短答式試験のための勉強は、基礎知識の修得に役立っていたように思う。短答式試験の勉強をしなくなることで、応用力の前提となる基礎知識の低下を招いているように感じられる。

②3科目に受験者の学習が集中するようになり、短答式試験から除かれた科目についての基本的な学習がおろそかになっている懸念がある。

<●●●>

学生が日頃の学習において条文をきちんと参照するためには、除外された科目についても、条文の要件・効果・趣旨などを問う程度の基本的な問題を課すことは有用と考える。

<●●●>

短答式の科目を限定することは望ましいと考える。そのことにより3科目の問題が細かすぎる知識を問うものにはならなかった点も評価できる。

<●●●>

そもそも、法科大学院に求められる授業内容との乖離に加え、旧司法試験（昭和30年代を除く）から続く、法曹としての必要な素養とは無関係に思える程度のパズル的な出題を伝統とする短答式試験に懷疑的な立場からすると、行政法以下の短答廃止は、さしあたり

積極的に評価することができるが、やはり出題内容を基本事項の確認程度にとどめるような抜本的改革をしない限り、全面廃止も検討に値するのではないだろうか。

<●●●>

- ・短答式試験にかかる受験生の負担が軽減し、じっくりと考える論文対策に時間が回せるようになると考える。この改革が適切と考える。
- ・一方で、除外科目について論文式で出題されそうな部分に偏った学習がなされないか危惧される。
- ・今後も論文試験のレベルに変更がないのであれば賛成である。

<●●●>

学生への負担が、軽減されてよかったです。

<●●●>

科目によっては、論文式ではきき難く、短答できくのが適切な分野があると思われる。また、全体の流れを把握してもらえていたり試すには、短答式での出題のほうが適切な科目もあると思われる。こうした意味からも、両訴訟法は短答式試験を課すほうが望ましいと考えられる。

<●●●>

- ・民事訴訟法について、今年度から短答式試験が除かれたが、短答式試験で確認すべき基本的事項については、論文式試験問題の中でも十分に確認できるので、問題はないと考える。また、受験生の負担軽減の観点からも賛成したい。

<●●●>

○商法が短答式から外れたことで、商法が苦手な学生ほど、基礎的知識の軽視による弊害が生じるとともに、学習が十分なものとそうではないものの論述試験での差が拡大した感がする。

○（1）賛否はあると思う。すなわち、3科目にすることで、これらに学力を集中させるということなのだろう。しかし、短答式での不合格者の多さをみると、その効果はどうだったのか。「いや、1年で結果云々は早過ぎる」というのも正当だろう。ならば、数年後の見直しが必要ではないか。

（2）とくに修習との関係からいえば、刑事訴訟法の基本的な知識をなくしていくというのは、いかがなのだろうか。法科大学院における刑法と刑事手続法との有機的なつな

がり（例：罪数論）の重要性を考えるとき、刑事訴訟法を論文だけとするのは、少し不安を覚える。「旧司法試験時代も、そうだったではないか」とは言うが、受験生の質は、目に見えて下がっている。それは修習生を担当する各教官の皆さんのがよくご存じのはずである。

その中では、「禁断の決断」だったのではないか。決断する側の難しさというのが、法務省司法試験委員会の説明PDFだけでは分からぬので、何とも言えないが（大幅な変更な割には、少し説明不足だったのでは）。

<●●●>

- ・受験生の負担軽減のために適切である。
- ・特に問題はないと考える。
- ・刑事系刑事訴訟法の短答式の復活を望む。手続の作動する仕組みの細部を知っていることは実務家にとって不可欠であるが、条文と教科書を読めば済む手続の仕組みを淡々と説明することを双方向式の授業で時間を割いて行う意味はなく、授業の力点はやはり解釈論に傾く。しかしその結果として学生は、手續の仕組みを知ることの重要性を認識する機会も学習する動機も得られないままになってしまう。学習の動機づけとして短答式試験が存在することは大いに意味があるのであり、予備試験では短答式試験が存続しているのであるから、結局、短答式の廃止は、予備試験組の優位をより高めるだけであろう。短答式試験は訴訟法こそ必須なのであって、廃止するならばむしろ憲法などを対象とすべきであったろう。
- ・適切であると考えます。

<●●●>

○変更以前に復すべきだと思う（3件）

○行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、基礎的な判例理解等が問われる短答式試験がなくなったことを踏まえ、論文式試験において基礎的な論点を含めた問題作成に切り替えるべきである。これまで見られたように、応用・発展的な問題のみを問えば、これまで以上に基礎的知識に欠ける者が良い評価を得る可能性が高くなつた。司法試験趣旨に立ち帰り、基礎的な知識を重視しながら、これらの科目については、今後、応用・発展的な力も評価するという総合的な問題を作成していくべきである。

<●●●>

○行政法担当者だが、些末な知識の暗記に時間を割く学生がいたことを考えれば、3科目

方式には基本賛成する。

○受験生の学習負担・受験負担は、ある程度は減少した面もあるのかもしれないが、基礎的な知識の学習を促進する意味では、3科目以外についても短答式試験を課しても良かったのではないかとも思う。また、勉強期間の長い、旧試験からのいわゆる「ベテラン受験生」にとって、有利なものとなった面はあったのではないか。科目数が減ることで、差がつきづらくなることによって、今後、「難問化」が進むおそれもあるように思われる。

<●●●>

- ・特に未修者の負担を考慮すると、全ての科目について短答式の細かな知識を要求することは妥当ではなく、3科目としたことは適切な変更であった。
- ・従来の短答式試験においては、民事訴訟は、管轄などの知識だけを問う問題が出題されていたのが、短答式試験から除外されたことによって、学生が論文式試験に集中することができるの歓迎したい。
なお、予備試験ではなお民事訴訟などの科目は残っており、アンケートは、今後、予備試験との比較をすべきではないかと考える。
- ・刑事訴訟法についていえば、短答式試験によって、論文式問題では試すことのできない条文や判例の基礎知識を試すことができていたにもかかわらず、それがなされなくなってしまい、受験生の実力をバランス良く測ることができないのではないかという危惧がある。特に、従来の短答式試験では、少年法や被害者保護等に関する基礎知識も問われており、良問であると思っていただけに残念である。できれば復活させてほしい。

<●●●>

- ・論文試験において、短答的要素を入れることは困難であることはよくわかるので、短答式がなくなった4科目すべてについて、短答的要素も一部入れるような問題形式にすることで工夫することを考えてもよいのではないか。
- ・3科目に絞ったのはよいことだと思う。法科大学院制度開設の当初はともかく、現在の法科大学院生の能力等を考えたとき、基本7科目のすべてについて短答式と論文式の双方を要求するのは加重な負担だからであって、法科大学院制度の目的を十分には達成できない可能性をはらむからである。ただし、行政法等の4科目については、短答式試験

でしか受験生の能力を測れないような基礎的理解・知識について、学修意欲を削ぐという懸念があることに留意する必要があるだろう。たとえば商法でいうと、学生の学修時間はもっぱら会社法に割かれ、商法総則や商行為・手形小切手の学修時間が、現実に大きく減っている。

その観点からすると、実務法曹の資質を論文式試験によって図ろうとするとき、——選択科目を別にすれば——憲法・民法・刑法の3科目だけでも十分だともいいう。すなわち、発想を転換して、行政法等の4科目は短答式だけにして、論文式は憲法等の3科目だけにするという方法も検討課題になるように思われる。

たとえば商法でいうと、商法の論文式試験で図ろうとする部分の資質は民法の論文試験だけでも一定程度は推測できる。他方で、商法総則などに関わる理解を問うができるのは、商法の短答式試験だけであろう。そうであれば、発想を転換してはどうだろうか。

・刑法についてはここ数年、短答式で基礎知識の確認を行い、論述式で基本的な論点についての事実認定の能力を試すという傾向が続いているが、今年度はまさにそうした傾向が最も顕著に窺えるものであった。こうしたことは実務家登用試験としての基本的な性格に合致するものと思われ、望ましいと考える。

こうした傾向に照らすとき、短答式試験を廃止した科目について、これにより論述式試験のレベルを大きく変更させるような意図が含まれているのかが気になる。いずれにせよ、法科大学院の基本的な教育内容を大きく逸脱することのないような制度設計をお願いしたい。

・科目の性質としての当否は分からぬが、受験者の負担軽減としては良いものと思います。

・受験生の受験負担を考慮すれば、適切である。

・短答式は、法曹に必要な最低限必要な知識を修得させるという意味でも必要なものと考えており、受験生の負担減から憲法、民法、刑法の3科目に限るという政策的な判断の是非はひとまず措くとしても、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について再検討すべきものと考える。

<●●●>

A. 基本的な力量を測る意味では3科目に限定した方が妥当と思われる。

B. 短答式を3科目へ減らしたのは、極めて問題である。論文で出題できる範囲は自ずか

ら限られており、受験生はその部分しか勉強せず、旧試験と同じ問題を生ずるであろう。早急に元に戻すべきである。

- C. 商法の短答式試験を除いたことは適切であると考える。
- D. 短答式を3科目としたのは、受験生の負担軽減の面から賛成できる。
- E. 短答式試験実施科目は、憲法、民法、刑法ではなく、むしろ、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法にすべきである。

<●●●>

- ・商法に関しては、有名な複数の最高裁判決の理解を出題する点で、例年よりも確実な知識を問う出題であったと思われるが、これは、短答式から商法が除かれたため、基本事項の知識の確認を論文式試験で行うためであると思われる。気になるのは、短答・論文を通じて条文知識を問う問題が減っていることから、短答式試験がなくなったことで条文知識がおろそかになっているのではないかという点であるが、本年度の問題であれば、あえて条文知識を問う問題を入れる必要はなく、上記の懸念は来年度以降の試験の採点実感待ちであろうか。
- ・短答式試験において民事・刑事の両訴訟法の出題を行わないこととされたのは、実務家登用試験としての司法試験の性格に反するものであり適切ではない。法廷実務においては、一定の手順に関わる基本的知識の定着そのものが、日々の業務の円滑な遂行にとって不可欠であり、短答式試験は、まさにその種の知識の定着度合いを測定するのに適した方式である。そして、その果たすべき役割は、実務上生じうる事態に対して、定着している知識を実地に応用する力の有無・程度を測定することを主眼とする論文式試験によって代替されうるものではない。負担の軽減が必要であるとしても、直ちに出題科目から除外するのではなく、科目数は維持しながら試験範囲を限定するなどの形で対応することが可能である。相応の見直しを伴いつつ、可能な限り速やかに、上記両科目の短答式試験の実施を再開すべきである。

<●●●>

- ・短答試験がなくなったことで、論文式の出題傾向が大きく変わるのでないかと心配していたが（そのようなことはなかったので）、従来の法科大学院での授業内容で十分対応できるものであったと考える。つまり多くの受験生に特に影響はなかったのではないかと思う。（商法）
- ・純粹未修者（他学部出身者）の負担を軽減し、他学部出身者を法曹に誘導する必要は理解できるが、既に、法学部で3～4年程度法律を学習している既修者と合格率が全く同等になることを期待するのは無理がある。法曹有資格者の選別には、限られた問題数の論文式では取り上げにくい、幅広い基本的知識を習得していることの確認が必要であると考える。とりわけ民事・刑事の訴訟法は基本であることを考えると、削減は行政法と商法に限るべきであろう。（民事訴訟法）
- ・憲法・民法・刑法以外の科目についても基本的知識を有することが望ましいですが、受

験生の負担を軽減するためには他の科目的廃止はやむを得ないと思います。これまで短答対策として万遍なくすべての領域を講義してきましたが、これからはより行政訴訟に重点を置くべきかどうか思案しています。（行政法）

- ・一見受験生の負担が減ったように見えるが、刑事訴訟法の基礎的理解をきちんと見れるというメリットがなくなって、少し残念である。（刑事訴訟法）
- ・受験の「暗記」への負担が軽減されたのはよいと思います。ですが、受験者間の差をつける必要などから3科目の難易度が不適切に上がることにならないかとの危惧も併せ持たざるを得ません。（憲法）

<●●●>

- ・司法制度改革当初の趣旨である多様な人材育成の点では、大きく後退したと考えている。試験制度は求める能力を発信するメッセージであり、多分野に対する知見を身につけることへのインセンティブを失わせる制度改悪であると思う。
- ・論文式試験で行政法等の科目についての学力を問う以上、短答式試験は3科目で十分だと考える。
- ・7科目から一挙に3科目に減ずるより、両訴訟法（手続法）を除いた5科目で実施してもよかったですのではないか。

<●●●>

少数科目についてだけ詳しく勉強するように誘導する結果となっており、広い分野についてそれなりの知識をチェックできなくなっているのではないか。
会社法においては、どの程度まで詳しく勉強する必要があるのか、戸惑いが見られる。

<●●●>

- ・以前のように7科目が適切かと思う。ただし、難しい問題は出さない方が良い。
(3科目に減らすと、差をつけるために難問まで出されるおそれあり。)
- ・他の4科目の基礎的な知識が落ちる可能性がないか心配である。
- ・負担軽減（特に未修者）となる点では望ましいものと思われる。今後の実施3科目の出題方針・内容については、今後も注視していく必要がある。

<●●●>

特にない。

<●●●>

3年間または2年間での法曹としての能力の修得をめざす、法科大学院での圧縮されたカリキュラムの中に求められる学生達の負担の軽減を考えますと、憲法・民法・刑法の基本三科目を丁寧に学ぶ作業と修得が確認さえできれば、法曹実務につくための能力審査としては充分であると思われますし、そのことは、旧司法試験においては、それで足りていたことからも、証明されているものと考えます。

しかしながら、他方、法科大学院教育の中に組み込まれた科目と1年間に短縮された司法研修期間だけで、果たして、従来の司法修習所が担っていた2年間の実務教育を果たせるのか疑問に感じる点も多くあります。

このような状況にあって、このような措置をとることは、法曹実務に特に重要な手続法の基本的学习・確認作業が、疎かになってしまう方向へシフトするのは明白ではないかと思われます。そして、民事・刑事演習等の総合演習科目の学習・理解の進捗にも、影響が出てくることにならないかを案じています。

短答試験科目が3科目に減じられた点は、出題者の負担を軽くするという点でメリットがあると思いますが、法科大学院の教育の成果及び法曹の資質を図るために、論文試験のみでは問われない知識を問うことが可能な短答試験を残すべきでありました。

法科大学院設置の趣旨及び出題採点の負担という観点からすれば、司法試験予備試験制度を廃止又は縮小すべきであります。

<●●●>

受験生の負担軽減を図ったことは大変よいと考える。

<●●●>

【商法に関して】

商事法の法律家としての素養は知識にあるのではなく、その運用にあるのであるから、よい改革であった。他方、これに対して、会社法の体系においては、論述問題によって考查することが困難な分野もあり、そうした分野について受験生の関心が薄れることにより、結果的に、体系的な理解が妨げられる可能性もあるので、短答式試験について一定の必要性があるとの意見もある。

【民事訴訟法に関して】

民訴法が短答試験からはずされた点については、民訴法の場合に、論述で問うことのできる事項について事実上、制約があるので、学生が、広く民事訴訟法全般の知識を身につけているかを確認するためと、そのための勉強を確保するためには、短答式試験が有用であると思われる。

【刑事訴訟法に関して】

受験生にとっては端的に朗報なのであろうが、基礎的な事項の確認の必要性がともすればおろそかになるのではないかと危惧される。

<●●●>

この点については、以下のとおり、見解は分かれた。

I 7科目を必要とする見解

①短答式試験は、論文式試験においては出題の対象とすることが技術的に困難ないし不適切であるが、法曹として学んでおくことが望ましい基礎的知識や理解を問うことができる、②法科大学院修了生と予備試験合格者との比較が問題とされる中、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を短答式問題から外すことにより、予備試験合格者の立場をさらに世間的に高める結果となることが危惧されること、③司法試験に合格しなくとも、基本7科目に短答式合格者については、一定水準以上の法的知識があるという担保を示してきたとも考えられること、④短答式試験の試験科目を減らすことが受験者の負担を軽減しているとは考えにくいことなどから、難易度や分量には配慮しつつ、すべての基本科目について短答式試験を行うことが望ましいと考える。訴訟法は、実務と直結しているだけに基本的事項の確実な修得が求められるため、少なくとも、両訴訟法の短答式試験は復活されるべきである。

II 変更を肯定的にとらえる見解

科目数が減ることで、短答式試験の合計点数の較差が小さくなり、短答式試験を通じての「足切り」がこれまでよりも難しくなることから、各設問が難しくなるのではないかと危惧したが、一部に正誤の不明確な設問があったことを除き、問題の難易度に大きな変動はなかったと思う。合計点数の較差は、設問の組み合わせや配点の工夫により、設けられたのではないかと推測するが、それは妥当であったと思う。真の法的素養を測るためにには論文試験の方が優れていると思うので、短答式試験科目が少なくなることに特に支障はないと考える。

<●●●>

受験生の負担軽減につながるので良いと思う。

<●●●>

- ・法律の細かい知識を問う択一試験としては、基本3科目が適切である。他の4科目については、細かい知識も当然重要ではあるものの実務経験とともに六法・法律書等を随時参照しながら充足することで足り、また制度の理論的な構造については論文試験で問うことで実務家としての資質は充分図れると考えるため。
- ・短答式試験が、細かな判例知識を問う問題に偏っている現状を前提にした場合、法曹としての資質を問うために相応しい試験であるかには疑問の余地がある。また、試験から除かれた4科目と、残った3科目との間に、科目の重要性という点で明らかな差があるとも思われない。
受験生の負担軽減が科目削減の理由であるとすれば、むしろ、短答試験自体を全廃することも視野に入れた改革を検討すべきと思われる。

<●●●>

- ◆ 3科目になったことは積極的に評価できるが、3科目の問題がこれまでの問題に比べて難化しないことを希望したい。
- ◆ 担当者複数のため、意見が分かれているので、併記する。「司法試験との関係で重点項目と考えられるものしか学修しない傾向（いわゆる「つまみ食い」）を助長するので、問題数は別として、行うべきである。」とする意見が複数ある一方、「短答式は基本科目のみで足りるという趣旨で現行の3科目で足りる」とする意見もある。
- ◆ 3科目以外の科目を除外すべき理由は、必ずしも判然としない。論文式試験のみでは、必ずしも判定しえない項目が多くある以上、短答式試験を実施すべき理由があったのではないか。試験制度が比較的短期間で変更されるのは、これに対する定見が欠けていると多くの人は考えるのではないだろうか。

<●●●>

民事訴訟法及び刑事訴訟法は、短答式試験を行うべきである。
民事訴訟法及び刑事訴訟法は、実務家において必須の法律であり、短答式による一定程度の知識を習得しておくべきである。司法試験において論文試験のみしか行わないと、受験生が勉強する領域が限られることになり、不適当である。

<●●●>

基本的な良問が多数であり評価できる。

<●●●>

少なくとも、商法が短答式試験の科目から除外されたことは、学生の負担の軽減および不確かな知識の定着の防止という観点から、適当であると思われる（商法担当教員）。

民訴法について短答式をなくしたことにより、例えば、管轄、訴訟能力、証拠各則等、論文式試験には出題しにくい分野の勉強がおろそかになることが懸念される。

<●●●>

- ・ 民事訴訟法を除いたことについては、適切な措置であると考えます。
- ・ 受験生の負担が軽減された点は良いと考えます。

<●●●>

各科目担当者に意見を求めたところ、下記のとおり意見があった。

- ・学生が論文式試験に出題されそうな事項しか勉強しなくなるのではないかという懸念から、法曹に必要な基礎知識の習得の有無を試すためには短答式試験も必要ではないかと考えている。
- ・法科大学院は前期修習の役割を負うことになっているにもかかわらず、民訴・刑訴が短答式試験の科目から除かれるのか、理解できない。

<●●●>

(複数の教員が回答)

- ・難易度が格別に高くなったという印象はなく、適切に設定されている。
- ・特にこの3月に法科大学院を修了した受験生の負担が軽減されたことは良かったと思う。
- ・法律家としての思考力を試す点に重点が置かれることになったという点ではよかったですものと思われる。もっとも、これを口実に質が低下したとの批判があつてはならないため、論文試験の内容の充実がさらに求められることになるかと思われる。
- ・商法の短答式試験が除かれたことから、法科大学院の学生にとって、商法総則・商行為法、手形・小切手法を学ぶ意欲が減退しているといわざるを得ない。新司法試験制度が始まつて以来、論文式試験は、ほぼ会社法分野のみから出題されており、法科大学院教育で商法分野において求められている教育内容と、実際の試験の出題範囲との間に乖離があれば、益々法科大学院の存在意義が希薄化してしまうことが懸念される。

<●●●>

- ・特になし。

<●●●>

- ・受験生の負担が軽減されたので、良かったと思います。
- ・将来の実務のことを考えれば、やはり両訴は短答式試験があった方がよいように思います。

<●●●>

1. 適切と思います。

<●●●>

○好ましい傾向である。「実務的な紛争解決能力」を要求される法曹専門職の資質を問うにあたり、短答式試験の負担を軽くして、論文式試験の比重を高めることに賛

成する。現行方式よりもさらに論文式試験の比重を高めた試験でもよいと思っている。

○これでよいと思います。基本3科目以外は、知識よりも考え方方が大切である。短答に就ても、条文と基本判例を有機的に関連付けて問う問題でよいと思います。

○受験生の負担を考慮すると、適切な措置であると考える。ただ、足切りとしての性質がますます強くなったと思われる所以、試験初日に実施するなど、日程を再考する必要もあると考える。

<●●●>

- ・適切であると思われる。なぜならば、短答式試験で出題される知識 자체の重要性は否定できないものの、それが短答式試験で試される場合には相応の対策を余儀なくされる以上、法科大学院の限られたコマ数で短答式の対策にまで時間を割くことは、より有意義な指導の時間を縮小させることとなるので短答式試験科目は可及的に少ない方が望ましい、と思われるからである。また、かかる方向を採用した以上は、教育や学習の継続性による効果を高める見地から、今後も、短答式試験科目は3科目に限定することを続けるべきものと思料する。
- ・適切な措置であったと思います。
- ・基本的には、特に問題はないと考えている。しかしながら、3科目の短答式試験問題では差が生じず、問題の内容が、旧試験の様な、パズル問題化することは避けて頂きたい。
- ・訴訟法が短答式科目から外れたことで、手続に対する関心が乏しくなり（あるべからざることながら）、手續を知らない実務家がさらに（いまでも、新人弁護士の雇用状況の変化により、OJT不足が指摘されている）増える原因になるおそれがある。
- ・修習が1年という点に照らせば、訴訟法を加えるべきではないか。

<●●●>

☆当該科目の全般にわたり基本的な知識を問うためには、論文式より短答式の方が優れていると考えられ、その観点からすると、除外された科目についての短答式試験を復活すべきである。今回の刑事訴訟法の論文式の問題を見ると、昨年以前と比べても、分野及び量ともに増えており、これは短答式試験がなくなったことが悪影響を及ぼしていると考えられる。

受験生は当該科目の基本的な勉強はするわけであるから、短答式試験を課しても過大な負担になるわけではないと思われる。

☆憲、民、刑法の3科目となったことにより、従前よりも細かい点を問う出題が今後増えることが予想されるが、あくまでも基礎的な事項を問うという立場は維持していただきたい。

<●●●>

- ・短答式試験には、論文式試験には受験者の理解の程度を十分把握できない欠を補う面がある。合格者が、短答式試験の科目から除かれた4科目についての基礎的な知識が十分でないまま法曹となることが懸念される。
- ・短答式試験は、この基本3科目だけで十分。
- ・類似問題のくり返しや平易な内容でも十分、（基礎的）知識習得の動機付けになるので、存置して欲しかった。将来的に、三科目的学力は上がるだろうが、他の四科目では基礎知識の不足が指摘されるようになろう。総合的評価は、学力向上－知識不足＋問題作成等労力の削減 > 0 。
- ・商法は、短答式試験のみで良いのではないか。
- ・3科目に範囲を限定して学生の法的知識を問うのも妥当である。

<●●●>

●民法回答担当教員：受験生の負担から考えても、3科目で十分だと考えます。さらに、それ以外の科目は、それほど面倒な設問はなかったので、試験の意味があまりなかったと考えます。

●刑法回答担当教員：出題された短答式は基本的な問題で適切である。

●刑事訴訟法回答担当教員：（意見）

受験生の負担軽減の観点から3科目としたのは評価できる。ただ、旧司法試験のように、組み合わせ問題や、難問、奇問と言われるような出題形式、出題内容とならないように注意して欲しい。憲法、民法、刑法における原理原則や、ごく基本的な概念内容、基本判例などを問う問題を出題して欲しい。

<●●●>

- ・7科目に戻すべきである。
なお、「受験生の負担の軽減」という趣旨での3科目化だったと思うが、論文試験が存在する以上、それほど軽減にはなっていない。
- ・枝葉末節まで問う問題は必要ないと思うが、基礎的な事項についての知識を問う短答式試験は必要である。
- ・賛否は分かれるであろうが、賛成。
- ・受験生の負担軽減にはなると思う。
- ・受験生の負担を軽減するものであって相当と考える。
- ・短答式については昔の様に3科目としたことについては疑問である。
- ・論文式試験ではなく、むしろ短答式試験で問うのがふさわしい知識があると思われる所以、民事訴訟法についても基礎的な問題に限定した上で、短答式試験を実施すべきである。
- ・今後、除かれた科目の理解が十分に出来ているかは、見ておく必要があるかもしれません。

<●●●>

この点については、教授会でも検討して、意見を集約いたしました。

- (1) 法曹養成の原則に立って考えるなら、短答式試験科目を三科目に絞ることに合理的な理由があったとは考えられません。法曹として、手続的側面の実際的知識、すなわち、両訴訟法の訴訟運営にかかわる基本的な知識、商法（とくに会社法に規定されている諸手続）、行政法の重要な部分である行政の手続的側面において、即答できることが望ましい最小限の知識は不可欠で、その知識があることをチェックする試験は、高度専門職業人の養成という観点からは合理性が認められると考えております。
- (2) 論文式試験でこうした知識を問うことには作問技術上の限界もあり、また、こうした知識を論文式試験において問うことが論文式試験の本来の目標にとってふさわしいとはいはず、適切な評価をする際に副作用も伴いうるものと考えますので、別の試験、すなわち短答式試験を用意して、そこで聞くべき内容を厳選するというのが制度として合理的かと考えます。
- (3) 法曹に必要な能力、資質を確認するに際して、①論文式試験で論述させて試すにふさわしい問題、②短答式試験でしか試せない問題、③どちらの試験でも試すことのできる問題、④実務の世界でも問題に出会ったときに条文等を見てがかりに確認することですませてよく試験で試す必要のない問題があると考えますが、司法試験が資格試験という性格を有している以上、このうちの②の短答式試験でしか聞けない問題だが、法曹としての能力、資質にとって必要な部分を落としてしまってよい理由はありません。
- (4) 今の法科大学院制度の修業年限内で院生にこれを身につけてもらうことが大変であることは認識しておりますが、院生が大変だからといって、こうした実務家に必要な知識を身につけるきっかけとすべき短答式試験の試験科目を三科目に絞り込んでしまうという決断は、専門家にふさわしくない大変に乱暴な政策的決断で、筋を踏み外したなんらかの妥協の産物であったと考えます。
- (5) 三科目の短答式試験で論文の採点枚数を限定し、論文式試験の答案を精査し、その後、二年間をかけた実務修習で足りない手続法の実務的知識を修得させるという制度のもとであるなら、三科目の短答式試験にもそれなりの合理性があったと考えすることができますが、法科大学院制度を前提に実務修習期間が短くなった今日の制度のもとでは、短答式試験を三科目に絞り込んでしまうことに制度としての合理性

を見いだせません。

(6) 加えて、予備試験においてこれらの科目について短答式試験を要求し、法科大学院修了者はこうした試験の洗礼を経ずに司法試験を受験するのでは、予備試験組のほうが将来の伸びしろが大きくなるというはなはだ皮肉な結果を招来することになるのではないかと危惧します。

<●●●>

- ・3科目になったので、出題傾向が変わることを懸念していたが、刑法については、例年どおり基本的な理解を問う良問が多かったと思う。
- ・受験生の負担を減らす意味ではよい。
- ・行政法に関しては、論文式試験で解答にあたり基礎的な最高裁判例を押さえていることが要求されているので、若干の代替機能があったともいえる。ただし、短答式の廃止が、受験生に与える影響については十分に注視する必要があると思われる。
- ・会社法の改正があったので、短答式試験科目に含まれていたなら、受験生の負担が大変であったのではないかと推測される。
- ・司法修習が短くなった新制度の下、実務法曹を養成するという観点からは、民事訴訟法・刑事訴訟法につき短答式試験で幅広く手続法の条文と基礎知識を確認するということには意味があったと思うので、短答式が廃止されたのは残念に思う。
- ・短答式試験の在り方としては適切な方向に戻ったものと思われる。

<●●●>

短答式は3科目で十分である。

<●●●>

基本的な理解を問う問題であり適切だと考えるが、第2問の小問2は、設問の何を仕方がやや抽象的なため、何をどこまで書くべきかについて、とまどった受験生がいるのではないか。

<●●●>

- ・妥当だと考える。
- ・民法の択一問題では、商法・会社法・民訴法などの基礎知識がなければ正解に辿り着けないような出題を工夫していただきたい。
- ・論文式問題に短答式試験で問うた方がよい問題を出すことになり、作問が単純化するおそれがあるので、やはり3科目以外も短答式問題を置いた方がよいように思われる。
- ・商法については、商行為法、手形・小切手法を論述式で問うことは難しいので、民事訴訟法、刑事訴訟を含め、6法については、短答式を復活してもらいたい。

<●●●>

- ・受験生の負担の軽減となるため好ましいと思われる。（刑法担当）
- ・学生の負担の面ではもとより軽減されたといえるが、その他の科目については、条文の知識という基本的勉強が疎かになる傾向にあるように思う。旧試の弊害であった論文の勉強に比重がおかれるのではないか。一方で、3科目以外については、論文では問い合わせにくい内容について、短答で補うことができなくなっている。（商法担当）
- ・民法の担当教員であるため、他のそれぞれの科目的専門家の視点ではどのように判断されることになるのか不明であるが、それぞれの分野の基礎的知識を満遍なく問うことの出来る機会がなくなったことに問題はないのか、気になるところではある。
- ・司法試験最終日の疲労困憊しているところでの受験となることもあり、問題の分量および試験時間の長さという観点からは、丁度よいのではないかと考える。
(民法担当)

<●●●>

【意見 1】

司法試験は、細かい知識暗記の弊害を避けるためにも、3科目で十分と考える意見がある一方で、プロセスとしての法曹養成の一環として、法科大学院の教育の成果を確認するものなのであるから、短答式試験を実施するなら、3科目だけではなく、行政法以下の科目についても実施するべきであるという意見もあった。後者の意見の理由は、従来の短答式試験が過重な負担を課すものであったことは確かであるとしても、そのような過重な負担は、科目数の減少ではなく、問題の平易化（平均的な純粋未修者が法科大学院で3年間真面目に学習すれば、特段の受験対策をしなくとも 80%以上得点できるくらいで十分である）によって解消されるべきであるという点にある。

【意見 2】

旧司法試験のような状況に戻るのではないかということが危惧される。特に、予備試験組が楽になり、予備試験合格を目指す学生が増え、法科大学院への進学者が減ることが懸念される。他の科目についても短答式を残すべきではないか。

<●●●>

- ・民法を理解する際にも民事訴訟法の基本的な知識は必要であり、その点では、民事訴訟法のごく基本的な事項のみを短答式試験で問うことは考えられてよいと思われる。
- ・行政法等は必須の論文科目であるので、短答式試験の対象にする必要はないが、むしろ、法曹として社会に出て行く以上、少なくとも、税法、独禁法、破産法その他選択科目となっている科目についても基本的な理解は必要であると思われる。
- ・受験者の負担を考えるとこれでいいようですが、他方、一定のレベルの確保を考えると、従来通りの科目を維持しつつ、短答式試験については、試験の方法および時期を変更し、在学中の2月くらいの試験とし、各科目ごとに一度パスすれば合格とする方法も考えられるのではないか。
- ・受験生の負担を考えると、短答式試験の科目を基本3科目にしたことは適切である。

5. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

<●●●>

【以下、本学の担当教員より出た意見を箇条書きにて記載します】

- ・法科大学院修了者が、自信を持って受験できるような試験制度であることが望ましい。
また、ドイツのように法学部と法科大学院とを一体化し、法曹資格取得者だけが法学部卒業者となりうるという制度とすべきです。司法試験は、広く法曹資格者を世に送り出すべき試験です。有資格者を増やし、優秀な資格者が法曹人として自立できる世の中になれば良いと思います。

<●●●>

(公法系より)

憲法の短答式試験出題において、4つの短文から不適当なもの2つを選ぶ問題が複数出題された。法律学における「正誤」は価値判断を大きく伴う場合もあり、この種の出題形式が増加することは適切である。また、従来の正誤問題では、同じ9択で配点が3点と2点がある（但し、3点の小問には部分点がある）理由が十分に感じられなかったが、本出題形式では6択なので、配点の違いも納得できる。

(刑訴担当者より)

刑事系については、短答・論文とも、特に奇を衝った出題ではなく、ごく基本的な論点についての知識と事案への適応力があれば、十分に合格可能なものと思われ、実務法曹としての能力を見る上では、適切な傾向にあると考える。受験生においては、今後も、このような具体的な事案の処理能力が問われていることを念頭にして修学を尽くすことが求められ

る。

<●●●>

- ・欠席者を含め、受け控えが非常に多く、準備の間に合わなかつた学生が受験自体を回避する場面が多いようである。それぞれ事情があると思われるが、もし、他の国家試験等に比してその割合が顕著であるならば、司法試験制度（合格予定者数の増減等）に固有の問題であろう。

<●●●>

もう旧試験の方式に完全に合わせた方がいいのではないでしょうか？

予備試験制度と法科大学院への出願者数の減少の問題が騒がれている。この点については、司法試験本試験の論文試験の出題形式に問題があると思われる。すなわち、司法試験予備校のテキストや問題集だけで、合格できてしまう試験であるから、法科大学院に進学する必要がないのである。

法科大学院に進学しなければ、合格できないような司法試験にするために考えられる方策として選択科目の科目数を増やすことが考えられる。選択科目については、学部レベルで十分な学習をすることは難しいが、法科大学院では複数の選択科目の講義を開講していることが多いであろう。また、現実に社会に出た場合に使う法律には、選択科目に分類されている法律分野が多い。たとえば、倒産法、労働法、知的財産法、競争法、租税法などである。

これらの科目の学習者を増やすことは、司法制度改革において、多様な人材を育成するという目標に合致する。私自身は法科大学院の修了生であるが、これらの科目を法科大学院で勉強できたことが、進学したことの最大のメリットであった。また、実務に出た知人の意見を聞いても、これらの科目をより深く、学生時代に勉強しておけばよかつたという旨を一様に述べる印象を受ける。実感としては、予備試験からの司法試験合格者は、記憶力や情報処理能力は高いが、応用分野への幅がないと感じる。これは、旧司法試験制度において問題視された指摘と同根ではないか。実務に出てからの実践を通じた教育に任せているだけでは、少なくとも私の専門である租税法に限っていえば、国際的な水準から大きな遅れをとってしまうことになっている。欧米のトップスクールでは、ロースクールにおいて租税の専門コースが置かれているのが通例である。そのような者たちとの競争において、実務に出てからの表面的な知識だけでは、もはや太刀打ちできていない。実務家の層の薄さはひいては、国際的な政策形成における日本の発言力の低さにつながっている。せっかくロースクール制度をつくったのであるから、そこにおいては、学部や独学では不可能な教育をしていくべきであり、司法試験もそのような教育を反映した試験内容にすることをもう少し考えてよいのではないか。このような意見は、科目による固有の問題を反映した意見となってしまっている面が否めないが、少なくとも、（いたずらに予備試験ルートを裏道と批判的にみるのではなく）法科大学院で教育を受けなければ、合格しにくい試験にしていく方向性は考えてよいのではないか。

論文式試験の実施の際に、裁判例データベースへのアクセス利用を認める等、裁判例の暗記に留まらない実務能力（複数の裁判例をもとに、その射程範囲を分析したうえで、目

下の事例に対して適用されるべきルールを導出するという作業能力）を試す試験方式も検討されてよいと考える。

<●●●>

①出題趣旨や採点者実感の真意が読みとりにくい。曖昧な点や矛盾している点があることも珍しくない。どのような答案が高く評価されるのか具体的な説明に乏しく、受験生を戸惑わせている。

<●●●>

※教員から出された意見を挙げておきます

◇司法試験が実務家養成プロセスにおける一通過点であるという法曹養成制度本来の位置づけを失念し、あまりにも司法試験を過大視する傾向を未だに払拭できないことに大いに問題がある。司法試験の内容も、こうした大局観から（司法試験廃止を含めた）抜本的改革がなされるべきではないか。

◇短答式試験は、極めて基本的な知識の確認にとどめるとともに、論文式試験は、事案解決に必要となる基礎的な知識・考え方方が身についているか、それらを基にした法的思考に基づいた論述ができるかを試すという役割分担を明確にすべきである。いずれについても、あまり複雑な事例を与えて、受験者が事務処理（事実の拾い上げ）にばかり追われるような事態になることは避けるべきである。

◇実務法曹としての基本的知識と法的思考力を試すのであれば、丸暗記した知識や小手先のテクニックを駆使して急いで解かないと時間切れになるような問題ではなく、じっくりと落ち着いて取り組むことができる問題内容とすべきである。また、合格率が少なくとも6割に達しない限りは、いかなる問題内容といえども、試験としては弊害の多い、悪問となってしまうことから、合格率を上げることが先決である。

◇設問は、もう少しシンプルな方がよい。

◇短答式試験での絞り込みを緩めて、できるだけ多くの受験生に論文式試験の扉を開くべきではないか（そもそも、採点されるか分からない論文を書かなければならぬというのは、いくら受験生といえども、受験料を支払ってもいるわけであり、社会常識に照らして説明が難しいとの批判を受けなくもない）。

◇全般的に問われている知識は、抽象的であり、しかも、実務家の日常業務のなかで必要とされるようなものではない。要するに、実務法曹から見れば、我々の日常の仕事に密接に関連しているとはいえない細部の知識を要求しており、実務家登用試験の内実を有していない。

◇法科大学院では、日頃から実務家教員として自らの仕事に必要な基本的素養や考え方、心の持ち方などを学生に説いているにもかかわらず、実務法曹としての素養を試すための司法試験が、こうした法科大学院での授業内容と乖離しており、そこに制度的な問題

があるのでないか。受験技術の発揮のための試験を良しとする向きもあるが、それは実務家の基本的能力に無関係であるばかりか、クライアントを見下す姿勢につながり、あるいは、国際競争力に劣るなど、弊害の方が大きいことは、論を俟たないであろう。そうした当たり前の原点に立ち返って、司法試験を再考すべきではなかろうか。

<●●●>

特になし。

<●●●>

- 民事系科目の論文試験においては、〔設問1〕から〔設問3〕まで置かれているが、設問の数を1つ減らしたほうがよいと考える。

その理由としては、①時間的制約を厳しくするよりは、じっくり考えて丁寧に論証する時間を設けたほうがよいこと（受験生の負担軽減）、②最後の〔設問3〕は、無理やり付け足したような内容の設問となっていること（出題者の負担軽減）を挙げができる。

- 民事訴訟法を含め、出題意図がつかめないような、いたずらに難解な問題を出題するのではなく、法科大学院での授業の予習復習を真面目に行つた学生が合格できるような、基本的な理解を試すような内容の試験問題にしてほしい。

<●●●>

○学部教育を含めた抜本的な教育改革によって、6年間での質も量も保障された一貫教育の実現に踏み切った上で、現行司法試験を実施するのが理想なのではないか。現状では、司法試験問題が良問でも、多くの法科大学院で、受験者たちをそのレベルまで引き上げることができないまま学生を受験に送り出さざるを得ない（合格者数の問題もある）。これでは法科大学院不要論が出ることも当然であろう。自戒の意味も込めて、学部を含めた法学教育に携わる教員側の意識改革と研修制度の充実などによる教育スキルアップが望まれるのではないか。

○（1）この回答の時点（2015（平成27）年6月17日時点）では、論文式の出題趣旨は未発表である。試験から、もう1か月以上、経つと言うのに。

いわゆる受験予備校では、すでにいろんな講座で、いろんな「風説の流布」がなされているであろう。こういう「混乱」を放置して、困るのは、法科大学院の各教員であり、最終的には、合格した修習生を教育する司法研修所の担当教官だと思うのだが。

いったい、作問するときに、出題趣旨だの、採点基準などは作成されないのでしょうか。

当然のことながら、日本の法曹界のトップ・オブ・トップの方々が、作問されているのである。

わたし程度の人間であっても、期末試験のときは、作問時に、出題趣旨と採点基準も同時に作る。

採点の公平性を担保するために、そのようなものも採点時にあるとは思われる。

だったら、その概要だけでも、アップすればいいとは思うのだが。
それとも、そういうものは、採点してから後付で作成されるのだろうか。
それもまた恐ろしいことではあるが。考えたくはないことだが。そういうことなのか。

(2) 本年度の出題趣旨、採点雰囲気を見ていないので、何とも言えないが。
出題趣旨ないし採点雰囲気は、できるかぎり、答案構成の形でお願いしたい。
たとえば、刑法であれば、「犯罪の成否ないし刑罰減免事由にあたるべき事実」を適示しつつ、順番に、どのような法的な問題、条文解釈が必要なのかを明示してほしい。
答案例というのは、一つの例なので、それをそのままマネしても合格には至らないといいうのも、一つの定見ではある。
しかし、多くの受験生が、知識はあるが、書けないというのが大いにある。
とくに、どのような認定事実から、どのような条文解釈（学んできたこと）を表現すべきなのか。
なお、「判例の結論だけを丸覚えするな」というのは、毎年ごもっともな意見である。
わたしも、我が院生にしつこく、そのことを伝えてはいる。しかし、そこが毎年、C & P（コピー&ペースト）のように同じなのは、矛盾しているようにも思われる。
もう少し書き方に工夫が必要なように思われる。

最後に、このような意見を集める機会を与えていただき、大変感謝している。

ちなみに、わたしは、すでに本年度の答案例を作成し、自大学のTKC上にアップしている。「他人に言う以上、自分もできることはしている」つもりではある。

<●●●>

- ・結局は大問題がなくなり、民法、商法、民事訴訟法(執行法を含む)という形に分解されたので、民事法系ではなく、民法、商法、民事訴訟法と正式に試験過去科目もとして設定すべきではない。もっと採点を早くして、9月には司法研修所に入所できるようにしたらどうか。
- ・出題の趣旨と採点実感は、設問に関する唯一の公式見解である以上、もっと丁寧な内容にするとともに、誤解や混乱を招くことのないように推敲を重ねる必要がある。
- ・出題内容の適切さは、本当は出題趣旨を見てからでないと判断できないのではないかと思います。
- ・論文試験の選択科目は、維持することが望ましい。
- ・今後も、瑣末な知識ではなく、基本重視の出題を望みます。

<●●●>

特になし

<●●●>

*短答式試験は法科大学院における学修の成果としてあくまで基礎的知識がただしく使える状態で整理されて理解されているかを問うものとして機能することが期待されるので、

特に既修者には法科大学院受験の段階で論点主義的勉学に陥っている傾向も見られるため、基礎的知識の習得を等閑にさせないために広くスタンダードな問題を解かせる趣旨を今後も揺らぐことなく一貫させて欲しい。

*論述試験は、法曹志望者数の減少傾向の中で、法科大学院における少人数教育では密度の濃い教育が目指されていることからすると、法科大学院における学修成果を遺憾なく発揮できる内容およびレベルの試験でなければやはり司法試験の受験勉強から抜け出して法曹へのプロセス教育を受けているとの意思を持って学修することを妨げかねないと思います。特に答案の分量として、標準的なレベルの問題を組み合わせつつ、学修の深みを論述できる少しは余裕のある程度を強く意識していただければ幸いです。

<●●●>

○近時、合格者間のレベル差が顕著に見られ、とりわけ下位合格者のレベル低下が著しいように思われる。

法曹資格に関わる能力判定試験であるという性質上、単純に上位成績者から何人（例えば1500人）程度という合格判定は適切とは言えず、今後、合格最低基準の具体化、明確化が必要であるように思われる。

○国際関係法（公法系）を選択し、受験する者の割合は、全受験者中1%台が続いており、在学生が少ないところでは授業自体が成立しない状況も見聞きするが、同科目選択者で司法試験に合格した極少数の者の修習後の進路や現在の業務について、追跡調査が可能であれば、教育の参考にしたいため、調査結果を国際公法担当者向けに開示してもらいたい。

○予備試験組が増え、法科大学院の募集停止も続いている中、現行の試験制度の意義自体が問われているように思われる。旧試験制度のままでよかったのではないか。

<●●●>

司法試験が、法曹として社会に貢献できる人材として、そのスタートラインに立ったことの認証であると位置づけるなら、法律実務家としての基礎的な思考能力の可否を測定することが主と解すべきである。そのためには、まず法律基本科目に関する基本的素養がそのレベルに到達しているか否かが判定できれば足りるのではないか。法科大学院の教育の中心が基本六法科目にあることは、それが必修科目として多くの単位数が配分されていることからも自明である。だとすれば、法科大学院の教育成果として、実務家としてスタートし得る必要不可欠な能力を具備しているか否かを測定する際には、法科大学院における教育の現状や比重を考慮したとき、選択科目を試験科目に設定する必然性は、それ程ないのではないか。この点、法曹養成制度改革推進会議での議論がされているようであり、英断を期待したい。

<●●●>

- ・年々受験者が減少している中で、短答式試験を行う意味を再検討すべきではないかと考える。さらに、法律選択も試験科目の見直しを含めて、早急に検討すべきと考える。
- ・現在の予備試験の実態は、本来の趣旨からかけ離れたものとなっており、少なくとも経済的・年齢的な条件を付すべきである。

<●●●>

- ・①個々の論点につき、具体的にどの程度の「事実の適示」が求められているのか、②その適示の仕方や、いずれの結論を選択するのかなどによって得点が変わり得るのか、変わり得るとすれば、③その配点がどのようにになっているか、などについても、講評等の形で示して頂けると有益であるように思われる。
- ・このアンケートも試験制度の一環という前提で申し上げる。法務省内部で考查委員とともに本アンケート結果が検討されていることと思うが、仄聞するところでは、アンケートの匿名性が十分保たれていないのではないか。私の思いすごしあることを祈るが、アンケートの匿名性に十分配慮していただきたい。
- ・日程上、択一式試験を先にした方が受験者の負担軽減につながるよう思います。
- ・選択科目試験は1問1時間半（または1時間）に変更して、今後も維持すべきである。

<●●●>

- A. 試験傾向が、実務家となるための基本知識というよりは、旧司法試験の論点主義的答案作成技術を要求されるような方向性に次第に傾斜している気がする。従前の旧司法試験への反省から生まれた新制度の趣旨から遠のいているように思われる。
- B. 各科目の出題範囲を法律でより限定すべきだと考える。
- C. 出題は、年々良くなってきてている。
地方の真面目な法科大学院修了者のために、在学中の成績優秀者につき各校1名の推薦枠を設けて司法試験合格者選抜の際、何らかの優遇策を実施してほしい。

<●●●>

(アンケートについて)

法務省ウェブサイトでは、「平成〇〇年司法試験」と表記されているのに対し、本アンケートは「平成27年度司法試験」等と表記されている。表記の平仄を合わせるべきではないか。

<●●●>

- ・出題の趣旨は、試験終了後速やかに公表すべきであると思う。
- ・既存の学説・判例を理解するだけでなく、これらを批判的に検討する能力を涵養するという新司法試験本来の理念を今後とも継承し、発展させるべきだと思います。予備試験がこのような理念に適合しているかどうかは疑問であり、受験資格を経済的余裕がない者に限定すべきと考えます。
- ・試験問題作成者の苦労を考えると、軽々しく批判することはできない。
- ・受験生の立場を考えると過去問をしっかり勉強した者が報われるような出題が望ましいと考える。朝令暮改だけはやめてもらいたいと思う。しかし、短答式を3科目に戻したのは英断であったと評価できる。受験生の負担が良い意味で減ることになるし、何より条文を参照しないで解答する科目を憲法・民法・刑法に限定したのは実務的にもそれで十分といえるからである。短答式の出題による思考力を問うのはやはり必要であり、条文を見なくても解答できる範囲を具体的に示すことは出題者からの貴重なメッセージと言えよう。

<●●●>

- ・予備試験制度が司法試験制度全体に望ましくない影響を及ぼし続けている。原則と例外が反転する運用は大きな問題である。試験科目のあり方についても再考すべきであると考える。幅広い分野にわたる知見を身につけられるように科目を選定すべきである。
- ・特になし
- ・平成27年度試験も従来と同様に学説、判例等の基本的知識を問う問題が網羅されており、かつ法的思考力を問う工夫もなされており、妥当な試験だったと考える。

<●●●>

- ・難問を出すのではなく、平易な問題で総合的な実力をためすべきと考える。
- ・問題の難易度は決して高くはないが、時間に対して問題数が多すぎ、1問1問じっくりと考えて解くことができないのは、これまでと変わりがない。より正確に能力を測定するのであれば、試験の実施方法を見直すべきである。

<●●●>

特にない。

<●●●>

制度設計を担う方々の側で、1、予備試験を経て司法試験を受ける学生に求めようとしている「法曹としての資質」と、2、「法曹としての資質」を涵養するためには、法科大学院で高等専門教育を受けなければならない必要性との整合性を、少しでも明確にして頂けなければ、担当教員も、また法科大学院の学生達も、予備試験受験生達も、そもそも法科大学の教壇で果たすべき職責や、法科大学へ進学する意味、それ自体が見えなくなっているように思われます。

国をあげて司法制度改革の必要性を掲げられた、あのときに立ち返って、今後の目指すところを明確にしていただきたいと願っております。

<●●●>

- ①予備試験制度を廃止し、経済的困窮者に対しては奨学金を充実することによって対応すべきである。
- ②論文試験は、なお難解に過ぎるので、もう少し易しくした方がよい。プロセスとしての法曹養成のうち、法科大学院教育を充実させることが最も重要である。したがって、司法試験の合格を軽くし、学生が授業に打ち込める環境をつくるべきである。

<●●●>

【商法に関して】

商法は、予備試験に比べて難しい。基本的な問題を出すように心がけてほしい。

<●●●>

短答式は、初日に行う方が、受験生の負担になりにくいよう思う。

選択科目試験は、多様な法曹確保のためにも存続すべきである。

<●●●>

- ・制限時間内に解答するには、論点が多すぎる。これでは、深く考察する時間的余裕がなく、思考力を問う試験として適切ではない。
- ・応用力を問うことはよいのだが、マニアックな論点は避け、いわゆる基本書を勉強していれば解答できるような問題にしていただきたい。

<●●●>

- ・司法試験科目の状況については、科目数や内容面も含め落ち着いてきたものと思われるが、合格者数を年 1500 人程度に留めるのはやむをえないにしても、法科大学院教育の良さは認識されてきたところと思われる所以、予備試験のルートはあくまで例外的なものとして年 150 人程度に留めて、経済的困窮者などは奨学金を増やすことや修習期間中ににおける給付金制度の一部復活や貸与金およびその返還免除制度の設立などで対処すべきである。

<●●●>

- ◆予備試験制度について、法科大学院在学生が受験できること等について疑問を提起する見があった。

<●●●>

択一を三科目に減らした事は受験生の負担軽減に役立ち評価できる。

<●●●>

昨年度の司法試験の最終発表においては、最低ライン点未満が倒産法では 100 人いたとされていた。これは、他の科目を選択した受験生の最低ライン点未満実人員と対比すると突出して多い数字であり、異常な事態である。受験生に対する今後の萎縮的効果は計り知れない。1 科目でも最低ライン点未満となると、他の科目でどれだけ高得点を得ても不合格になるという制度の趣旨をふまえた、適切な採点基準の作成及び実際の採点がされることを希望する。

<●●●>

(特にありませんでした)

<●●●>

各科目担当者に意見を求めたところ、下記のとおり意見があつた。

- ・民訴・刑訴の短答式試験を復活させるべきである。

<●●●>

(複数の教員が回答)

- ・いたずらに合格者の数合わせだけを考えるのではなく、わが国の司法を支える人財にはどの程度の法的思考力が必要なのかを考えて、司法試験制度を検討するべきであると思われる。
- ・選択科目（知的財産権）は重要であり、今後も維持すべきと考えます。

<●●●>

- ・特になし。

<●●●>

- 1 予備試験を意識し、法科大学院教育を軽視する方向に動いているように見える。
- 2 憲法 良問が出題され続けるようにお願いいたします。

<●●●>

○論文式試験の方向性はよいと思います。

実務家登用の試験ですから、学説の最先端までは要求しなくてよいと思います。

基本的概念と条文、判例相互の関係と射程を踏まえた上で、規範を具体的な事例の事実関係にどのように当てはめるかを、柔軟に考える力を見るので十分だと思います。

○論文だけでは分からぬ力（法曹としての心構え、他人の異なる考え方を理解しようとする力、姿勢など～法曹倫理なども関連する。）を測る工夫が必要だと思います。

○出身法科大学院における成績（あくまで相対的に）も、考慮する余地があると思います。

○民訴法についていえば、要件事実、事実認定、証拠収集などの実務的能力を試す問題が重視されて然るべきだと思います。

○授業料免除や独自の奨学金等を用意する法科大学院が多数あるにもかかわらず、予備試験が存続していることに疑問がある。

<●●●>

- ・実務家になるための試験である以上、法的知識については、今年に限らず、基本的理解とその応用を問う出題を心掛けてほしい。
- ・予備試験ルートで司法試験を受験する者には、「法科大学院全国統一適性試験」の下位15%クリアのハードルが課されない点で、法科大学院ルートの者との不公平を生じさせて

いるように感じられる。

- ・修了後5年間に5回の受験を認め、合格者数1,500人、合格率70~80%を目指すことであるが、法科大学院全体の定員を、1,600人としても、入学者全員が修了し、受験資格者全員が受験するすれば、最終的には、合格率は75%となるので、現実的には、法科大学院全体の定員を1,700人程度に抑える必要があろう。

そうすると、数の上だけでも、定員充足率や合格率の低い小規模法科大学院から廃止するという手法では対応できなくなることは明らかである。法科大学院の全国的な配置という点をも考慮すれば、特に東京に集中している大規模法科大学院の大幅な定員削減が必要となろう。法科大学院を含む、法曹養成システム全体の抜本的見直しを行うべき時点に来ているのではないかと思われる。

<●●●>

- ・予備試験は、法科大学院制度を大きく揺るがす面があり、抜本的検討が必要である。一方では、法科大学院制度への影響を緩和する方策として、①受験資格年齢の下限設定、②予備試験合格者数の限定、他方で、法科大学院進学・修了のインセンティブを促進する方策として、③5回受験後にも予備試験受験資格を認めることが検討されてよいと考える。
- ・多くの関係者が同じ意見だと思うが、「予備試験」はその廃止を含めて、対策を検討して頂きたい。
- ・今更遅いが、資格試験のはずが選抜試験になりLSの教育理念を変質させてしまった。その原因は社会への法的サービスの需要の少なさを見損なったためとはいえ（本当に需要が少ないかは疑問であるが）、試験のあり方を聞かれれば資格試験だったはず、と言わざるを得ない。

<●●●>

- 民法回答担当教員：とにかく、合格者を増やしてください。でないなら、法科大学院を廃止してください。

- 刑事訴訟法回答担当教員：（意見）

法学部以外の学部を卒業した、いわゆる「純粋未修者」といわれる法科大学院学生が、3年間、きっちりと法科大学院で勉強すれば合格できる司法試験であって欲しい。教員目線でみると、現在の刑事訴訟法論述試験は、事案重視型、問題解決型のよく練られた問題とあると評価しているが、学生目線でみるとやはり難しい問題の部類に入るようと思われる。

未修者が3年間、法科大学院で毎日、12時間勉強したとしても、勉強時間に充當できるのは、18か月しかない。この間、法科大学院学生は、憲法、民法総則、物権、債権総論、債権各論、家族法、刑法総論、刑法各論、会社法、民訴法、刑訴法、行政法、選択科目の合計13科目を習得しなければならない。その上に実務系科目や、展開先端科目などもあることを考えると、ほとんど1科目あたりにかけられる勉強時間は、40日あるかないかという状況である。

この期間中に、上述した純粋未修者（社会人を含む），すなわち初学者が、実力的に司法試験合格レベルに達していないなければならないというのは、極めて厳しいことと言わ

なければならない。

教員目線、学生目線とは別に、論述試験を採点する「採点者目線」からみると、近時の司法試験受験生あるいは司法試験合格者のレベルの低下は看過できない程度にまで来ている、ということもある（1500人に合格者数を絞ったとしても）、それでもやはり、もう少し問題のレベルを下げ、「これなら3年間、勉強すれば自分にも解けそうだ。合格できそうだ。」という期待が持てそうな論述問題であって欲しい。

<●●●>

- ・司法試験の受験者が減少している状況を、より深刻に受け止めて、制度改革を目指してもらいたい。
- ・制度変更の「原点」にもどって、考えるべきだと思う。
- ・法科大学院制度と新司法試験は密接な関連を持って発足した。その新司法試験が10回目となった。そして今、法科大学院は当初開設された74校中、29校で募集停止となり、残った大学院も、定員は半減したが、それでもなお大部分の法科大学院が定員割れという惨憺たる状況にある。現象的には法科大学院制度は崩壊状態といわなければならない。では新司法試験はどうか。

法科大学院制度と新司法試験の組み合わせによる新しい法曹養成制度は、従前の法学部教育と旧司法試験による法曹養成に対する否定的な評価から出発した。そこでは、法学部教育は法曹養成に寄与していないとされ、司法試験では、法律家としての思考力、問題解決力が試されるのでなく、型にはまった予備校的な答案が多くを占めているということが問題とされていた。

問題は、新司法試験によってそういった従来の司法試験に加えられていた評価を払拭できたのかということである。新司法試験が10回を数えた今、あらためてそのことが検証されるべきだと思う。新司法試験は、旧司法試験のような、予備校的なワンパターン答案が影をひそめ、本当に法律家の思考力、問題解決力が試される試験になったか。合格率については当初の予定よりも下回っているといわれるが、絶対数としては合格者数はかなり増えている。合格と不合格の線引きは、試験を所管する当局の見解では、法曹としてふさわしい能力を備えているかどうか、が基準となっているという説明がされている。それは合否判定の当然の基準である。しかしその説明は、なぜ当初の予定よりも合格率が低いか、という問に対する回答としてなされるようである。では増えた合格者はすべて、新司法試験により、法曹としての適格性を認められると判定されての合格だろうか。こういう疑問を抱かざるを得ないのは、他方でしばしば、新司法試験になって合格者のレベルが低下したのではないか、という指摘があるからである。加えて、司法研修所の教官からは、基礎的な法律知識を欠く修習生が増えたということがいわれ、修習を終えて弁護士となった新司法試験ぐみに対する先輩弁護士の評価として、同様のことがいわれることもある。また、二回試験の不合格者が増えているということもいわれている。

こうしたことが現実にあるとすれば、新司法試験は必ずしも所期の効果を挙げていないとということになる。

司法試験管理委員会や、実際に答案の採点にあたっている人たちから、こういう点についての率直な意見の表明がなされることが求められていると思う。

<●●●>

以下のような意見がありました。

- 全体的に、深く考えず、広く浅い判例の知識をもとに、要領よくまとめ上げるスピードが重視されている。もっと、法曹として社会の複雑な事象に真摯に向き合い、考えるという能力を育て、試すというものでなければならないであろう。司法試験の合格者が漸次減らされ、おおむね旧司法試験の最後の数に近づいている現在、口述試験の復活を考えるべきであろう。
- 他の科目を含む全体については把握できない。
司法試験のあり方については、合格者数を増やす方向で考えるべき。
2本立ての試験制度は弊害あり。予備試験は特殊事情のあるごく少数の受験生のみを対象とすべき。
- 論文問題において配点、民事系は配点の割合についての記載がある。「試験出題の趣旨」において、当該配点割合とした理由について記述して欲しい。
- 事実と規範の仕組みさえ理解できれば、難しい問題ではない。短答式がなくなった分どうなるか、と思ったが、それほど質を落とさず、予備校的な問題ではなくなり、しっかりした解釈論が却って要求されるようになった。事案への対応力、法律構成力が求められるようになっている。
- 憲法：採点における統一性を実現するために、素直な事実関係や解答の誘導を行うこと、また更なる能力を見るために開かれた解答の部分も設けておくという出題の方向性は評価できる。
- 民法の論文試験について意見を述べる。上述したように試験時間を見て事案の複雑さを、過去の司法試験論文式問題と比べると、軽減させた点は評価できる。問題数は同じでも例年よりも、3題全体の問題の難易度も簡単になった。しかしながら、意味のある易化であると考える。受験者の得点のばらつきが大きくなり、しっかりと合格者をセレクションできる問題である。
設問（1）は、これまでの司法試験でも似たような問題が出ており、難しいとは言えない。設問2（2）は、日本の判例でも扱われた転用物訴権問題の基礎にある考え方（「侵害利得返還請求権の補充性」とも呼ばれる）の対立を用いても解けるし（事案としては転用物訴権問題の考え方に関連する問題だと気づかない），それ以外の見解もあり得る。良問である。
設問2（1）はどの教科書でも取上げ、判例を素材に説明している論点であり、かつ事案がそれらの論点を容易に連想させる問題である。設問2（2）も受験生が身につけているべき留置権の知識が使えるかどうかを、本問の事案で試している。良問である。本問の事案は、教科書の留置権に関する叙述または問題とは、本問と似たような事案を見たことはないであろう。
- 設問3は（1）（2）も、責任能力ある未成年者と不法行為とその親の不法行為責任というよく勉強してあるはずの問題と、被害者側の過失というよく知られた問題であり、できなければいけない問題である。ここで点を取れない者が不合格とされても仕方のない問題である。以上のように、今年度の問題は、比較的易しい問題も、良問も含まれ、難易度のバランスが全体としてとれている。

難点は、今年の問題に限ったことではないが二つある。一つは、2時間で解くには、問題数が多いすぎる。確かに、設問3題は、今までと同じであるが、今年簡易にした以上に、思い切って問題数の削減にまで踏み切るべきだと考える。もう少し受験者がじっくり考えた上での答案によって選考をしたほうがよい。問題数が多いと、書く速度を含めた事務処理能力だけが試されている結果になるからである。

もう一つの難点は、設問3の問い合わせである。そこでは、(1)で「Lが【事実】18に記した損害の賠償をCに対して請求するための根拠を説明した上で、それに関するLの主張が認められるかどうかを検討しなさい。」となって置いて、(2)で「(1)の請求に対し、その賠償額について、Cはどのような反論をすることが考えられるか。その根拠を説明した上で、その反論が認められるかどうかを検討しなさい。」となっている。(1)で請求原因、(2)で抗弁を書くということが求められていると考えるが、そうすると、(1)で過不足のない最終的な請求に関する審査をすると、(2)で書くことがなくなってしまう。(2)の問い合わせを意識して、(1)でかくことができる部分を敢えて残して(2)で書くしかないのではないか。設問1の(1)又は(2)の質問の仕方と同様にすべきだと考える。

私は以上のような感想を論文式問題について抱いた。私とは視点が異なる見解もあり得ると予想する。すなわち、新司法試験当初の大問題・融合問題、各法分野毎の試験問題、さらに個別問題といつてもいい独立問題を複数出題するという流れが、司法制度改革で誕生した法科大学院教育と適合しない方向性ではないかという意見である。法科大学院で受けるべき教育内容の成果を試すのに適していたか疑問であるとの考える方もいるであろう。2006年から始まった新司法試験の論文式問題とは、方向性が変わっており、当初のほうが法科大学の教育の成果を試すのに適していたという見方である。

短答式問題に一点疑問を申し上げる。私の理解が足りないのか知れないが、なぜ民法の短答式試験の冒頭で、ウイーン売買条約の適用は考えなくてよい旨の注意書きがあつたか理解できなかった。必要な注意書きであったのであろうか。受験生に要らぬ心配をさせることにならないかと感じた。

<●●●>

- 論文式試験については、憲法、民法、刑法、訴訟法（民訴と刑訴から一科目選択）、選択科目（商法、行政法、労働法、倒産法、知的財産法より一科目選択）の五科目とすることが望ましい。

<●●●>

脱法的な抜け道となる予備試験は廃止すべきである。

<●●●>

全体としては、論文式はもっと平易なものにすべきであり、法科大学院を修了すれば原則パスできる資格試験にすべきであるという意見もあった。法曹有資格者の多様性を図るのであれば、必修科目を減らして選択できる科目を増やすべきであろう（選択科目としては、1科目を選択すればよいようにし、選択メニューを増やすということである）。それ

には、英文契約書読解や作成などの英語科目があつてもよい。

また、試験自体の内容についても、条文や判例の暗記で答えられるものよりも、架空の依頼者に対する法的助言や解決提案のような、法的思考力を試すものにしたほうがよいであろう。

<●●●>

- ・民法に関する最前線の問題は、時効法・担保法・家族法なので、それらに対応できる能力を問う出題を工夫していただきたい。民法では、全1問ではなく、財産法から1問、家族法から1問という出題が望ましい。実務家になれば、家族法を避けて通れないにもかかわらず、「家族法は論述に出ない。択一でも1つか2つなのでそれは捨てればいい。ゆえに、家族法なんぞに労力を割くのはばかばかしい」という旧司法試験以来の「通説」を覆す仕掛けが望まれる。
- ・短答式試験を試験の最終日の日曜に持ってくるのは、受験生に酷である。まず、短答式から始めていただきたい。予備試験に合わせるのならば、日曜を試験開始日にしていただきたい。

<●●●>

予備試験制度の問題点を放置したままで、司法試験のあり方を考えるのは片手落ちと思われる。

<●●●>

【意見1】

短答式は、1問当たりわずか2分程度の解答時間しかない。そのような短時間で、専門家ですら、条文や判例付き六法を参照して確認するような、細かな条文知識や判例知識について答えることを要求することは、法科大学院において知識暗記の勉強を推奨することにほかならず、法曹養成教育の一環としての司法試験としてきわめて不適切である。そのような短時間に多数の問題に正解できなければ、法律家として不適と断ずべき根拠はどこにもないし、その検証もされていない。

論文式は、問題それ 자체を取ってみれば、よく練られた大変良い問題ではある。しかし、問題文の長さや難易度に比して解答時間が短すぎる。その点で、試験として見るとときは、きわめて不適切なものとなっている。司法試験に合格するには、“速く書く”訓練が必須となっているといつても過言ではない。また、不正確でも多くの論点に触れた答案の方が、よく考えているが少数の論点にしか触れられなかった答案よりも結果として高得点となっているのではないか（少なくとも、受験者の多くはそのように認識している）。そして、そのような認識を生じさせているということ自体が問題である（いわゆる「隠れたカリキュラム」）。現在では、法律家が手書きで文書を書くことはほとんどないことに鑑みれば、ワープロ使用の筆記試験の導入を真剣に検討すべきだと考えるが、それが当面無理としても、“速く書く”訓練が必要となるような試験は、内容の良しあしに拘わらず、試験として不適切と言わざるを得ない。

司法試験は法曹として出発点に立てるかどうかを判定する試験である。そうだとすれば、平均的な実務家であれば全科目について余裕で合格点を取れるくらい、研究者なら

ば、その専門とする科目について、実際の試験時間の半分程度の時間で、ほぼ完ぺきな解答ができるくらいの問題でちょうどよいのではないか。

毎年指摘していることであるが、採点基準と合否判定基準を明らかにするべきである。また、成績評価各ランクの答案サンプルも公表するべきである。これらを明らかにしないのは、アカウンタビリティの放棄であり、国家試験としての透明性を欠き、その適切性を疑わせる。これに対して、採点基準等の公表は、試験対策的な勉強を助長するとの反論が聞かれる。しかしながら、司法試験が法曹として必要な知識と能力の有無を判定する試験であるなら、そのような知識と能力が身につくようないに教育を、すなわち司法試験に合格するような教育を法科大学院としてはすべきである。ところが、そのような知識と能力の判定基準である司法試験の採点基準と合否基準が明らかでないのではどうしようもない。教育評価論では、目標と評価と指導の一体化ということが言われるが、司法試験がプロセスとしての法曹養成の一環である以上、目標と評価＝司法試験と、指導＝法科大学院教育との一体化をはかるには、司法試験の採点基準と合否基準を明らかにするべきである。仮に、採点基準等の公表により試験対策的な勉強を助長し、かつ、そのような対策が有効なのだとすれば、それは、司法試験が法曹として必要な知識と能力の有無を判定する試験になつていいということであつて、司法試験自体がおかしいのである。

※ 本アンケートについて

毎年、司法試験問題についておおむね適切であるとの評価が多いようであるが、回答者は、実際の受験者と同様の条件下で問題を解いてみて回答しているのであろうか？問題としての適切さと試験としての適切は異なる。本調査では、試験としての適切さを調査したいのであろう。そうであれば、受験者と同一の条件で、試験問題を実際に解いてみたうえで（少なくとも、そういう条件下で解答者自身が解いてみたことを想定して）、アンケートに回答するよう求めるべきである。

司法試験委員会において、司法試験の適切性に関する検証をする気がない以上、協会として、真に司法試験の適切性を調査したいのであれば、法科大学院終了の実務家を中心広範にモニター受験者を募るなど、協会自身が検証してはどうか。

【意見2】

知識偏重とならない試験とすることが何よりも重要と思います。

【意見3】

法科大学院に進学するためには適性試験を受けなければならないのに、予備試験を受ける時には適性試験を受けなくてよいというのは不公平ではないか。予備試験受験の条件として適性試験の受験を義務付けるべきだと思われる。

<●●●>

- ・出題の趣旨は、学生が学修を進める際の有益な指針になっている。今後もそのような観点から、詳細かつ明快な出題の趣旨を示していただくことが望まれる。
- ・論文式試験については、現状でいいのではないか。
- ・今年度も出題形式や出題傾向は例年と同様であったと思われますが、試験時間（2時間）に比較して、若干、問題文が長すぎないか、問題の量が多すぎるのではないか

か、という感がしないわけではありません。